
浦安市総合計画(案)

令和元年(2019年)10月
浦安市

浦安市総合計画 目次

<序論>

第1章 総合計画の策定にあたって	序-1
1 総合計画策定の目的	序-1
2 総合計画の構成と期間	序-2
3 総合計画の特徴	序-4
第2章 まちづくりを取り巻く現状と課題	序-6
1 本市の概況	序-6
2 国内の社会経済動向	序-8
3 人口から見た本市の状況	序-10
4 土地利用から見た本市の状況	序-18
5 財政から見た本市の状況と財政収支の見通し	序-21
6 今後のまちづくりに向けた主要課題	序-26
用語解説	序-28

<基本構想>

第1章 基本構想策定にあたって	1
第2章 将来都市像	1
第3章 まちづくりの基本姿勢	2
第4章 都市構成の基本的な考え方	3
第5章 基本目標	5
第6章 持続可能な行財政運営の推進	7

<基本計画>

第1章 基本計画の基本的考え方	9
1 基本計画の意義	9
2 基本計画の期間	9
3 将来人口・世帯数の見通し	9
4 財政の見通し	13
第2章 都市構成の基本方針	14
1 土地利用の方向	14
2 拠点の整備・充実	15
第3章 うらやすポリシーミックス～豊かな成熟社会を創造するための挑戦～	17
1 安心して暮らせるまちへ 10年間の挑戦	17
(1) 安全・安心に直結する施策	17
(2) 子ども・子育て支援と地域福祉施策	19

2	その先の未来へとつなぐ挑戦	21
(1)	都市構造の変化に対応する施策	21
(2)	浦安の魅力を高めるための施策	23
第4章	施策の体系	26
第5章	分野別計画	28
【基本目標1】	育み学び誰もが成長するまちへ	28
1-1	子どもの育ちと子育てを応援する	28
1	子育て	28
2	健全育成	30
1-2	子どもの可能性と未来を拓く教育を推進する	31
1	学校教育	31
1-3	生涯にわたる学びと人のつながりを大切にする	34
1	生涯学習	34
2	文化	36
3	スポーツ	38
【基本目標2】	誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ	40
2-1	生涯にわたり健康で安心できる暮らしを実現する	40
1	健康	40
2	医療	42
2-2	いつまでも生き生きと笑顔あふれる暮らしを創出する	43
1	高齢者福祉	43
2	障がい者福祉	45
3	地域福祉	47
4	社会保障・生活支援	48
2-3	多様性を認め合い心豊かになる暮らしを構築する	49
1	平和・人権・男女共同参画	49
2	コミュニティ	51
【基本目標3】	安全・安心で快適なまちへ	53
3-1	災害に強く犯罪が起りにくいまちづくりを推進する	53
1	防災・消防	53
2	防犯・消費生活・交通安全	56
3-2	水と緑を活かした快適な環境を整備する	58
1	水辺環境	58
2	公園・緑地	60
3	ごみ処理	62
4	環境保全	63
3-3	暮らしを支える都市基盤を整備する	65
1	市街地・住宅	65
2	道路・交通	67
3	生活支援基盤	69
4	下水道	70

【基本目標 4】多様な機能と交流が生み出す魅力あふれるまちへ-----	71
4-1 魅力あふれる観光・リゾートを振興する-----	71
1 観光・リゾート-----	71
4-2 新しい時代に対応した地域産業を振興する-----	73
1 地域産業-----	73
4-3 まちのにぎわいと活力を創出する拠点を整備する-----	75
1 拠点整備-----	75
第6章 計画実現のために-----	77
1 行政運営-----	77
2 財政運営-----	78
3 公共施設マネジメント-----	79
4 自主・連携のまちづくり-----	80

<参考資料>

1 用語解説-----	参-1
2 参考指標-----	参-9

序論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 まちづくりを取り巻く現状と課題

第1章 総合計画の策定にあたって

1 総合計画策定の目的

総合計画（基本構想・基本計画）は、市区町村における最上位の行政計画であり、目指すべき将来都市像やその実現に向け骨格となるまちづくりの基本的な方針などを掲げ、総合的かつ計画的に行政運営を推進していくための指針となるものです。

本市ではこれまで、昭和48年（1973年）から数度にわたり、総合計画（基本構想・基本計画）及びこれに基づく実施計画を策定してきており、近年の取り組みとしては、平成11年（1999年）に「人が輝き躍動するまち・浦安」を基本目標とする基本構想を策定し、平成13年（2001年）に同基本構想に基づく基本計画を、平成20年（2008年）に第2期基本計画を策定しました。

近年、本市を取り巻く社会経済情勢は、我が国全体がかつて経験したことのない本格的な人口減少・超少子高齢社会への移行とともに、人・モノ・金・情報などが国境を越えて移動するグローバル化やICT*分野を中心に急速に進む技術革新など、様々な面で大きく変化しています。

一方、これまで堅調な発展を遂げてきた本市においても、高齢化の進展に伴う人口構造の変化が徐々に進行するとともに、昭和50年代を中心に集中的に整備された公共建築物や道路・下水道などのインフラ施設の老朽化が進み、また、40年にも及ぶ埋立地における開発が終盤に入るなど、本市は、まちを開発していく「発展期」から、まちを維持・更新していく「成熟期」へと移行してきています。

このような中でも、本市に住む人・働く人・学ぶ人・訪れる人、すべての人が幸せを実感できるまち、誰もが自分の思い描くライフスタイルを実現できる市民が主役のまちを確立し、強い誇りと自信を持って次世代に継承していくためには、本市を取り巻く環境の変化に的確に対応したまちの再構築が必要な時期を迎えています。

そこで、10年後、20年後の将来を見据えた新たな行政運営の指針として「総合計画」を策定することとしました。

2 総合計画の構成と期間

(1) 総合計画の構成

総合計画は、市におけるまちづくりの最上位に位置付けられる行政計画とし、基本構想及び基本計画の2層で構成しています。

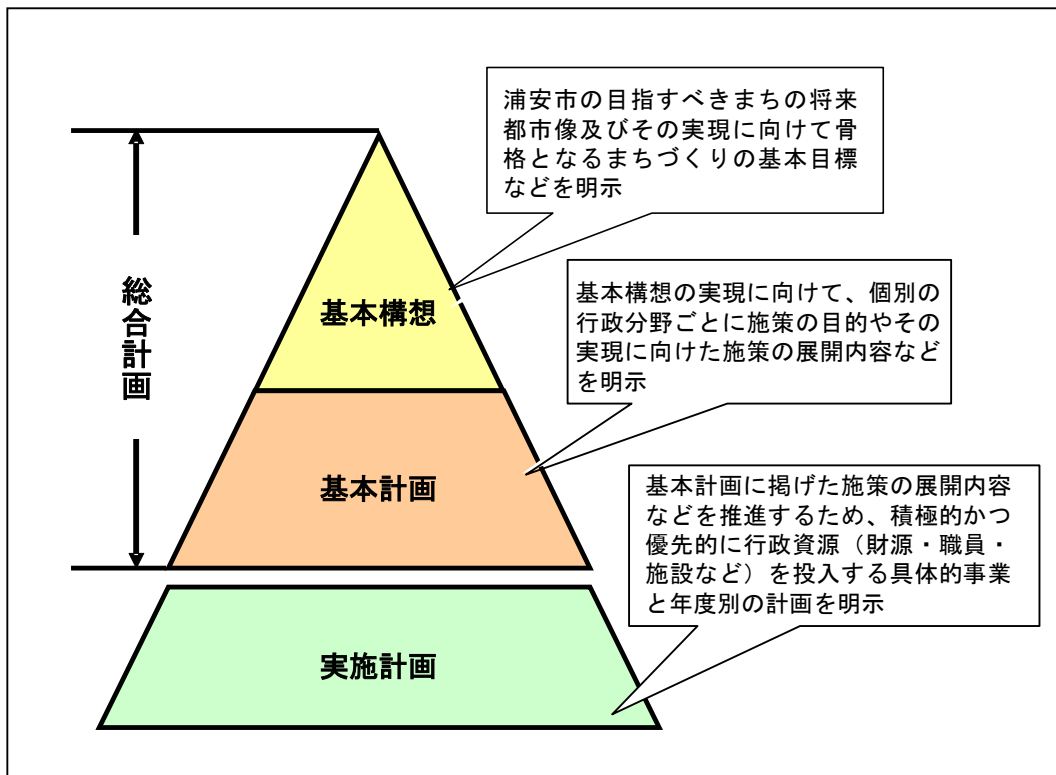
<基本構想>

浦安市の目指すべきまちの将来都市像及びその実現に向けて骨格となるまちづくりの基本目標などを示しています。

<基本計画>

基本構想の実現に向けて、個別の行政分野ごとに施策の目的やその実現に向けた施策の展開内容などを示しています。

◇総合計画の構成



なお、実施計画は、基本計画に掲げた施策の展開内容などを推進するため、積極的かつ優先的に行政資源（財源・職員・施設など）を投入する具体的事業と年度別の計画を示しており、毎年度の予算編成の指針となるものです。

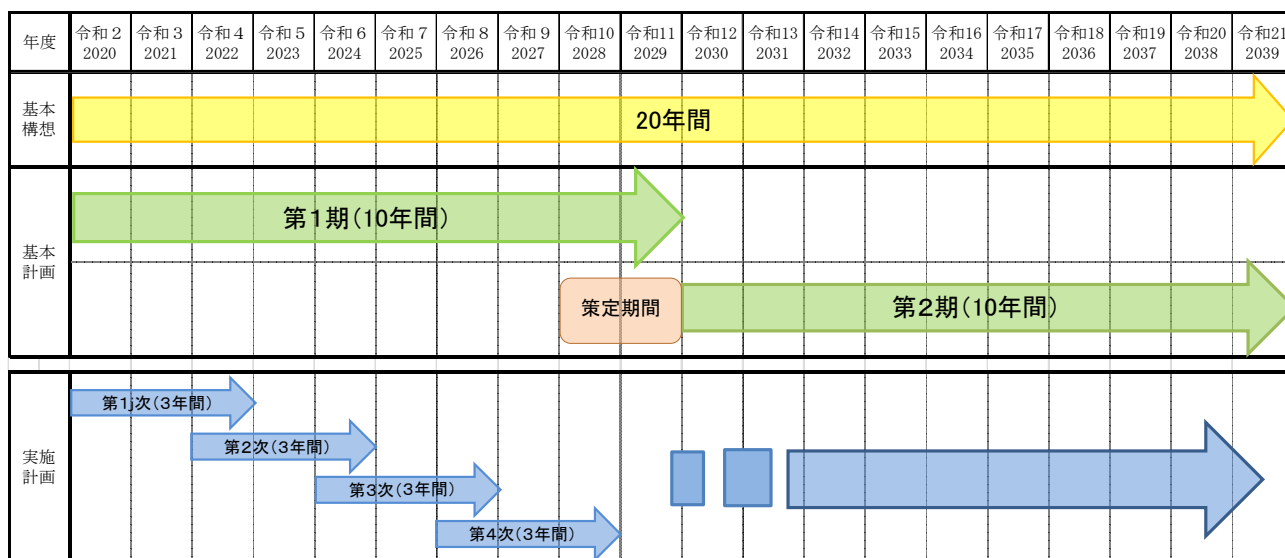
(2) 総合計画の計画期間

総合計画の計画期間について、基本構想は令和2年度（2020年度）から令和21年度（2039年度）までの20年間、基本計画は令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間としています。

このうち、基本計画は、本市を取り巻く社会経済情勢、国や千葉県の制度改正、まちづくりに対する市民のニーズなど、様々な変化に柔軟に対応できるよう、計画期間の途中であっても適時適切に見直しを行います。

なお、実施計画は3年間の計画期間とし、毎年度見直しを行いながら、2年ごとに改訂することとします。

◇総合計画の計画期間



3 総合計画の特徴

限りある行政資源をより一層効果的・効率的に配分しながら、計画の実効性を適切に確保するため、総合計画は、次のような特徴を兼ね備えた計画としています。

(1) 市民の意見を反映した計画

近年、ライフスタイルの変化や価値観の多様化を背景に、本市に住む人・働く人・学ぶ人・訪れる人のニーズが変化してきています。これらのニーズに対応し、積極的かつ優先的に行政資源を投入する施策・事業を的確に選択するためには、潜在的な市民の意見も含め、子どもから高齢者に至るまで、広く市民の意見を把握する必要があります。

そのため、本計画の策定過程では、市民へのアンケート調査をはじめ、商工会議所や市川法人会など市内関係団体へのヒアリングを行ったほか、市長への手紙、議会における質疑・質問の整理・分析により、これまで市に寄せられた意見・提案を把握しました。

また、市民ワークショップ*やポスターセッション*などの様々な手法を駆使し、これまで市政に参加する機会が少なかった方々や次世代のまちづくりを担う子どもたちからも積極的に意見などを引き出し、それらを反映しました。

＜市民ワークショップの様子＞



(2) 市民とともに実現に取り組む計画

全国的な人口減少・超少子高齢社会への移行をはじめとする社会経済情勢の変化に伴い、今後ますます個人や地域社会が抱える課題が多様化・複雑化する一方、限りある行政資源の中で、行政の力だけでこれらの課題にきめ細かく対応することは、これまで以上に困難になっていくと見込まれます。

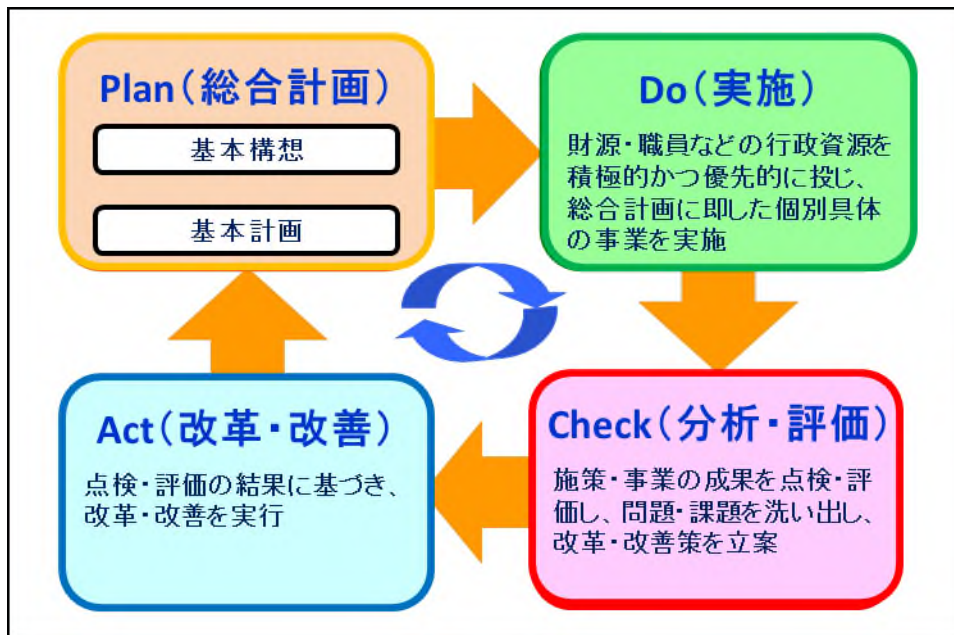
そのため、本計画は、市民（本市に住む人のほか、在勤・在学の人、自治会やNPO、市民活動団体、企業、学校など）と市がそれぞれの役割と責務を認識し、互いの特性を尊重しつつ、協力・連携しながら、将来都市像の実現に向けたまちづくりを推進するための指針という役割も担っています。

(3) 適切に進行管理ができる計画

本計画を起点に、実効性・効率性・市民満足度の高いまちづくりを持続的に推進するためには、「Plan（総合計画）⇒Do（実施）⇒Check（分析・評価）⇒Act（改革・改善）」を繰り返し、継続的な改革・改善を実践し続けることが必要不可欠です。

そのため、「何をするのか」だけではなく、「何のためにするのか」という目的・目標を明確に掲げ、策定後、定期的の実績と目的・目標との乖離の状況を把握し、その乖離が何に起因するものなのかを分析・評価することで、適切に進行管理ができる計画としています。

◇総合計画を起点とするPDCAサイクルの姿



第2章 まちづくりを取り巻く現状と課題

1 本市の概況

(1) 位置及び地勢

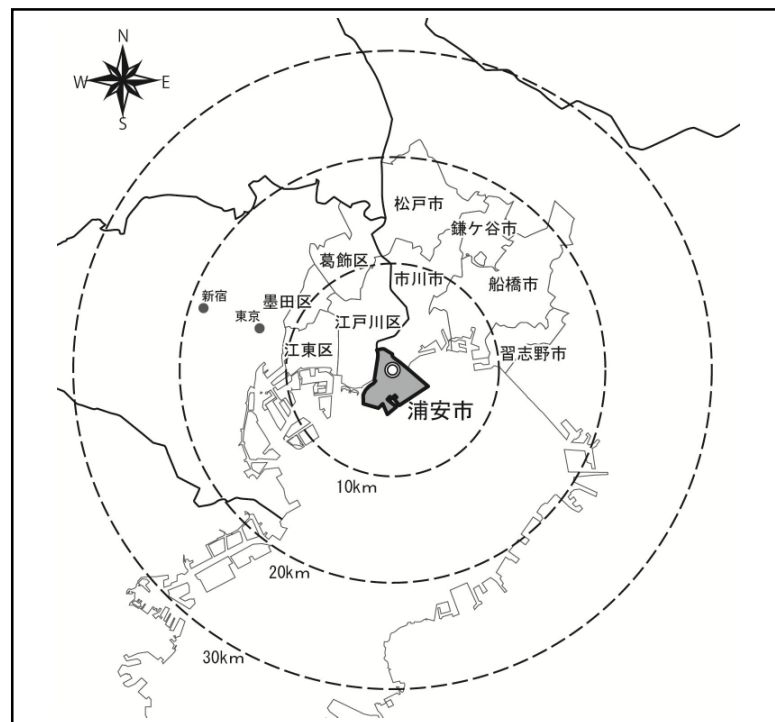
本市は、千葉県の北西部に位置し、市域の東と南は東京湾に面しており、北は陸続きで市川市と、西は旧江戸川をはさんで東京都江戸川区と接しています。市域は東西 6.06 km、南北 6.23 km、面積は 16.98 km²であり、面積は県内 54 市町村の中で最小となっています。

地形は、東京湾の湾奥、旧江戸川の河口部デルタ地帯に位置する平坦地であり、河口部の三角州や広大な干潟を公有水面埋立事業*によって造成された土地が市域全体の約 4 分の 3 を占め、市域の三方を海と河川に囲まれています。

市域の骨格を形成する主要な交通網のうち、鉄道は北部を東京メトロ東西線、中央部を J R 京葉線がいずれも東西方向に、また、広域幹線道路は中央部を千葉市や神奈川県横浜市・川崎市など、東京湾に面する主要な都市間を結ぶ首都高速道路湾岸線と国道 357 号東京湾岸道路が並行して東西方向に伸びているほか、都市計画道路*が市内各所を東西南北に結んでいます。

東京駅までは直線で約 10 km の距離にあり、J R 京葉線で新浦安駅から東京駅までは約 18 分、また、東京メトロ東西線で浦安駅から大手町駅までは約 16 分と東京都心部から至近の位置にあります。さらに、首都高速道路湾岸線を利用して羽田の東京国際空港までは約 20 km、東関東自動車道で成田国際空港までは約 60 km で結ばれており、交通アクセスの面で極めて優れた立地条件を有しています。

◇本市の広域的な位置



(2) 市の沿革

かつての本市は、漁業を中心に生計が営まれていた小さな集落であり、東京都心部から至近の位置にありながら、他地域との交通手段に乏しく、長い間「陸の孤島」と言われていました。しかし、昭和 39 年（1964 年）以降、周辺海域の汚染による漁業の衰退を期に、漁業権の放棄とともに、千葉県による公有水面埋立事業が始まったことにより、まちの様相は急速かつ大きな変化を遂げていきました。

昭和 40 年（1965 年）、同 47 年（1972 年）から始まった 2 度にわたる公有水面埋立事業により、市域面積は従前の 4.43 km²の約 4 倍に上る 16.98 km²に大きく拡大しました。さらに、昭和 44 年（1969 年）に営団地下鉄東西線が開通し、東京都心部と直接結ばれたことで、第 1 期埋立地区である中町地域に大規模住宅団地が相次いで建設され、急速に都市化が進みました。

昭和 55 年（1980 年）には、墨田区・江東区など都内の鋼材流通業者の組合による集団移転用地として造成された工業用地に日本最大の機能を誇る鉄鋼流通基地が生まれました。

昭和 56 年（1981 年）4 月には市制を施行し、現在の「浦安市」となりました。

その後も昭和 57 年（1982 年）に首都高速道路湾岸線が全面開通したほか、昭和 58 年（1983 年）には舞浜地区に東京ディズニーランド®がオープンし、その周辺部に大型リゾートホテルの立地が進み、アーバンリゾートゾーンとしての礎が形成されました。

昭和 63 年（1988 年）には J R 京葉線が開業し、新浦安駅周辺に大規模な商業・業務施設やホテルなどが次々と建設され、新たな都市拠点形成されました。また、第 2 期埋立地区である新町地域では、昭和 63 年（1988 年）の浦安マリナイースト 21 の街開きを皮切りに、明海大学の開校や業務地区の形成をはじめ、住宅だけではなく、ホテルや様々な業態によるまちづくりが進められました。

このように東京湾岸地域を代表する都市として、大きな発展を遂げた本市ですが、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災では、埋立によって造成された地域を中心に、多くの場所で液状化現象による土砂の噴出や戸建住宅の沈下傾斜、大・中規模建築物の周辺地盤の沈下、ライフライン*の切断などの甚大な被害を受けました。

現在、東日本大震災の発生から 9 年余りが経過し、液状化被害からの復旧・復興が進展している一方、近年、我が国全体が人口減少・超少子高齢社会へ移行する中、本市においてもこれまで堅調に増え続けていた人口の伸びが鈍化傾向に転じるとともに、埋立地における宅地開発も終盤に入るなど、これまで前提としていた拡大を基調とするまちづくりのあり方の見直しを迫られる時代の大きな転換点を迎えようとしています。

◇埋立事業の概要



2 国内の社会経済動向

(1) 本格的な人口減少・超少子高齢社会の到来

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 27 年（2015 年）では約 1 億 2,700 万人に上っていた総人口は、今後、長期にわたる減少局面に突入し、令和 37 年（2055 年）頃には 1 億人台を割り込むと予測されています。（日本の将来推計人口（平成 29 年（2017 年）4 月推計）、出生・死亡中位）

さらに、その内訳をみると、主たる担税世代にあたる 20～64 歳の人口が一貫して減少を続け、令和 27 年（2045 年）頃には総人口に占める割合（構成比）が 50%を割り込む一方、年金・医療・介護などの社会保障の主たる受益者にあたる 75 歳以上の高齢者の占める割合が、令和 22 年（2040 年）頃には 20%台に達し、人口の約 5 人に 1 人を占めると予測されています。

本格的な人口減少・超少子高齢社会の到来は、地域経済社会の安定・成長を大きく損なうとともに、これまで厚い現役世代層に支えられていた社会保障制度の持続可能性の低下を招くなど、極めて多岐にわたる面で我が国全体がかつて直面したことのない深刻な問題を引き起こすことが大いに懸念されています。

(2) 技術革新の進展による新たな価値の創出

近年、実社会の中であらゆる事業・情報がデータ化され、ネットワークでつながる「I o T^{*}」、機械が自ら学習し、人間を超える高度な判断を行う「A I^{*}」、行政や民間企業などが保有する多種多様なデータを収集・分析し、新たな知見を発見する「ビッグデータ」、多様かつ複雑な作業を自動化する「ロボット」など、技術革新が世界規模で従来にないスピードとインパクトで進展しています。

これらの技術革新は、今までにないような新たな価値を生み出し、教育・健康・医療・福祉・都市基盤・環境・産業・行財政運営などの幅広い分野に活用され、地域課題の解決を図ることが期待されており、さらには人々の働き方やライフスタイルにも影響を与えていくと考えられます。

そのため、こうした急速に進む技術革新による新たな価値の創出や市民生活の変化に柔軟に対応していくことが求められています。

(3) 多様な人材が活躍できる環境づくりの重要性の高まり

近年、全国的に少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少により、人手不足感がほとんどすべての産業に広がっています。国が平成 30 年（2018 年）6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2018（骨太の方針 2018）」においては、即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要があるとしています。

人手不足を解消し、持続的な経済成長を続けるためには、今後増加が見込まれる外国人材が地域社会の中で共生できる社会の実現に加え、現在労働に参加していない潜在的な労働力、すなわち就業を希望する女性や高齢者などの労働参加を促すことも重要なポイントといえます。

そのため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を確保するため、多様な働き方が選択できる環境づくりや、子育て支援サービスの向上、就労意欲のある多様な人材が活躍できる社会環境づくりなどに取り組む重要性がより一層高まっていくと考えられます。

(4) 広域的な都市構造の変化

「東京湾岸道路」は、千葉県富津市から神奈川県横須賀市に至る延長約 160 km の広域幹線道路で、千葉県、東京都及び神奈川県の広大な湾岸地域に点在する空港、港湾などの国際的業務機能をはじめとする物流拠点やオフィス、生産拠点、レジャー施設など、様々な都市機能の連携・交流を図る東京湾環状道路の一翼を担っています。

新たな規格の高い道路ネットワーク、いわゆる第二東京湾岸道路については、本市を含めた湾岸地域における慢性的な交通渋滞の緩和や交通安全の確保を図ることを目的に、国や千葉県において検討が始まったことから、その動向を注視していく必要があります。

令和 2 年（2020 年）の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催後は、選手村跡地やその他の臨海部での開発が進展するとともに、市川市や船橋市などの県内の近隣自治体において、最初の指定から 30 年が経過する令和 4 年（2022 年）以降、生産緑地^{*}の指定解除によって農地の宅地化が促進され、本市の周辺で宅地の供給が進むと見込まれます。

(5) 危機管理の重要性の高まり

近年、世界規模で地球温暖化による気候変動が進行しているとされ、我が国においても、全国的に水害・土砂災害を起こし得る集中豪雨の増加や台風の大型化による高潮・高波リスクの増大などが懸念されています。

内閣府によると、近い将来に発生の切迫性が指摘されている大規模地震のうち、南海トラフ地震と首都直下地震^{*}は、今後 30 年以内に発生する確率が 70% と高い数字で予測されています。

日常の暮らしにおいても、犯罪が多様化・巧妙化するとともに、新たな感染症リスクが増大しており、危機管理の重要性が高まっています。

(6) 行財政運営を取り巻く環境の変化

総務省の「自治体戦略 2040 構想研究会」によると、住民税などの基幹的な歳入の税目については、将来的に、40 歳代や 50 歳代を中心とする働く世代が大きく減少することに伴い、所得が減少することにより、地方税収が減少する可能性があるとしています。

近年、全国の地方自治体では、高度経済成長期に集中的に整備された大量の公共施設が一斉に建て替えや大規模改修などの更新時期を迎えつつあります。一方、少子高齢化の急速な進展に伴い、扶助費などの社会保障関連経費の増大に歯止めがかからず、財政状況が年々厳しさを増している中で、既存の公共施設の更新に充当できる財源は減少していくと見込まれています。

今後、地域社会が抱える課題がますます多様化・複雑化し、これに伴い行政需要が増大していくと見込まれる中、将来にわたって住民に必要な行政サービスを安定的・持続的・効率的に提供していくために、前例や固定観念に捉われず、機動的かつ柔軟に行財政運営の仕組みや手法を自己決定、自己責任で改善・改革し続ける重要性が高まっていくと考えられます。

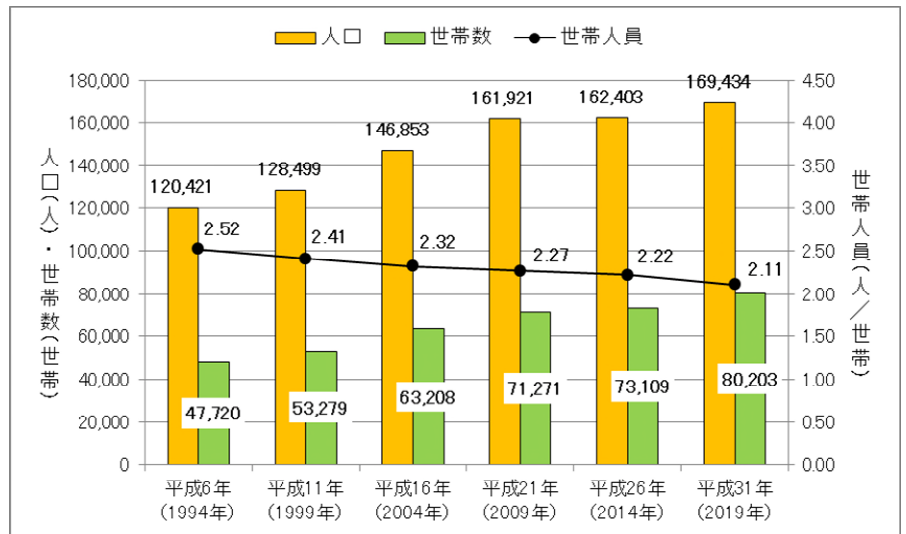
3 人口から見た本市の状況

(1) 人口総数の推移

平成31年(2019年)1月31日現在の人口は169,434人であり、25年前の平成6年(1994年)当時の120,421人と比べ約1.4倍(49,013人増)に増加しています。

平成6年(1994年)以降の推移をみると、平成11年(1999年)から平成21年(2009年)では、埋立地における大規模住宅開発などの進展にあわせ、人口は10%以上の高い伸びを続けていました。平成21年(2009年)から平成26年(2014年)は、東日本大震災によって甚大な被害を受けた影響により、増加率は0.3%(482人)に縮小したものの、平成26年(2014年)から平成31年(2019年)では4.3%(7,031人)と再び上昇傾向に転じています。

◇総人口・総世帯数の推移



資料：住民基本台帳(各年1月31日現在)
注)外国人を含む。

(2) 年齢区分別人口の推移

平成31年(2019年)4月1日現在の年齢区分別の人口構成比は、年少人口(0~14歳)が13.3%(22,683人)、生産年齢人口(15~64歳)が69.5%(118,344人)、老年人口(65歳以上)が17.2%(29,227人)であり、相対的に若い人口構成となっています。

◇年齢区分別人口の推移

単位：人、%

区分		平成6年(1994年)	平成11年(1999年)	平成16年(2004年)	平成21年(2009年)	平成26年(2014年)	平成31年(2019年)
年少人口(0~14歳)	実数	21,169	19,315	22,777	26,331	24,742	22,683
	増減率	—	▲8.8	17.9	15.6	▲6.0	▲8.3
	構成比	17.7	15.1	15.7	16.5	15.2	13.3
生産年齢人口(15~64歳)	実数	92,080	100,208	109,552	114,924	114,248	118,344
	増減率	—	8.8	9.3	4.9	▲0.6	3.6
	構成比	76.9	78.1	75.6	72.2	70.1	69.5
老年人口(65歳以上)	実数	6,492	8,778	12,664	17,931	23,962	29,227
	増減率	—	35.2	44.3	41.6	33.6	22.0
	構成比	5.4	6.8	8.7	11.3	14.7	17.2
うち75歳以上	実数	2,236	2,939	4,479	6,316	8,799	12,625
	増減率	—	31.4	52.4	41.0	39.3	43.5
	構成比	1.9	2.3	3.1	4.0	5.4	7.4

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

平成6年（1994年）から平成31年（2019年）の推移をみると、老年人口（65歳以上）が6,492人からの29,227人と約4.5倍（22,735人増）、同じく75歳以上人口が2,236人から12,625人と約5.6倍（10,389人増）に大きく増加しています。また、平成22年（2010年）から平成27年（2015年）の5年間における65歳以上人口の増加率を示す老年人口増加率は34.6%と、全国・千葉県の増加率を大幅に上回り、全国的な傾向より急速に高齢化が進行しています。

◇老年人口の増加率

単位：人、%

区分	老年人口		老年人口増加率
	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	
全国	29,245,685	33,465,441	14.4
千葉県	1,320,120	1,584,419	20.0
浦安市	19,319	26,002	34.6

資料：国勢調査（総務省）

（3）地域別高齢化率の推移

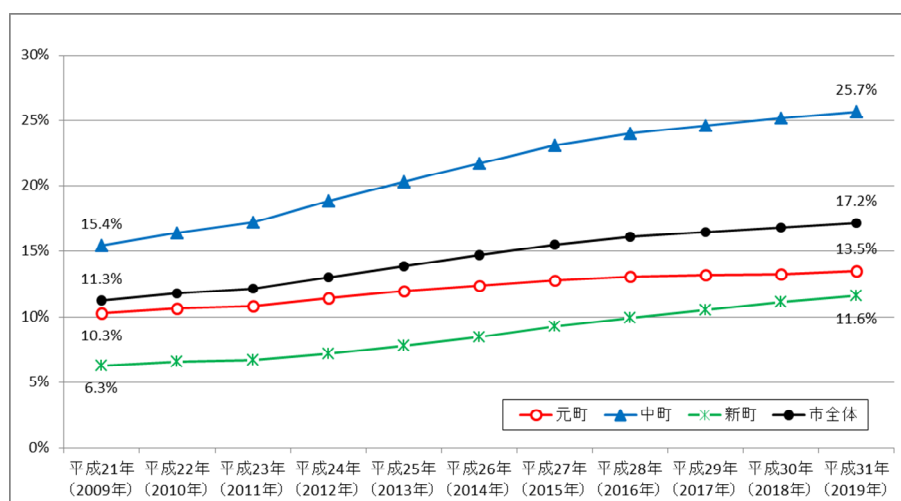
3地域の高齢化率を比較すると、中町地域の比率が元町地域、新町地域より相対的に高く、またその差異は拡大傾向にあることがわかります。

中町地域の高齢化率は、平成21年（2009年）時点で15.4%とすでに他2地域を上回っており、平成31年（2019年）には25.7%と10年間で10.3%上昇しています。

新町地域は、昭和63年（1988年）の街開きから急激に人口が増加した地域であるため、高齢化率は平成21年（2009年）には6.3%、平成31年（2019年）でも11.6%と、非常に低い水準で推移しています。

元町地域の高齢化率は、平成21年（2009年）には10.3%でしたが平成31年（2019年）には13.5%となっています。この間の上昇率は3.2%にとどまっており、他の地域よりも高齢化の進展が緩やかであることがわかります（10年間の上昇率 中町：10.3%、新町：5.3%）。背景には、若年層の転入傾向が強いことがあり、高齢者の比率が相対的に抑えられているものと考えられます。

◇高齢化率（老年人口比率）の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

◇地域別年齢区分別の人口動向

単位：人、%

	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
年少人口	8,845	8,855	8,799	8,722	8,585	8,539	8,526	8,559	8,680	8,586	8,513
生産年齢人口	48,980	48,708	48,929	48,411	49,476	50,027	50,516	51,438	52,300	52,857	53,636
老年人口	6,626	6,841	6,992	7,379	7,894	8,292	8,651	9,046	9,293	9,462	9,694
元町合計	64,451	64,404	64,720	64,512	65,955	66,858	67,693	69,043	70,273	70,905	71,843
年少人口比率	13.7	13.7	13.6	13.5	13.0	12.8	12.6	12.4	12.4	12.1	11.8
生産年齢人口比率	76.0	75.6	75.6	75.0	75.0	74.8	74.6	74.5	74.4	74.5	74.7
老年人口比率	10.3	10.6	10.8	11.4	12.0	12.4	12.8	13.1	13.2	13.3	13.5
元町合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

単位：人、%

	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
年少人口	8,178	8,245	8,160	7,796	7,620	7,437	7,318	7,179	7,170	7,153	6,995
生産年齢人口	41,242	40,548	39,823	37,799	37,702	37,043	36,281	35,935	35,903	35,822	35,704
老年人口	9,026	9,551	9,970	10,604	11,546	12,360	13,114	13,609	14,069	14,494	14,785
中町合計	58,446	58,344	57,953	56,199	56,868	56,840	56,713	56,723	57,142	57,469	57,484
年少人口比率	14.0	14.1	14.1	13.9	13.4	13.1	12.9	12.7	12.5	12.4	12.2
生産年齢人口比率	70.6	69.5	68.7	67.3	66.3	65.2	64.0	63.4	62.8	62.3	62.1
老年人口比率	15.4	16.4	17.2	18.9	20.3	21.7	23.1	24.0	24.6	25.2	25.7
中町合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

単位：人、%

	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
年少人口	9,308	9,571	9,787	9,449	9,151	8,763	8,308	7,990	7,720	7,399	7,173
生産年齢人口	24,673	25,530	26,416	26,399	27,094	27,135	27,327	27,680	28,061	28,549	28,945
老年人口	2,279	2,462	2,607	2,766	3,049	3,309	3,631	3,920	4,210	4,471	4,743
新町合計	36,260	37,563	38,810	38,614	39,294	39,207	39,266	39,590	39,991	40,419	40,861
年少人口比率	25.7	25.5	25.2	24.5	23.3	22.4	21.2	20.2	19.3	18.3	17.6
生産年齢人口比率	68.0	68.0	68.1	68.4	69.0	69.2	69.6	69.9	70.2	70.6	70.8
老年人口比率	6.3	6.6	6.7	7.2	7.8	8.4	9.2	9.9	10.5	11.1	11.6
新町合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

（４）自然増減・社会増減の推移

平成21年（2009年）以降の人口動態をみると、自然増減は一貫して出生者数が死亡者数を上回るプラスの状況が続いています。その内訳をみると、出生者数は、平成23年（2011年）、平成24年（2012年）では減少傾向に転じたものの、それ以降は1,300人台で安定的に推移しているほか、死亡者数は高齢化の進行を背景に、概ね増加傾向で推移しています。

一方、社会増減は、大規模住宅開発などの進展を背景に、平成22年（2010年）までは転入超過で推移していました。平成23年（2011年）は東日本大震災の影響により、2,253人のマイナスとなったものの、その翌年からは回復基調に転じ、平成27年（2015年）では再び転入超過となっています。

しかし、近年、これまで市外からの転入者の受け皿として大きな役割を果たしてきた、埋立地の宅地開発が終盤を迎えている中、これまで見られていた転入超過の傾向は徐々に縮小しつつあります。

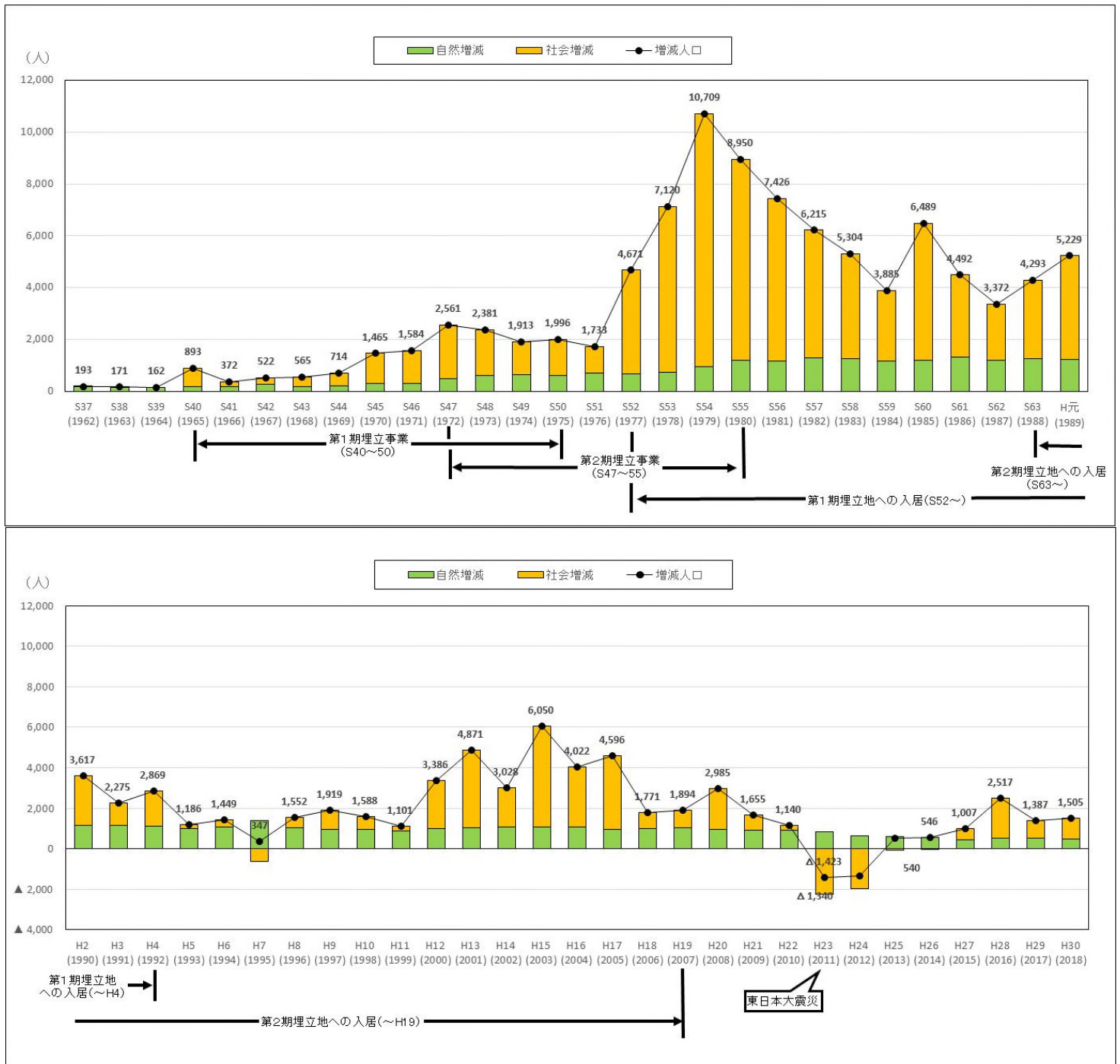
◇自然増減・社会増減の推移

単位：人

	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
出生者数	1,662	1,650	1,535	1,352	1,395	1,332	1,317	1,344	1,344	1,372
死亡者数	756	726	705	722	789	765	859	815	841	908
自然増減	906	924	830	630	606	567	458	529	503	464
転入者数	12,792	12,147	10,749	9,839	10,780	10,651	11,418	11,853	11,514	11,909
転出者数	12,043	11,931	13,002	11,809	10,846	10,672	10,807	9,865	10,630	10,868
社会増減	749	216	▲ 2,253	▲ 1,970	▲ 66	▲ 21	611	1,988	884	1,041
増減人口	1,655	1,140	▲ 1,423	▲ 1,340	540	546	1,069	2,517	1,387	1,505

資料：常住人口の推移（各年1月1日～12月31日の合計）

◇長期的な自然増減・社会増減の推移



資料：常住人口の推移（各年1月1日～12月31日の合計）

(5) 町丁目ごとの人口推移

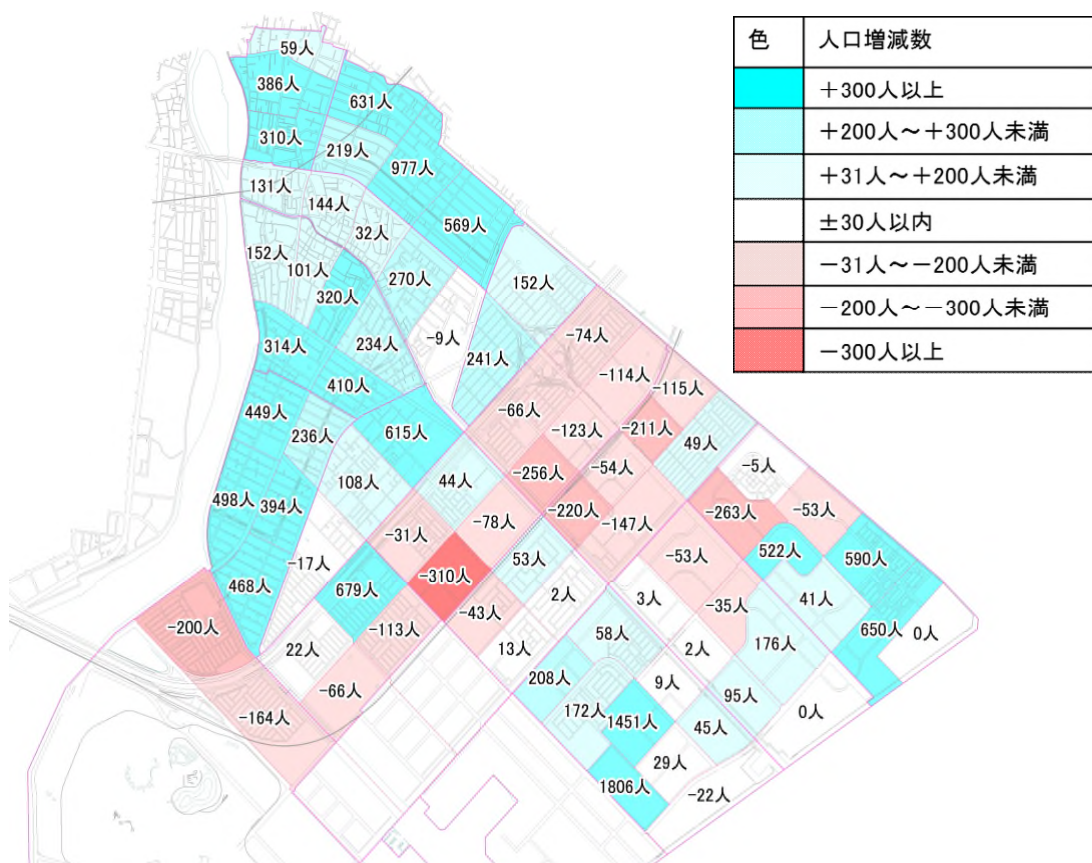
平成 20 年（2008 年）から平成 30 年（2018 年）の 10 年間に於ける人口推移を町丁目ごとに見ると、元町地域は、ほぼ全ての町丁目で人口が増加している一方、中町地域では、昭和 50 年代を中心に集中的に開発された大規模な集合住宅団地や戸建住宅地区を中心とした地区で減少傾向が強く見られ、多くの町丁目で減少しています。新町地域では、多くの町丁目で増加しているものの、開発から長年が経過している集合住宅団地を中心とした地区では、中町地域での傾向と同様に減少傾向が見られます。

年少人口（0～14 歳）については、全体として大きな増加は見られないものの、新町地域など、近年大規模開発があった地区で増加傾向が見られます。

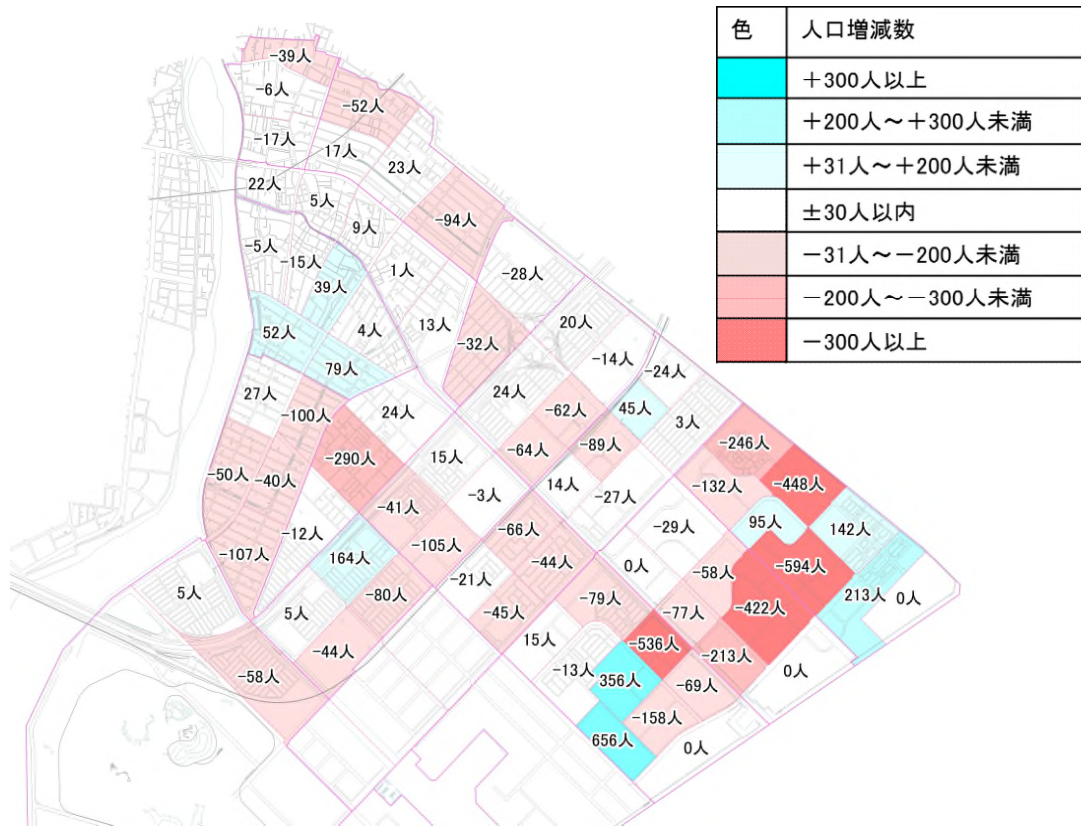
老年人口（65 歳以上）については、すべての地区で増加していますが、300 人以上増加している町丁目のほとんどが中町地域に集中しており、昭和 50 年代を中心に集中的に開発された住宅団地の住民の高齢化が大きく影響しているものと考えられます。

◇人口増減マップ

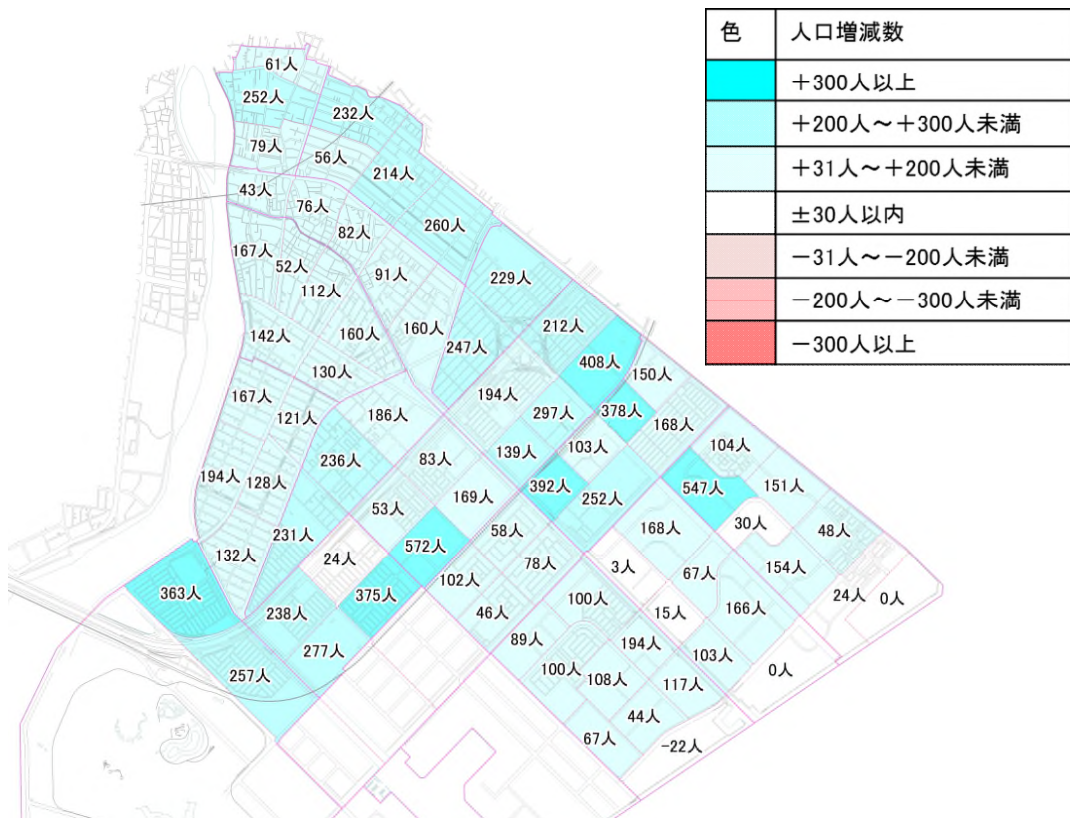
平成 20 年度（2008 年度）～平成 30 年度（2018 年度）



◇年少人口（0～14歳）増減マップ
 平成20年度（2008年度）～平成30年度（2018年度）



◇老年人口（65歳以上）増減マップ
 平成20年度（2008年度）～平成30年度（2018年度）



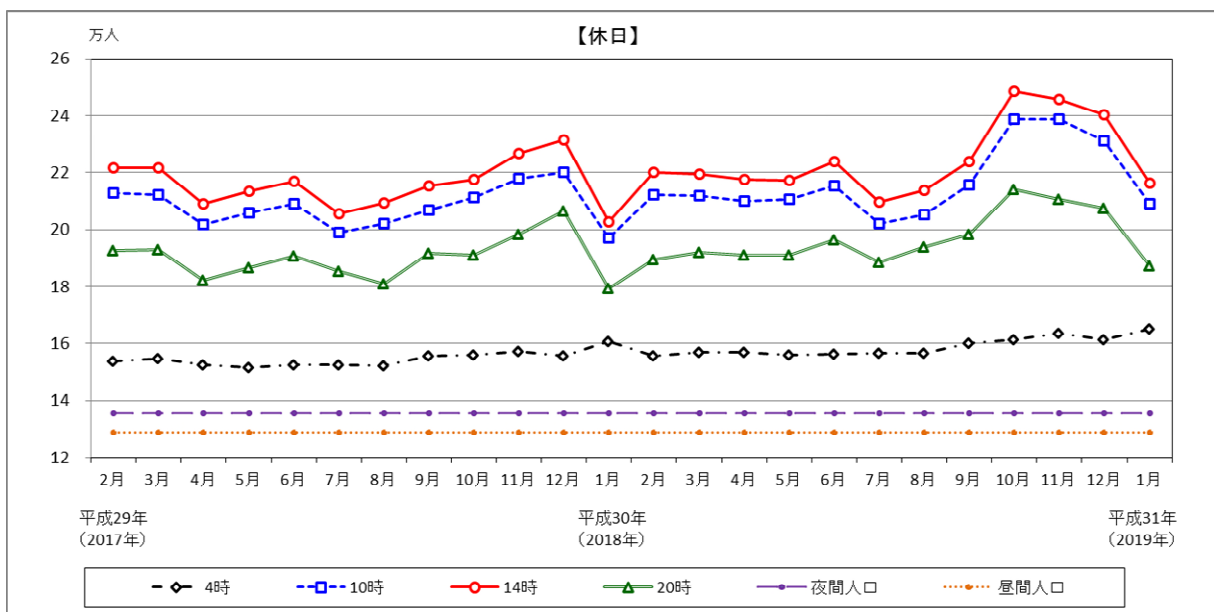
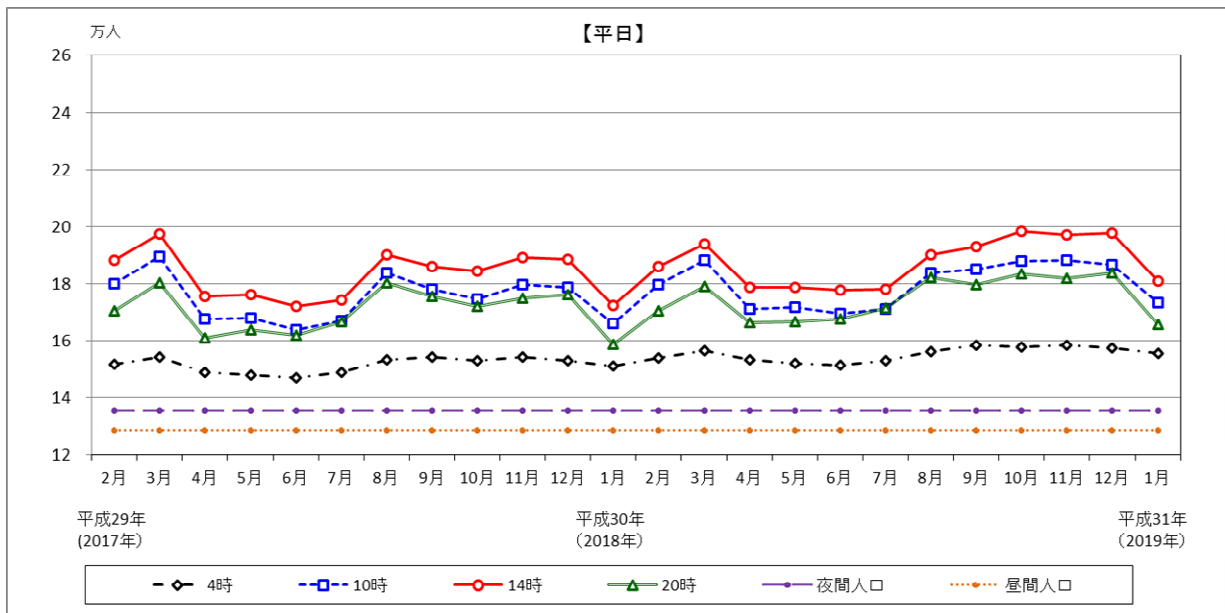
(6) 滞在人口の動向

本市は、住宅都市としての性格のほか、テーマパークを中心として、商業施設やホテルなど、多くの人が訪れるまちとなっており、多くの滞在人口が見込まれます。

地域経済分析システム (RESAS) ※で基準となっている 15 歳以上 80 歳未満の本市の滞在人口を推計したところ、最大で約 25 万人になると見込まれ、15 歳以上 80 歳未満の常住人口の約 14 万人を大きく上回る水準となっています。

滞在人口は、平日、休日ともに 10 月から 12 月に多い傾向にあり、平日は約 20 万人、休日は約 25 万人に達しています。これらはテーマパークでのイベントの開催が大きく影響しているものと推察されます。

◇平日／休日別 浦安市の滞在人口 (15 歳以上 80 歳未満)



資料：地域経済分析システム (内閣府)

(7) 将来的な人口の見通し

本市の人口は、平成23年(2011年)の震災の影響を受け、平成21年(2009年)から平成26年(2014年)に増加率がやや鈍化しましたが、平成26年(2014年)から平成31年(2019年)には再び増加基調となっています。平成31年(2019年)以降も大規模住宅開発計画があることなどを背景として増加を続けます。

しかし、令和16年(2034年)の17万9千人をピークとして、それ以降は減少に転じます。50年後の令和51年(2069年)の人口は15万3千人と、平成21年(2009年)よりも減少します(令和16年(2034年)のピーク時比▲2.7万人、▲14.9%)。

年齢3区分別に見ると、年少人口(0～14歳)は令和23年(2041年)、生産年齢人口(15～64歳)は令和7年(2025年)から減少基調となります。老年人口(65歳以上)は一貫して増加を続けた後、令和32年(2050年)頃から横ばいで推移します。

◇浦安市の総人口、年齢3区分別人口の推移

単位：人、%

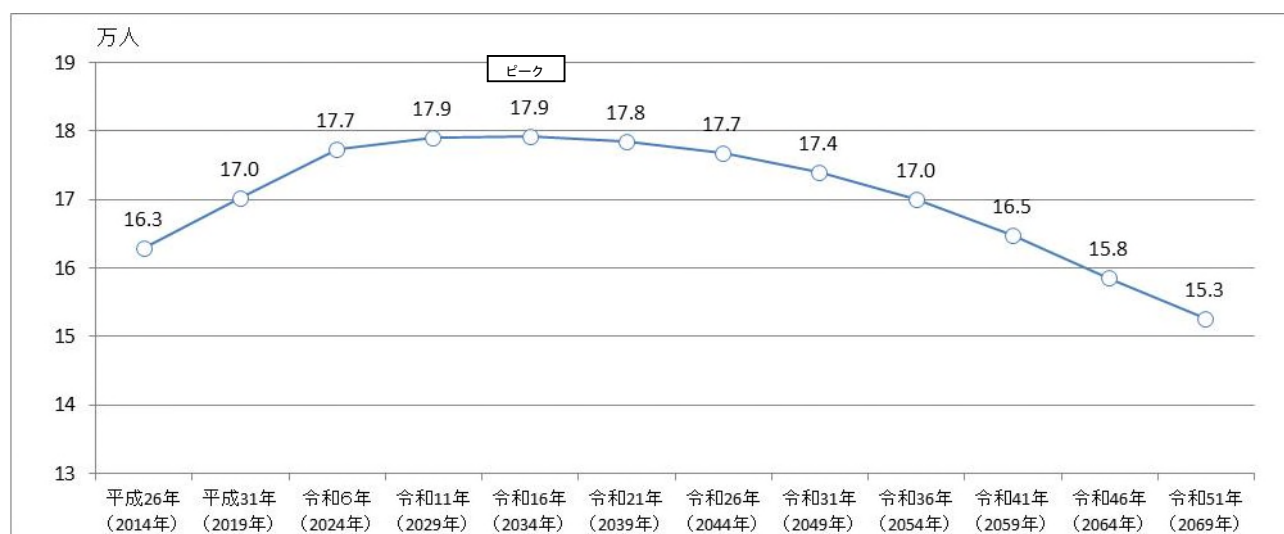
	平成21年 (2009年)	平成26年 (2014年)	平成31年 (2019年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)	令和16年 (2034年)	令和21年 (2039年)	令和26年 (2044年)	令和31年 (2049年)	令和36年 (2054年)	令和41年 (2059年)	令和46年 (2064年)	令和51年 (2069年)
総数	159,157	162,905	170,188	177,299	178,955	179,217	178,468	176,698	173,890	170,030	164,776	158,463	152,513
増減数	14,164	3,748	7,283	7,111	1,656	262	▲749	▲1,770	▲2,808	▲3,859	▲5,254	▲6,313	▲5,951
増減率	9.8	2.4	4.5	4.2	0.9	0.1	▲0.4	▲1.0	▲1.6	▲2.2	▲3.1	▲3.8	▲3.8

単位：人

年少人口	26,331	24,739	22,681	21,789	21,433	22,155	23,082	22,844	20,729	17,963	16,128	15,571	15,842
生産年齢人口	114,895	114,205	118,285	123,055	121,138	114,644	106,496	101,323	98,786	97,403	94,679	88,454	81,568
老年人口	17,931	23,961	29,222	32,454	36,384	42,418	48,890	52,531	54,375	54,665	53,969	54,438	55,103

単位：%

年少人口比率	16.5	15.2	13.3	12.3	12.0	12.4	12.9	12.9	11.9	10.6	9.8	9.8	10.4
生産年齢人口比率	72.2	70.1	69.5	69.4	67.7	64.0	59.7	57.3	56.8	57.3	57.5	55.8	53.5
老年人口比率	11.3	14.7	17.2	18.3	20.3	23.7	27.4	29.7	31.3	32.2	32.8	34.4	36.1



4 土地利用から見た本市の状況

(1) 土地利用の現況

平成 28 年(2016 年)の利用区分別の土地利用を見ると、自然的土地利用はわずか 4.2% (76.5ha) にとどまり、宅地や道路用地などの都市的土地利用が市域の大部分 (1,749.1ha) を占めています。また、都市的土地利用のうち、住宅用地が市全体の 27.9% (510.1ha) で最も高く、以下、道路用地の 19.0% (346.2ha)、商業用地の 13.4% (245.1ha) が続いています。

商業用地は浦安駅周辺や新浦安駅周辺をはじめ、やなぎ通り、大三角線などの幹線道路沿いなどに集積しています。また、アーバンリゾートゾーン(271.4ha)では、商業用地が 60.4% (163.8ha) を占めています。

工業用地や運輸施設用地は、工業ゾーン(鉄鋼通り・港・千鳥地区)及び北栄地区の準工業地域に集積しています。また、工業ゾーン(282.9ha)では、工業用地と運輸施設用地が合わせて 68.4% (193.5ha) を占めています。

◇土地利用現況図(平成 28 年(2016 年))



資料：第 10 回千葉県都市計画基礎調査

(2) 土地利用の変化

平成 18 年 (2006 年) から平成 28 年 (2016 年) の間に土地利用が変化した土地の区域 1,834,518 m²のうち、住宅用地に転換された区域が 19.9% (365,049 m²) を占め、新たな住宅用地の供給が進んでいることが伺えますが、未建築宅地^{*}に転換された区域も 24.7% (453,867 m²) に達しています。

元町地域では、土地利用が変化した土地の区域 317,865 m²のうち、住宅用地に転換された区域が 51.3% (163,149 m²) を占めています。これら住宅用地に転換された区域のうち、屋外利用地^{*}から転換された区域が 34.8% (56,847 m²)、未建築宅地から転換された区域が 13.8% (22,586 m²)、商業用地から転換された区域も 37.8% (61,636 m²) を占めています。

中町地域では、土地利用が変化した土地の区域 220,397 m²のうち、住宅用地に転換された区域が 33.7% (74,342 m²)、屋外利用地に転換された区域が 21.4% (47,141 m²) を占めています。

新町地域では、土地利用が変化した土地の区域 1,041,402 m²のうち、未建築宅地に転換された区域が 40.9% (425,624 m²) を占めているほか、用途改変中の土地であった区域 852,806 m²のうち、114,018 m²が住宅用地に、415,702 m²が未建築宅地に転換されています。

工業ゾーンでは、土地利用が変化した土地の区域 164,251 m²のうち、屋外利用地に転換された区域が 37.8% (62,104 m²)、運輸施設用地に転換された区域が 16.8% (27,529 m²) を占めています。

アーバンリゾートゾーンでは、土地利用が変化した土地の区域 90,603 m²のうち、商業用地に転換された土地の区域が 81.9% (74,169 m²) を占めています。

◇土地利用の変化箇所 (平成 18 年 (2006 年) ~平成 28 年 (2016 年))



資料：第 8・10 回千葉県都市計画基礎調査

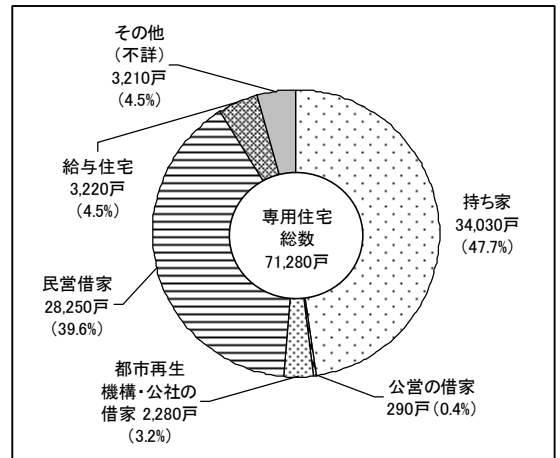
(3) 住宅の状況

平成 25 年（2013 年）10 月 1 日現在、本市の専用住宅（居住専用の住宅）は、総数 71,280 戸のうち、持ち家が 34,030 戸（47.7%）、借家が 34,040 戸（47.8%）、また、借家のうち、民営が 28,250 戸で全体の 39.6%を占めています。

建て方別では、共同住宅が 55,350 戸で全体の 77.7%を占めているのが特徴的といえます。共同住宅では、6 階建以上が 21,970 戸（30.8%）で最も多く、3～5 階建が 21,410 戸（30.0%）でこれに次いでいます。

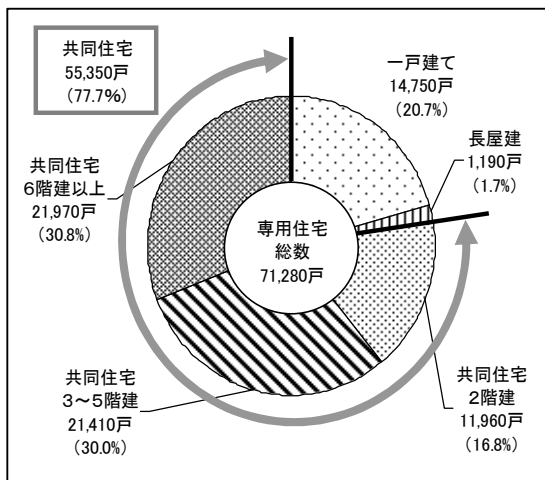
建築の時期別では、昭和 56 年（1981 年）から平成 2 年（1990 年）が 18,000 戸（25.3%）で最も多く、次いで平成 13 年（2001 年）から平成 17 年（2005 年）の 10,780 戸（15.1%）、昭和 46 年（1971 年）から昭和 55 年（1980 年）の 8,650 戸（12.1%）の順となっています。

◇所有関係別の専用住宅数



資料：平成 25 年住宅・土地統計調査
（10 月 1 日現在）（総務省）

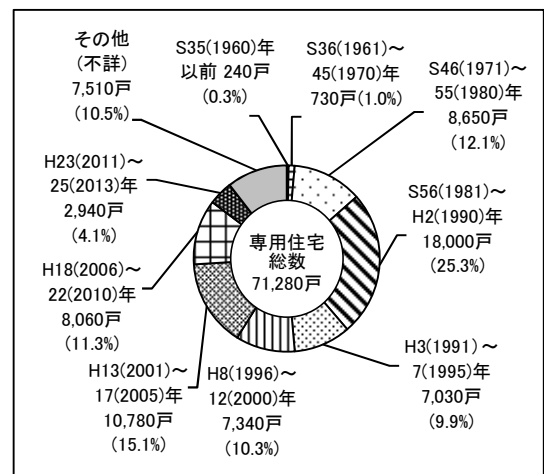
◇建て方別の専用住宅数



【参考】住宅・土地統計調査は、標本調査による推定結果であるため、1 の位を四捨五入して 10 の位を有効数字としているので、個々の数字を積み上げた値と総数は必ずしも一致しない。

資料：平成 25 年住宅・土地統計調査
（10 月 1 日現在）（総務省）

◇建築時期別の専用住宅数



資料：平成 25 年住宅・土地統計調査
（10 月 1 日現在）（総務省）

5 財政から見た本市の状況と財政収支の見通し

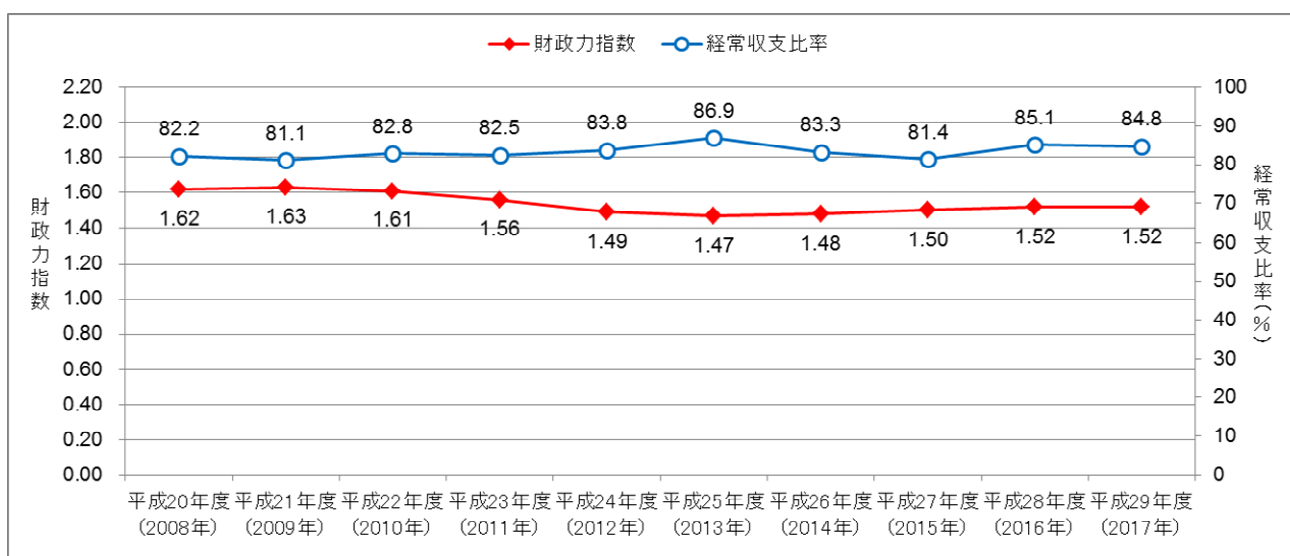
(1) 財政の状況

① 財政力指数及び経常収支比率の推移

財政力指数[※]は、平成 21 年度（2009 年度）に過去 10 年間で最も高い 1.63 に達しています。その後、平成 24 年度（2012 年度）から平成 26 年度（2014 年度）は横ばいで推移したものの、その後は再び回復傾向に転じ、平成 28 年度（2016 年度）、平成 29 年度（2017 年度）はいずれも 1.52 で、依然として高い水準にあります。

一方、経常収支比率[※]は、平成 25 年度（2013 年度）に過去 10 年間で最も高い 86.9% に達した後、減少傾向に転じたものの、平成 28 年度（2016 年度）では 85.1% と再び上昇しています。

◇ 財政力指数及び経常収支比率の推移



② 歳入の推移（普通会計[※]）

平成 26 年度（2014 年度）から平成 28 年度（2016 年度）においては、東日本大震災復興交付金による国庫支出金や繰入金[※]の増加などの影響もあり、決算額が増加しています。

市税収入については、歳入全体の約 5 割を占め、歳入の根幹となっており、微増傾向で推移しています。平成 29 年度（2017 年度）の決算では、歳入全体の 54.4% であり、市税収入の内訳として、市民税 52.7%、固定資産税 44.7% など、市民税の比率が高いことが、本市の特徴と言えます。

◇歳入の推移（普通会計）

単位：百万円

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
市 税	37,235	40,285	40,823	40,398	41,039
国・県支出金	9,729	25,440	16,210	9,590	9,740
市 債	1,520	4,119	4,808	7,498	2,484
その他 (分担金・負担金等)	17,794	23,749	29,123	31,834	22,212
合 計	66,278	93,593	90,964	89,320	75,475

市税：市が課税権の主体であり、地方税法の定めるところにより税を課税・徴収するもの

国・県支出金：国と市の経費負担区分に基づき、国が市に支出するもの、また、県が市に対して支出するものなど

市債：市が資金調達のために負担する債務であり、その返済が1会計年度を超えて行われるもの

その他：分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入

【参考】

◇市税収入の推移

単位：百万円、%

	平成25年度 (2013年度)		平成26年度 (2014年度)		平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
個人市民税	15,640	42.0	16,152	40.1	16,639	40.8	16,441	40.7	16,770	40.9
法人市民税	5,061	13.6	6,116	15.2	5,107	12.5	4,664	11.5	4,878	11.9
固定資産税	15,371	41.3	16,878	41.9	17,965	44.0	18,184	45.0	18,350	44.7
軽自動車税	51	0.1	54	0.1	55	0.1	70	0.2	72	0.2
市たばこ税	1,028	2.8	1,000	2.5	971	2.4	956	2.4	891	2.2
入湯税	84	0.2	85	0.2	86	0.2	83	0.2	78	0.2
合 計	37,235	100.0	40,285	100.0	40,823	100.0	40,398	100.0	41,039	100.0

③歳出の推移（普通会計）

平成26年度（2014年度）から平成28年度（2016年度）においては、東日本大震災の影響もあり、道路災害復旧をはじめ、市街地液状化対策などの災害復旧事業に要する投資的な経費や東日本大震災復興交付金基金による積立金の増加などの影響により、決算額が拡大していますが、歳出の固定的な経費である人件費は、横ばいで推移しています。

一方、待機児童の解消に対応するため、保育所の整備に伴う扶助費のほか、物件費も増加傾向で推移しています。

◇歳出の推移（普通会計）

単位：百万円

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
人件費	11,731	10,742	10,763	10,864	10,895
扶助費	9,659	10,432	10,642	11,350	12,026
公債費	3,588	3,196	2,988	3,020	3,557
物件費	17,328	18,089	18,708	19,788	19,970
投資的経費 (うち災害復旧事業費)	8,621 (3,668)	16,605 (4,093)	16,452 (6,464)	24,670 (7,488)	10,595 (2,880)
その他(繰出金等)	11,794	29,710	14,652	10,080	14,346
合 計	62,721	88,774	74,205	79,772	71,389

人件費：市の職員給料や職員手当、各審議会の委員報酬などの経費

扶助費：主に生活保護法や児童福祉法、老人福祉法などの諸法令による支出が義務付けられている経費

公債費：学校や道路、公園などの施設を整備するための財源で、国や民間から借入れをし、将来に渡り償還をしていく経費

物件費：需用費や委託料などの消費的な性質の経費

投資的経費：学校や道路、公園などの施設の建設費などの資産形成につながる経費や災害復旧費

その他：維持補修費、補助費など、投資及び出資金・貸付金、繰出金、積立金

(2) 計画策定にあたっての財政収支の見通し

①基本的な考え方

計画期間中の財政収支の見通しの検討にあたっては、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの期間を対象とし、これまでの財政状況を踏まえ、平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの決算額をもとに、計画期間の人口の推移などを考慮しながら、これまでと同様の市民サービスを維持する考えで試算しました。

歳入では、市税のうち、特に個人市民税が、納税主体である生産年齢人口の減少を背景に、今後は減額するものと見込んでおり、また、各種の譲与税や交付金については、今後の国の動向の影響も考えられることから、平成29年度（2017年度）の決算額を加味し見込んでいます。

歳出では、人件費について、令和2年度（2020年度）から導入される「会計年度任用職員制度」に伴う経費を見込んでいます。また、公債費については、これまでの償還金に加え、今後想定される投資的な経費にかかる償還金を見込んでいます。

投資的な経費については、これまでの決算額を考慮していますが、東日本大震災に伴う災害復旧の経費を含んでいることから、その経費を除き見込んでいます。

②財政収支の見通し

この財政収支の試算では、財政調整基金などの活用を考慮していないため、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）まで歳出超過が生じると想定されます。

主な要因としては、高齢者人口の増加を背景に、社会保障関連経費にあたる保険給付費の増加に伴い、介護保険などの特別会計への繰出金が増加することや、今後も保育所の運営にかかる経費をはじめ、社会福祉や障がい福祉にかかる経費などの扶助費のほか、物件費の増加が想定されます。

さらに、人口増加に合わせて昭和50年代に集中的に整備してきた公共施設の改修経費など、歳出の増加が強まっていくと想定されます。

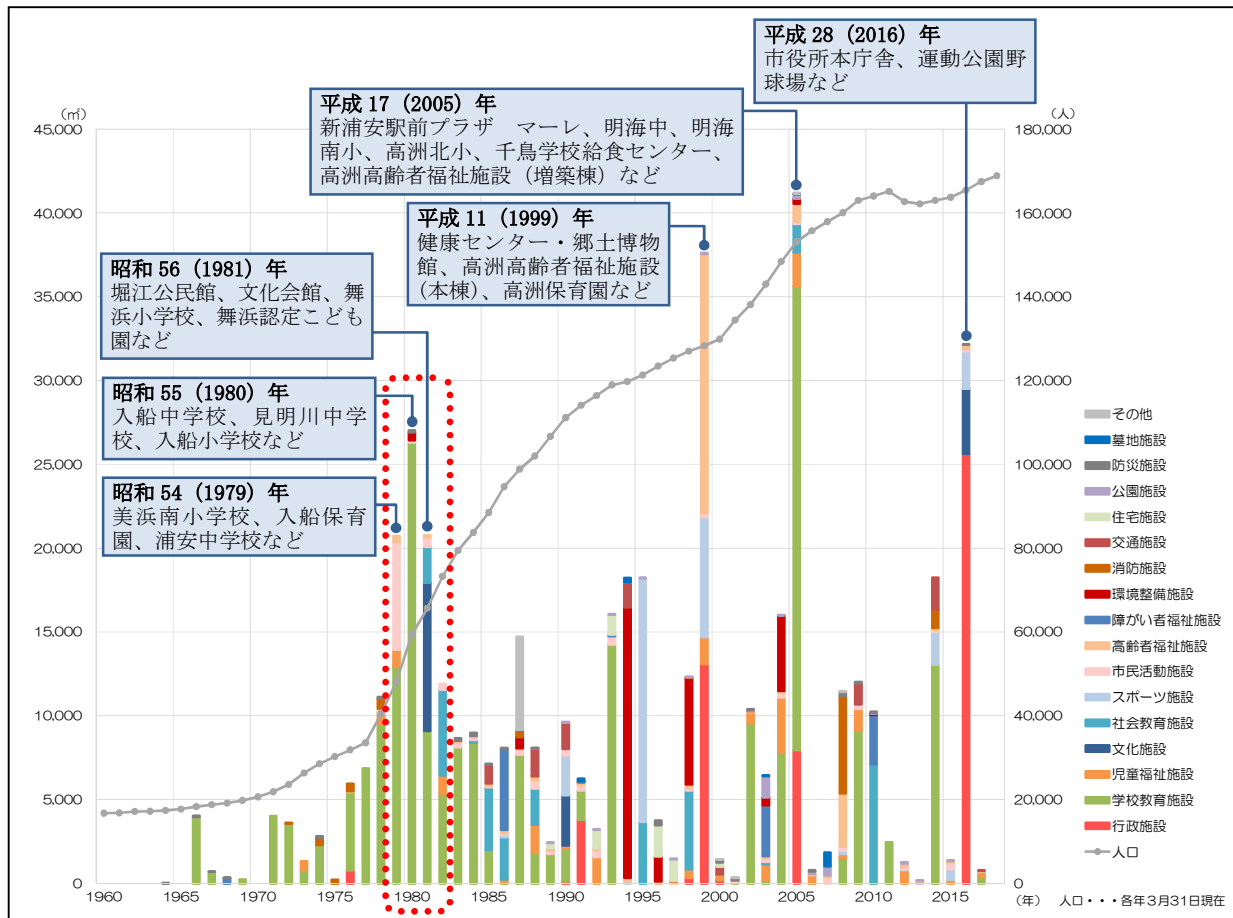
◇財政収支の見通し（普通会計）

単位：百万円

区分		令和2年度 (2020年度)	令和6年度 (2024年度)	令和11年度 (2029年度)	
歳入	市 税	41,815	43,327	43,448	
	その他収入 (国・県支出金等)	31,027	31,693	32,831	
	合 計①	72,842	75,020	76,279	
歳出	義務的 経費	人件費	13,381	13,719	13,984
		扶助費	13,498	15,996	18,756
		公債費	3,591	4,405	4,438
	その他の経費 (投資的経費等)	39,196	42,216	45,301	
	合 計②	69,666	76,336	82,479	
歳入歳出差引額(①-②)		3,176	▲ 1,316	▲ 6,200	

歳入には、財政調整基金繰入金は含まれていません。

◇公共建築物の建設年と延床面積及び人口の推移



出典：浦安市公共施設白書（平成 31 年 3 月）

6 今後のまちづくりに向けた主要課題

総合計画は、人口減少・超少子高齢社会への移行など、我が国全体の社会経済情勢が大きく変化し、本市がまちの「発展期」から「成熟期」へと移行していく中、更なる飛躍を目指し策定する重要な計画となります。

そのため、まちづくりのあり方や方向性の転換も視野に入れながら、安全・安心対策はもとより、健康・福祉や教育、少子・高齢対策、まちの活性化など多様なサービスを停滞させることなく、持続可能なまちづくりを進めていくため、メリハリのある施策展開が必要となります。このような状況のもと、今後のまちづくりに向けた主要な課題として以下の点が挙げられます。

(1) 人口構造の変化への対応

今後、本市では、総人口が大きく減少に転じるリスクは少ないと予測されるものの、15～64歳の生産年齢人口が減少局面に移行する一方、高齢者人口のうち、特に75歳以上の人口の増加に拍車がかかることで、人口構造が大きく変化し、それに伴って家族や地域社会が抱える課題が多様化・複雑化していくと見込まれます。

そのため、子どもから高齢者、障がいのある方などすべての人々がいつまでも安心して、生き生きと暮らし続けることができるよう、福祉、医療、介護、子育て、教育、地域コミュニティ、文化芸術、スポーツなど幅広い視点から、市民一人ひとりの日々の暮らしに直結する様々な課題の解決やより良い暮らしの実現に向けた取り組みを総合的に推進する必要があります。

(2) 次世代のまちづくりを担う子どもたちが健やかに成長できる環境の充実

子育て・保育ニーズの多様化・高度化や、少子化に伴う子ども同士の交流の機会の減少、子どもへの虐待の増加など、子ども・子育てを取り巻く環境は、複雑に変化しています。

そのため、妊娠・出産を経て子育て期に至るまで切れ目のない支援に取り組むとともに、子どもたちが心身ともに健やかに成長を遂げることができる環境づくりを強化していく必要があります。

(3) 誰もがいつまでも自分らしく生き生きと暮らせる環境の充実

今後、本市でも少子高齢化の進展に伴い、社会構造の変化が見込まれる中で、子どもから高齢者、障がいのある方を含め、誰もが住み慣れた地域の中で、いつまでも自分らしく生き生きと暮らすことができる環境の充実に取り組む必要性が高まっていくと見込まれます。

そのため、福祉、医療、介護が総合的に提供されるよう努めるとともに、就業や社会参加の機会などの拡大を図りながら、市民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる地域社会づくりを推進する必要があります。

(4) 住宅都市としての魅力や付加価値の向上

これまで、堅調な人口増加を支えていた埋立地における大規模な住宅団地の開発が終盤を迎えている中、今後、開発余地の減少などにより転入者数が減少し、人口の伸びの鈍化傾向が強まり、地域によっては住民の高齢化や住宅の高経年化が同時に進行することで、その結果、世代構成のバランスが大きく損なわれる恐れがあります。

そのため、従来のように新しいまちをつくる開発から、既存市街地の豊かな成熟へと視点を転換し、市域の三方を水辺に囲まれた豊かな水際線*をはじめとする、地域の魅力や個性、可能性を最大限に引き出すためのまちづくりや、住宅団地の活性化・再生に向けた取り組みをより一層積極的に推進することで、首都圏屈指の住宅都市にふさわしい良質な市街地としての魅力や付加価値をさらに高めていく必要があります。

(5) 安全・安心で快適な暮らしを支える都市機能の向上

近年、全国的に災害の原因となる豪雨や洪水、地震などの災害外力の増大が指摘されている中、今後、本市においてもこれまで想定し得なかった水害の激甚化や発生頻度の増加など、自然災害の発生リスクが高まるとともに、犯罪の多様化・巧妙化、新たな感染症リスクの増大などにより、市民の危機管理に対する関心も高まっています。

そのため、多様な主体との連携・協力に根差した災害や犯罪、感染症などの多様な危機に対する管理体制や都市基盤の強化など、ハード・ソフトの両面から市民の安全・安心で快適な暮らしを支える都市機能の向上を図る必要があります。

(6) 将来にわたって持続可能なまちづくりを支える行財政基盤の強化

全国でも有数の財政力を誇る本市ですが、将来の急激な人口構造の変化により、歳入の根幹をなす市税が減少する一方、医療・介護などに係る社会保障関連経費の増大、人口急増期に合わせて集中的に整備された公共施設の老朽化に伴う建て替えや大規模改修に係る経費の増大などが見込まれています。

将来にわたって持続可能なまちづくりを支える、より強固な行財政基盤を確立するため、財源・職員などの限りある行政資源を従来にも増して無駄なく最適に配分するための取り組みを強化するとともに、I o TやA Iなどの最先端の技術を活用した、より効果的・効率的な行政サービスの提供などに努める必要があります。

用語解説

あ行

屋外利用地

暫定的（一時的）に利用されている駐車場や資材置場など。

か行

繰入金

一般会計と特別会計などの会計間で、相互に資金運用をするもの。他の会計からその会計に資金が移される場合を「繰入」、その会計から他の会計に資金を移す場合を「繰出」という。

経常収支比率

人件費や扶助費、公債費など、毎年度経常的に支出される経費に充当された毎年度経常的に収入される一般財源の割合であり、この比率が低いほど財政構造の弾力性が高いとされている。

公有水面埋立事業

公共の用に供する水流または水面であって、国の所有に属する水面を埋め立てる事業。

さ行

財政力指数

財政基盤の強弱を判断する指標であり、標準的な行政活動を行うために必要な財源をどの程度自力で調達できるのかを示す。

市民ワークショップ

参加者が、より良いまちづくりという共通目標の達成に向け、日ごろ感じている課題などについて、お互いの立場や多様な意見を尊重・理解しながら話し合い・交流することにより、解決策や提案をまとめていく参加・体験型の検討作業の場のこと。

首都直下地震

首都及びその周辺地域の直下で発生するマグニチュード7クラスの地震及び相模トラフ（相模湾から房総半島南東沖までの海底の溝）沿いなどで発生するマグニチュード8クラスの海溝型地震。

水際線

陸と接する水域から海岸保全施設や堤防とその後背地。

生産緑地

三大都市圏の市街化区域内にある一定規模以上の広さを有する農地を計画的に保全し、公害または災害の防止や都市環境の保全などに役立て、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする都市計画の制度。

た行

地域経済分析システム (RESAS)

Regional Economy Society Analyzing System の略。地域経済に関する様々なビッグデータ（産業の強み、人の流れ、人口動態など）を地図やグラフで分かりやすく「見える化（可視化）」したシステムで、地方創生の様々な取り組みを情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房が提供している。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、安全・安心な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づき都市計画決定された道路。

は行

普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政比較や統一的な掌握が困難なことから、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。

ポスターセッション

多くの来場者が見込まれる商業施設や公共施設などにおいて、説明文や図表などを配したポスターを貼り出した上、これに対する意見・提案などを収集する市民参加手法。

ま行

未建築宅地

都市的空地のうち、造成が完了している土地。

ら行

ライフライン

都市活動の機能維持のための、上下水道などの水の供給処理網、電力・ガスなどのエネルギー供給網、及び通信・電話などの情報網を含んだネットワーク。

A

AI

Artificial Intelligence の略。人間の知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。人工知能ともいう。

I

ICT

Information & Communication Technology の略。情報処理のほかネットワーク通信を活用した情報の共有といった情報通信技術。

IoT

Internet of Things の略。センサーを搭載したモノ同士がインターネットを介してつながることにより、人が介在しなくてもモノが自動でサービスを提供してくれるシステムのこと。

基本構想

- 第1章 基本構想策定にあたって
- 第2章 将来都市像
- 第3章 まちづくりの基本姿勢
- 第4章 都市構成の基本的な考え方
- 第5章 基本目標
- 第6章 持続可能な行財政運営の推進

第1章 基本構想策定にあたって

1 基本構想の意義

この基本構想は、浦安市が目指す将来都市像や基本目標を明らかにするとともに、市民と市が一体となって総合的・計画的にまちづくりを推進していく基本方針となるものです。

2 基本構想の計画期間と将来人口

基本構想の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和21年度（2039年度）までの20年間とします。また、計画期間内の将来人口は、令和15年（2033年）の概ね18万人をピークとし、その後令和21年（2039年）までほぼ横ばいで推移すると想定します。

第2章 将来都市像

まちは人の意思によって創られます。

浦安はこれまで他に類を見ない発展を遂げてきましたが、その発展は先人たちの確固たる意思のもとにまちづくりが進められた結果です。

社会環境の大きな変化の中で、先人たちから浦安を受け継いだ私たちには、次世代に浦安の輝きを継承していくことが求められます。

そのためには、一人ひとりがまちづくりの主体としての意思を持ち、誰もが自分らしく輝き、生き生きと活動し、人が、そしてまちが躍動する「浦安」を創っていかねばなりません。

ここに、すべての市民の幸せを願い、浦安市のまちづくりの将来都市像を「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」と設定し、まちづくりを進めていきます。

人が輝き躍動するまち・浦安
～すべての市民の幸せのために～

第3章 まちづくりの基本姿勢

まちづくりにあたり、以下の3つのまちづくりの基本姿勢のもと、将来都市像の実現を目指します。

【基本姿勢1】安全・安心

生命・財産を守ることが、市民一人ひとりの幸せの礎となります。

また、社会環境が大きく変化する中でも、安定した市民生活を確保することが求められています。

そのため、誰もが災害や犯罪などから守られ、穏やかに暮らせる「安全・安心」のまちづくりを基本とします。

【基本姿勢2】共生・尊重

多様な個性や価値観を認め合うことによって、市民一人ひとりの生活が輝きを増します。

また、誰もが地域の中で生き生きと暮らし、共に支え合う社会の形成が求められます。

そのため、相互の理解と交流のもと、人権が尊重される「共生・尊重」のまちづくりを基本とします。

【基本姿勢3】自主・連携

市民一人ひとりの思いと行動の積み重ね、そしてその結集がまちの躍動につながります。

また、ひとつのまちでは解決できない課題については、広域的な取り組みが求められます。

そのため、市民が自立し主体的にまちづくりに参画し親和するとともに、国や千葉県、近隣自治体と連携する「自主・連携」のまちづくりを基本とします。

第4章 都市構成の基本的な考え方

本市は、二度にわたる公有水面埋立事業*とそれに続く住宅や鉄鋼流通基地、テーマパークなどの開発により、首都圏屈指の良好な住環境を誇る住宅都市としての性格を基本に、鉄鋼流通を核とした流通・加工・業務の機能が立地する工業ゾーン、テーマパークやホテル、大型商業施設などが集積するアーバンリゾートゾーンを加えた3つの都市構成のもと発展を続けてきました。

埋立地での開発が終盤に差しかかり都市としての成熟期を迎える中、今後も活力ある都市として、将来都市像を実現していくためには、引き続き、住宅ゾーン、工業ゾーン、アーバンリゾートゾーンの3つの都市構成を活かしたまちづくりを進め、少子高齢化の進展や人口減少、技術革新など社会環境の変化に対応しつつ、都市全体としての魅力を高めていく必要があります。

住宅ゾーンについては、かつての漁師町で古くから市街化した地区、農地が宅地化した地区、公有水面埋立事業により開発された戸建地区や大規模住宅団地地区などで構成されており、都市基盤や住宅形態、人口構造など地区ごとに特性が異なることから、それぞれの特性を踏まえ、世代を超えて住み続け、住み継がれる市街地環境を創出します。




立地条件に恵まれた工業ゾーンについては、周辺環境に配慮するとともに、時代の変化にも対応しながら、集積する機能の維持・更新を促進します。

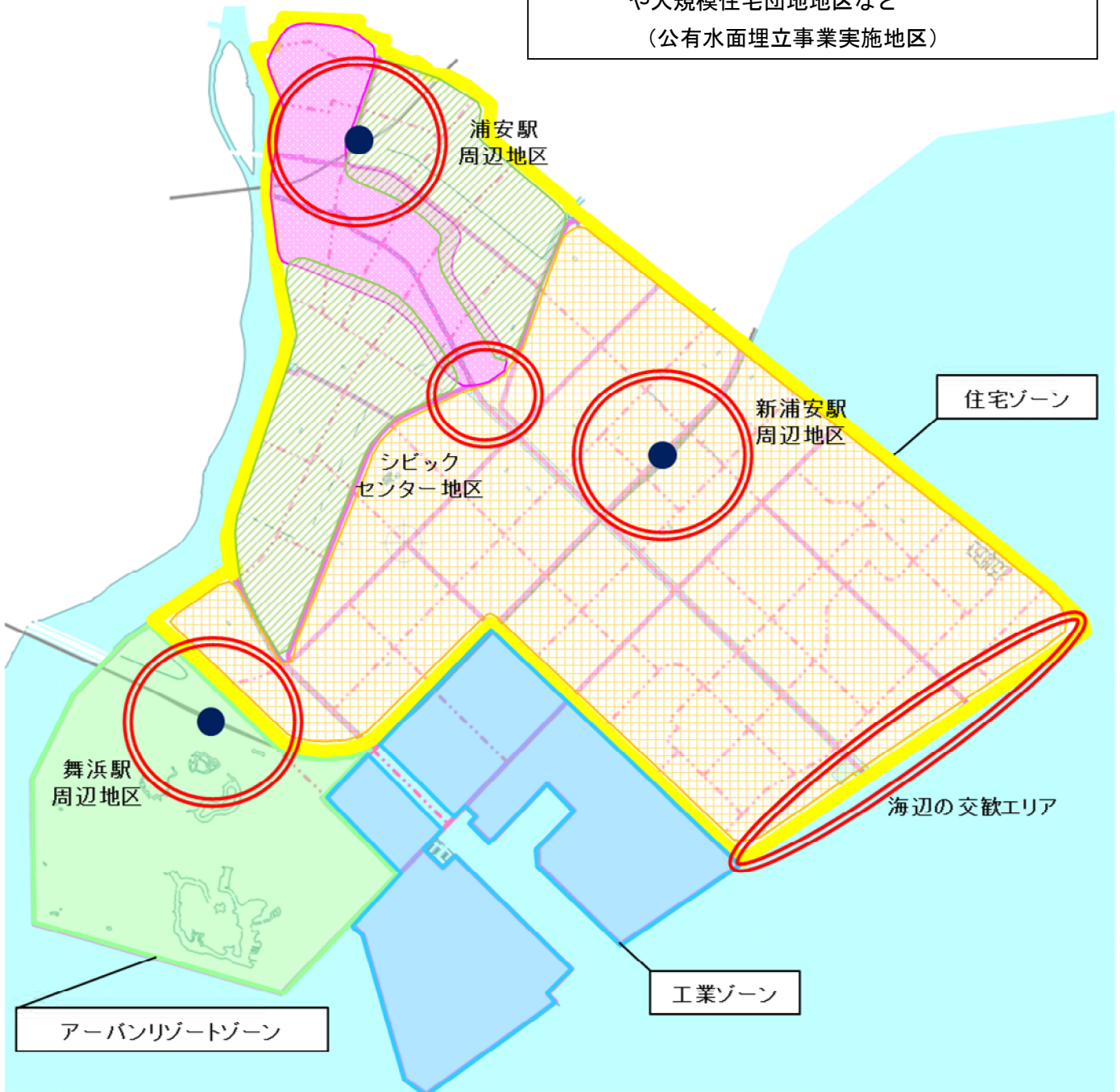
国内だけでなく海外からも多くの人々が集うアーバンリゾートゾーンについては、今後にもぎわいと活力に満ちたゾーンとして発展していけるよう土地利用を促進します。

また、鉄道3駅を中心とした都市拠点のほか、行政・文化・福祉の機能が集積するシビックセンター地区や日の出・明海・高洲地区の海岸沿いの海辺の交歓エリアを拠点として位置付け、それぞれの特性を活かした機能強化を図ります。

◇都市構成の基本的な考え方

住宅ゾーンの凡例

-  : かつての漁師町で古くから市街化した地区
-  : 農地が宅地化した地区
(土地改良事業実施地区)
-  : 公有水面埋立事業により開発された戸建地区
や大規模住宅団地地区など
(公有水面埋立事業実施地区)



第5章 基本目標

将来都市像を実現していくため、以下の4つの基本目標を掲げ、まちづくりを進めます。

【基本目標1】育み学び誰もが成長するまちへ

安心して子どもを産み、育てられるまちを目指します。また、子どもたちの可能性を引き出し、生きる力を育むとともに、誰もが学び、文化、スポーツ活動などを通じて成長し、交流できるまちを目指します。

(1) 子どもの育ちと子育てを応援する

誰もが安心して子どもを産み育て、また、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、地域並びに社会全体で子どもの育ちと子育てを支える環境を整備します。

(2) 子どもの可能性と未来を拓く教育を推進する

すべての子どもたちが、等しくかつ質の高い教育を受け、それぞれの個性を伸ばし主体的に考え、生きる力を育ていけるよう、幼児・学校教育の充実を図るとともに、学校と家庭や地域が連携した教育に取り組みます。

(3) 生涯にわたる学びと人のつながりを大切にする

誰もが生涯にわたり人とつながり、生きがいを持って豊かな人生を送ることができるよう、文化やスポーツに親しめる場と機会の充実を図るとともに、市民の学習活動や地域・まちづくり活動などの支援に努めます。

【基本目標2】誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ

すべての市民が住み慣れた地域の中で、いつまでも健康で、自分らしく心豊かに暮らし続けられるまちを目指します。また、多様性を認め合い思いやりのある、支え合うまちを目指します。

(1) 生涯にわたり健康で安心できる暮らしを実現する

誰もが生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるよう、一人ひとりの自発的な健康づくりを支援するとともに、疾病の予防から早期発見、急性期、回復期、慢性期、終末期までの保健・医療体制を整備します。

(2) いつまでも生き生きと笑顔あふれる暮らしを創出する

高齢者も障がいのある方も、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしい生活を送ることができるよう、地域住民や地域の多様な主体が支え合いながら、一人ひとりが生きがいを持ち、適切な介護・福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めます。

(3) 多様性を認め合い心豊かになる暮らしを構築する

地域社会を構成する誰もが互いを思いやり、支え合いながらより豊かに暮らすことができるよう、市民一人ひとりの人権が尊重され、それぞれが個性を発揮し、活躍できる地域社会づくりを進めます。

【基本目標3】安全・安心で快適なまちへ

市民の尊い生命と貴重な財産を守るため、災害や犯罪に強いまちを目指します。また、地球環境に配慮しつつ、市民がやすらぎとうるおいにあふれた快適な暮らしを実感できるまちを目指します。

(1) 災害に強く犯罪が起こりにくいまちづくりを推進する

災害や犯罪から市民の生命・財産を守り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、防災・減災・応災の視点を持って、震災対策や治水・排水対策の推進、消防体制の充実など総合的な防災体制の整備を進めるとともに、地域ぐるみの防犯体制の充実に努めます。

(2) 水と緑を活かした快適な環境を整備する

やすらぎとうるおいあるまちづくりを進めていくため、身近に水辺を感じられる親水空間の創出や地域の状況にあわせた公園・緑地の整備に努めるとともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりを進めます。

(3) 暮らしを支える都市基盤を整備する

市民が快適に暮らし、住み続けていけるよう、地域の特性やまちの成熟にあわせた市街地の整備を推進するとともに、安全で機能的な道路網や公共交通環境、ライフライン*など都市基盤施設の充実に努めます。

【基本目標4】多様な機能と交流が生み出す魅力あふれるまちへ

本市が持つ観光資源や立地特性などを活かし、社会環境の変化に応じ、観光・リゾート、商業、工業、業務機能など多様な都市機能を持つにぎわいや創意と活力にあふれたまちを目指します。

(1) 魅力あふれる観光・リゾートを振興する

より魅力あるまちとなるよう、アーバンリゾートゾーンについては、市民が誇れるゾーンとして整備を促進するとともに、水辺に育まれた地域性や文化資源を活用した観光の振興を図ります。

(2) 新しい時代に対応した地域産業を振興する

地域経済の活力を維持していくため、中小事業者の育成、起業の支援など地域産業の振興や消費生活環境の充実に努めるとともに、長期的視点に立った工業ゾーンの維持・更新を促進します。

(3) まちのにぎわいと活力を創出する拠点を整備する

活力あふれるまちとして発展し続けるよう、鉄道3駅周辺の都市拠点やシビックセンター地区、海辺の交歓エリアについて、それぞれの特性を活かした機能強化を図るとともに、まち全体の活性化を図るため、各拠点の機能を有機的に連携するネットワークの強化を図ります。

第6章 持続可能な行財政運営の推進

急激な少子高齢化の進展など、本市を取り巻く社会環境が変化してきている中、今後、これまでのような税収の伸びが期待できなくなるとともに、社会保障関連経費の増加や行政サービスの多様化など、人口構造の変化に伴い多くの課題が生じ、これまでと同様の行政サービスを提供することが厳しい状況になると予想されます。

しかしながら、今後20年先の社会経済情勢を見据えながら、こうした課題に適切に対応し、将来都市像の実現に取り組まなければなりません。

そのため、「最少の経費で最大の効果を生む行政運営」を基本に、真に必要な施策を見極め、事務事業の効率化に努めるとともに、限りある行政資源の有効活用を図ります。

また、市民、議会及び市の三者が一体となって総力を結集し、それぞれがまちづくりの担い手として適切な役割分担のもと、まちづくりを推進するとともに、国や千葉県、近隣自治体との連携強化を図ります。

基本計画

第1章 基本計画の基本的考え方

第2章 都市構成の基本方針

第3章 うらやすポリシーミックス～豊かな成熟社会を創造するための挑戦～

第4章 施策の体系

第5章 分野別計画

第6章 計画実現のために

第1章 基本計画の基本的考え方

基本計画の策定にあたり、計画の意義、期間並びにすべての施策分野にわたり共通して念頭に入れておくべき事項として、将来人口及び財政の見通しを示します。

1 基本計画の意義

基本計画は、基本構想に掲げた将来都市像の実現に向けて、市が計画的に推進する施策を総合的、体系的に明らかにした行財政運営の指針であるとともに、市民と連携してまちづくりを進めていくための指針となるものです。

また、基本計画は、国や千葉県あるいは民間の機関、団体などが市内で進める計画や事業を調整し、誘導していくための指針としての役割も持っています。

なお、この計画に基づき施策を計画的、効率的に実施していくため、財政的な裏づけを持たせた具体的事業を示す実施計画を策定します。

2 基本計画の期間

基本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。

ただし、この計画が社会経済情勢の変化や市民生活の実態などに柔軟に対応できるものとしていくため、期間の中途において見直しを行うものとします。

3 将来人口・世帯数の見通し

計画目標年度の令和11年（2029年）の本市の人口は、令和2年（2020年）の総人口171,524人から約7,400人（4.3%増）増加し、概ね179,000人になることが見込まれます。

また、65歳以上の高齢者人口は、令和2年（2020年）の29,932人から約6,500人（21.6%増）増加し、概ね36,000人となり、総人口の20.3%を占めるほか、75歳以上人口は令和2年（2020年）の13,314人から約7,500人（56.6%増）増加し、概ね21,000人になることが見込まれます。特に新町地域の65歳以上の高齢者人口は、令和2年（2020年）の4,998人から概ね8,500人と大幅に増加することが見込まれます。

世帯数は、81,487世帯から、約5,800世帯（7.1%増）増加し、概ね87,000世帯になることが見込まれます。

また、65歳以上の高齢単身世帯数が令和2年（2020年）の7,038世帯から約2,600世帯（37.1%増）増加し、概ね10,000世帯になることが見込まれます。

以上のことから、本市では、総人口が大きく減少に転じるリスクは少ないものの、15歳から64歳までの生産年齢人口が減少局面に移行するとともに、高齢者人口、特に75歳以上の人口の増加に拍車がかかることなど、人口構造の大きな変化が見込まれます。

そのため、こうした人口構造の変化に適切に対応するとともに、まちの活力を維持しながら、「このまちに住みたい、住み続けたい」と思える魅力的なまちづくりを推進します。

(1) 将来人口

◇地域・年齢4区分別人口

単位：人、%

区分	令和2年 (2020年)		令和6年 (2024年)		令和11年 (2029年)		
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
元町	15歳未満	8,605	11.9	8,800	11.7	9,396	12.2
	15-64歳	54,048	74.5	56,038	74.4	55,779	72.6
	65歳以上	9,897	13.6	10,481	13.9	11,677	15.2
	うち75歳以上	4,365	6.0	5,419	7.2	6,353	8.3
	人口総数	72,550	-	75,319	-	76,852	-
中町	15歳未満	6,904	12.0	6,604	11.5	6,325	11.2
	15-64歳	35,536	61.8	35,167	61.2	34,137	60.2
	65歳以上	15,037	26.2	15,703	27.3	16,247	28.6
	うち75歳以上	6,930	12.1	9,103	15.8	10,723	18.9
	人口総数	57,477	-	57,474	-	56,709	-
新町	15歳未満	6,892	16.6	6,384	14.3	5,711	12.6
	15-64歳	29,607	71.4	31,850	71.6	31,222	68.8
	65歳以上	4,998	12.0	6,271	14.1	8,461	18.6
	うち75歳以上	2,019	4.9	2,807	6.3	3,778	8.3
	人口総数	41,497	-	44,505	-	45,394	-
全市	15歳未満	22,401	13.0	21,788	12.3	21,432	12.0
	15-64歳	119,191	69.5	123,055	69.4	121,138	67.7
	65歳以上	29,932	17.5	32,455	18.3	36,385	20.3
	うち75歳以上	13,314	7.8	17,329	9.8	20,854	11.7
	人口総数	171,524	-	177,298	-	178,955	-

【参考】

◇全国及び千葉県の地域・年齢4区分別人口

単位：千人、%

区分	令和2年 (2020年)		全国: 令和6年(2024年) 千葉県: 令和7年(2025年)		全国: 令和11年(2029年) 千葉県: 令和12年(2030年)		
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
全国	15歳未満	15,075	12.0	14,276	11.6	13,353	11.1
	15-64歳	74,058	59.1	72,181	58.6	69,507	58.0
	65歳以上	36,192	28.9	36,704	29.8	36,990	30.9
	うち75歳以上	18,720	14.9	21,207	17.2	22,823	19.0
	人口総数	125,325	-	123,161	-	119,850	-
千葉県	15歳未満	724	11.7	675	11.0	639	10.7
	15-64歳	3,727	60.1	3,653	59.7	3,528	58.9
	65歳以上	1,754	28.3	1,791	29.3	1,819	30.4
	うち75歳以上	886	14.3	1,072	17.5	1,126	18.8
	人口総数	6,205	-	6,118	-	5,986	-

資料：将来推計人口・世帯数（国立社会保障・人口問題研究所）

(2) 将来世帯数

◇世帯数と1世帯当たり人員

単位：世帯、人

区 分		令和2年 (2020年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
元町	世帯数	40,387	42,208	42,413
	1世帯当たり人員	1.80	1.78	1.81
中町	世帯数	25,943	26,555	26,610
	1世帯当たり人員	2.22	2.16	2.13
新町	世帯数	15,157	16,917	18,285
	1世帯当たり人員	2.74	2.63	2.48
全市	世帯数	81,487	85,680	87,308
	1世帯当たり人員	2.10	2.07	2.05

◇高齢単身世帯数

単位：世帯、%

区 分			令和2年 (2020年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
元町	75歳以上	実数	1,542	1,917	2,298
		比率	3.8	4.5	5.4
	65歳以上	実数	2,952	3,206	3,661
		比率	7.3	7.6	8.6
中町	75歳以上	実数	1,816	2,474	3,217
		比率	7.0	9.3	12.1
	65歳以上	実数	2,932	3,404	3,993
		比率	11.3	12.8	15.0
新町	75歳以上	実数	756	1,026	1,396
		比率	5.0	6.1	7.6
	65歳以上	実数	1,154	1,490	1,996
		比率	7.6	8.8	10.9
全市	75歳以上	実数	4,114	5,417	6,911
		比率	5.0	6.3	7.9
	65歳以上	実数	7,038	8,100	9,650
		比率	8.6	9.5	11.1

【参考】

◇全国及び千葉県の高齢単身世帯数

単位：千世帯、%

区 分			令和2年 (2020年)	全国：令和6年 (2024年) 千葉県：令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
全国	75歳以上	実数	3,958	4,560	5,045
		比率	7.3	8.4	9.4
	65歳以上	実数	7,025	7,427	7,959
		比率	13.0	13.7	14.8
千葉県	75歳以上	実数	174	217	235
		比率	6.5	8.1	8.8
	65歳以上	実数	320	348	371
		比率	12.0	12.9	13.9

資料：将来推計人口・世帯数（国立社会保障・人口問題研究所）

4 財政の見通し

本市は、これまで公有水面埋立事業や交通網の発達、住宅開発の進展などにより、人口が急増し大きな発展を遂げてきました。こうした中、市の歳入面においては、人口増に伴う個人市民税や大規模住宅開発などによる固定資産税、さらには産業の振興などによる法人市民税などが増加し、子育て支援をはじめ、障がいのある方や高齢者への福祉、教育など、様々な分野において市民サービスを着実に実行してきました。

しかしながら、将来人口の見通しでは、人口の伸びが鈍化傾向に転じることや、少子高齢化の進展による人口構造の変化などに伴い、今後の市政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

市税については、固定資産税や法人市民税などは、今後も安定して推移していくものと考えられますが、個人市民税の納税主体である生産年齢人口が令和6年（2024年）をピークとし、緩やかな減少基調に転じ、これまで堅調に推移してきた市税収入全体は、減収傾向に転じるものと想定されます。

一方、経常的な経費については、高齢者人口のうち、特に75歳以上の人口の増加を背景に、介護給付費をはじめとする社会保障関連経費などが継続的に増加し、計画期間10年間で約40%の増加が見込まれます。

さらに、昭和50年代に集中的に整備してきた公共施設の改修、道路などの都市基盤施設の維持補修、ごみ処理施設の延命化対策などが相次ぎ、多額の経費が必要とされます。

今後、歳出が増加傾向となることから、歳入歳出の収支均衡を図るため、これまで以上に財政調整基金の活用や財源などが必要となります。

そのため、一定規模の財政調整基金の確保に努めるとともに、今後の社会経済情勢を見据え、国・県支出金に加え、民間活力の活用や新たな財源などによる積極的な歳入の確保はもとより、事業の緊急度や優先度を見極め、これまで以上に事業の見直しなど歳出における経費の抑制を行い、将来にわたって持続可能な財政運営の堅持に努めます。

第2章 都市構成の基本方針

本市は、地区ごとに特性が異なる「住宅ゾーン」と流通・加工・業務の機能が立地する「工業ゾーン」、テーマパークやホテル、大型商業施設などが集積する「アーバンリゾートゾーン」で構成されています。

人口減少・少子高齢社会への突入など社会全体が大きく変化し、また、本市が成熟期へと移行していく中、今後も活力を維持し魅力あふれる都市として発展していくため、この3つの都市構成を維持しつつ、時代の変化に適切に対応した土地利用を図るとともに、各地域の特性や集積する機能を活かした拠点の充実と拠点間の連携を図ります。

1 土地利用の方向

(1) 住宅ゾーン

住宅ゾーンについては、地区の特性を踏まえながら、現在の良好な住環境の保全や充実に取り組むとともに、地区の利便性や活力維持などの観点も加味し、少子高齢化に対応した市街地への転換を図っていきます。

かつての漁師町で古くから市街化した堀江・猫実・当代島地区については、神社・仏閣など他の地域にはないまちの風情を持つ一方で、老朽化した木造家屋が密集し、都市基盤が脆弱な区域も多く、住環境や防災面での課題を抱えています。そのため、歴史的な市街地構造と既存の地域資源を活かしながら、密集市街地*の再整備や都市基盤の整備により、居住環境の改善や防災機能の向上を図ります。

戸建住宅地区や大規模な集合住宅団地のうち、開発から30年以上が経過した地区については、住宅の老朽化や居住者の高齢化が進んでいます。そのため、戸建住宅地区では、良質な住宅地の維持に加え、地区の利便性や活力維持などの観点も加味しながら地域主体のまちづくりを進めるとともに、大規模な集合住宅団地の維持・更新に取り組めます。

多様な都市機能の立地を目標に計画的な開発が進められた日の出・明海・高洲地区については、埋立地での開発が終盤を迎える一方、一部では土地利用の転換が生じています。そのため、未利用地や今後二次開発が進んでいくことが見込まれる街区などでは、良好な市街地の保全を基本に、地区の利便性や活力の維持といった視点も持ち開発を誘導するとともに、市全体の人口構造や周辺環境の変化を踏まえ、多様な世代、多様なライフスタイル、多様な暮らしの価値観を持った人々が定着しやすい幅広い居住環境の創出に努めます。

その他、商業・業務施設、工場・事業所など様々な用途の建物が混在する地区や、賃貸住宅が多く立地する地区については、低未利用地を中心に住宅用途への転換が進んでおり、今後も人口増加や賃貸住宅における若年層の流入が見込まれます。これらの地区については、その特性を活かしながら住環境の向上と適正な開発の誘導に努めます。

(2) 工業ゾーン

工業ゾーンについては、鉄鋼通り・港地区の一部に鉄鋼の流通・加工基地である浦安鉄鋼団地が立地しており、港・千鳥地区には、倉庫・流通・加工・業務などのほか、住工混在の解消のため移転してきた工場なども立地しています。

また、工場や事業所の操業環境を守るため、特別用途地区^{*}や地区計画が定められています。

今後も周辺環境との調和や操業環境の維持に努めつつ、長期的な展望のもと、時代の変化にも対応しながら、集積する機能の維持・更新を促進します。

(3) アーバンリゾートゾーン

アーバンリゾートゾーンについては、テーマパークやホテルなどが集積し、国内だけでなく海外からも来訪者を集める魅力あふれるリゾート地となっています。

今後も周辺住宅地の環境と調和しながら、地域の魅力をさらに育みより多くの人に親しまれ市民が誇れるリゾート地となるよう、ゾーンの特性を踏まえたふさわしい機能の集積を促進します。

2 拠点の整備・充実

鉄道3駅を中心とした都市拠点、行政・文化・福祉の機能が集積するシビックセンター地区、日の出・明海・高洲地区の海岸沿いの海辺の交歓エリアを拠点として位置付け、それぞれの特性を活かした機能の集積や拡充などを図ります。また、各拠点を結ぶネットワークの強化を図ります。

(1) 都市拠点

浦安駅周辺地区については、本市の商業や経済の拠点として位置付け、防災機能の確保を視野に入れながら、「交通結節機能の強化」、「商業の振興」、「多様な都市機能の導入」を基本的な柱として持続的発展に向け、段階的に再整備を図ります。

新浦安駅周辺地区については、市民の文化活動や交流などといった、にぎわいのある都市生活の拠点として位置付け、駅前広場の機能強化や道路交通環境の向上を図ります。

舞浜駅周辺地区については、アーバンリゾートゾーンの玄関口及び地区住民の生活拠点として位置付け、舞浜駅南口、北口の機能分離の考え方のもと、住民と来訪者、双方に配慮した機能の強化を図ります。

(2) シビックセンター地区

市役所周辺のシビックセンターコア地区については、行政・文化の拠点として位置付け、今後も拠点としての機能が持続的かつ効率的に発揮されるよう、維持・更新を図ります。

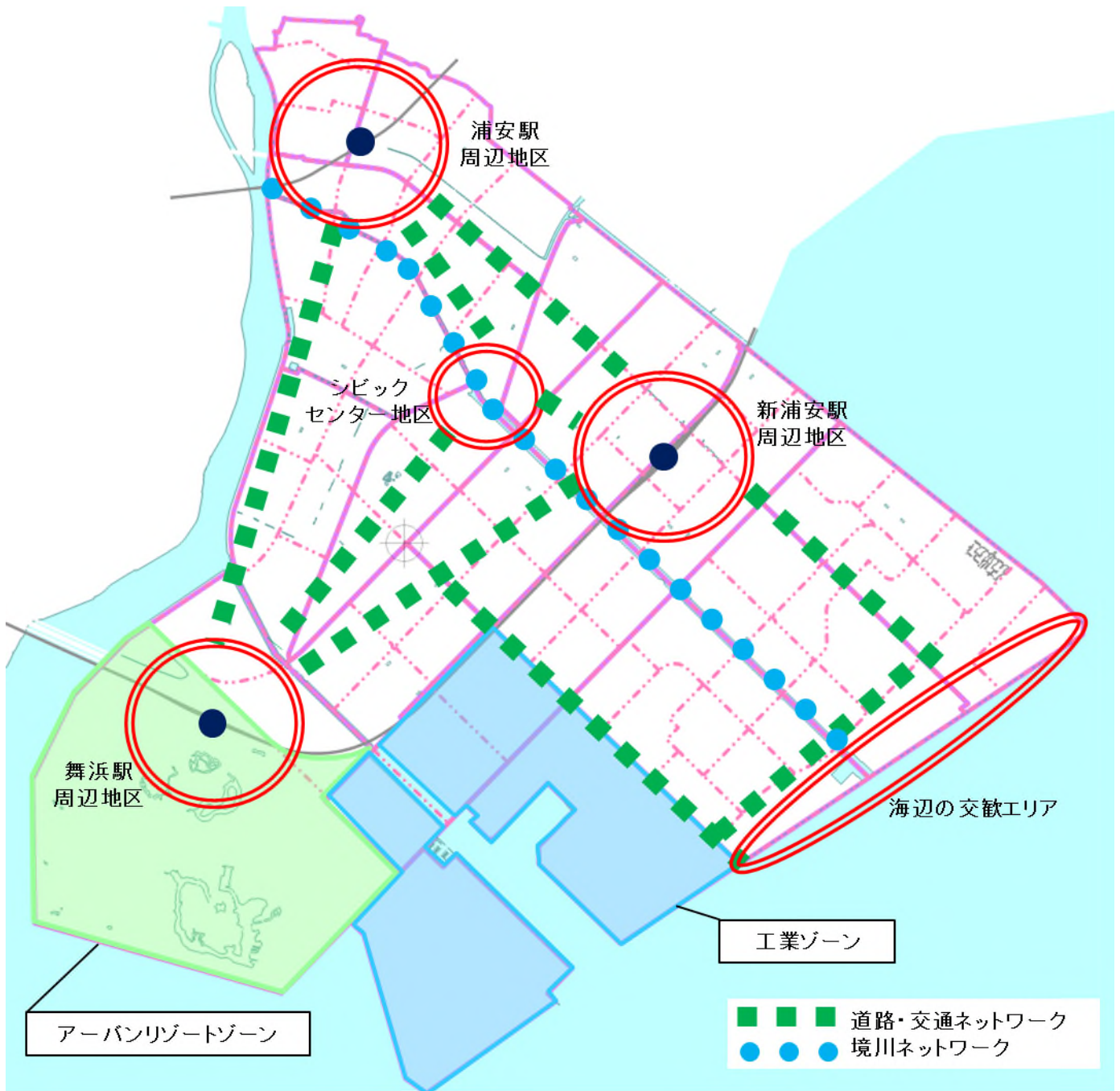
福祉機能が集積するシビックセンター東野地区については、福祉の拠点として位置付け、地域ごとに提供する福祉サービスと連携を図りながら、今後とも良質な福祉サービスを安定的かつ継続的に提供できるよう機能の充実を図ります。

また、シビックセンター地区全体としての拠点機能の強化・充実を図ります。

(3) 海辺の交歓エリア

海辺の交歓エリアについては、市民が海とふれあいながら憩い、交流できる拠点として位置付け、引き続き市民が海を身近に感じられる空間の創出を図るとともに、大規模な公園などのこれまでに集積してきた機能や水際線^{*}に位置する立地特性を活かしながら、更なる魅力の向上を図ります。

◇都市構成の基本方針



第3章 うらやすポリシーミックス ～豊かな成熟社会を創造するための挑戦～

基本構想に掲げた将来都市像を実現するためには、市民、事業者、市が連携して、市の様々な施策を効果的に組み合わせ展開していくことが重要です。

特に、今後、人口構造の変化などにより財源不足が懸念される中、重要度や緊急度を見極めた施策の展開が不可欠です。

そのため、今後、基本計画の計画期間（令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度））の10年間に取り組むべき施策と、その先に向けて進めていかなければならない施策を「うらやすポリシーミックス※」として位置付け、豊かな成熟社会の創造に向けて取り組みます。

1 安心して暮らせるまちへ 10年間の挑戦

（1）安全・安心に直結する施策

市民の生命、財産を守ることはまちづくりの基本であり、また、快適な暮らしの低下を招くことがあってはなりません。

行財政運営に大きな影響を与える事業であっても、安全・安心に直結する施策については積極的に進めていきます。

①市街地再整備の推進

近い将来、大規模地震の発生が想定される中、家屋が密集し、都市基盤が脆弱な地区では火災の延焼拡大や建物の倒壊、避難の困難さが懸念されており、不燃化や避難路の確保が急務となっています。また、東日本大震災の液状化現象により、土地の境界が不明確になっていることから、引き続き地籍調査を実施する必要があります。

堀江・猫実元町中央地区の不燃化

堀江・猫実元町中央地区においては、火災による延焼拡大の防止と避難路を確保するため、新中通りをはじめとする道路の拡幅整備に取り組むとともに、建物の不燃化を促進します。

狭あい道路の拡幅

個々の建物からの安全な避難路を確保するため、狭あい道路の拡幅や未接道宅地※の解消に取り組めます。

震災被災地区の地籍調査

東日本大震災によって不明確となった土地の境界については、今後想定される災害に対する復旧の迅速化が図られることから地籍調査の手法を導入し、境界の明確化を推進します。

②治水体制の確立

近年、地球温暖化に伴う気候変動による台風の大型化や集中豪雨の頻発化など自然災害のリスクが高まっています。災害による被害を減らすためには、市民の防災意識や地域防災力など災害対応力の向上を図るとともに、治水など都市基盤の強化を図ることが必要です。

境川河口部への水門設置

高潮などによる水害を防ぐため、境川河口部の水門の新設について、財政負担を含め千葉県と協議を進めます。

市内ポンプ場の更新整備

老朽化する排水機場・ポンプ場の改修や建て替えも視野に入れ、雨水排水施設の適正な維持管理に努めるとともに、千葉県が管理する水門・排水機場の耐震化や適正な維持管理を促進します。

雨水貯留施設の整備

近年、局地化・激甚化する集中豪雨や台風などによる都市型水害^{*}に備え、関係機関と協議しながら、1時間あたり60mmの降雨に対応する雨水排水施設の整備に取り組みます。

③安定したごみ処理体制の確立

廃棄物は日々の生活を営む上で必ず発生することから、市民の衛生的な生活環境を維持するためのクリーンセンターは必要不可欠な施設です。また、市内に最終処分場^{*}を持たない本市では、ごみの減量や再資源化を目指す循環型社会^{*}を形成することが重要です。

クリーンセンターの長寿命化

ごみ焼却施設については、将来の建て替えに要する財源確保を視野に入れながら、平成7年（1995年）の竣工から50年間の運用を目指し延命化工事に取り組みます。また、あわせて不燃・粗大ごみ処理施設や再資源化施設についても、延命化工事に取り組みます。

最終処分場の確保

廃棄物の最終処分については、県外の民間施設に依存しているため、更なる最終処分量の削減に努めるとともに、引き続き最終処分場の確保に取り組みます。

④公共施設の整備・再生・長寿命化

将来の人口構造の変化に対応した公共施設の整備や再生、施設の長寿命化、維持管理の効率化などを計画的に推進し、コストの縮減や平準化に取り組むことが必要です。

公共施設の再生

地区の特性や人口構造の変化に伴い、公共施設に必要な機能を再検討する時期にきていることから、既存施設の機能の見直しに取り組みます。

老朽化施設の長寿命化

施設の長寿命化や省エネルギー化、維持管理の効率化などを計画的に推進し、コストの縮減や平準化に努めます。

公共施設の適正配置

防災や教育、コミュニティ施設など現在の公共施設を補完し、市民が将来にわたって安心して快適にサービスを楽しむよう、消防出張所など公共施設の適正配置に取り組みます。

(2) 子ども・子育て支援と地域福祉施策

豊かで活力ある地域社会の形成には、次代を担う子どもたちが健やかに育ち社会で活躍していくことが不可欠です。

また、少子高齢社会の中で、改めて温かい人間関係の中で、誰もが地域の中で共に暮らし、共に生き、共に支え合うことのできる地域社会の形成が最重要課題となっています。

①子どもの育ち・子育て支援と学校教育の充実

児童虐待やいじめ問題により、子どもの生命や身体に係る重大な事案が起こることのないよう、今後も引き続き、未然防止と早期発見、早期対応を図っていく必要があります。

また、子育て支援の充実を図るため、待機児童の解消や保護者の経済的な負担の軽減を図っていく必要があります。

すべての児童生徒が等しくかつ質の高い教育を受けられるよう教育環境の整備や一人ひとりの個性、可能性を伸ばしていけるようきめ細やかな教育が必要です。

子どもの人権の擁護

子どもの人権が尊重される社会の実現に向け、児童生徒などを対象とした人権教育を推進します。また、児童虐待やいじめ、体罰などの未然防止と早期発見、早期対応に向け、児童相談所など関係機関との連携を強化するとともに、スクールライフカウンセラー^{*}やいちょう学級^{*}などによる相談支援体制の充実を図ります。さらに、重大事案発生時における危機管理体制を強化します。

子育て支援の充実

待機児童を解消するため、認可保育所^{*}や小規模保育所^{*}の整備など、保育定員の拡充を図ります。また、保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の無償化に向け取り組みます。

I C T教育の推進

児童生徒が情報化時代に求められる資質や能力を身に付け、自ら未来を切り拓いていけるよう、情報活用能力を育成するI C T^{*}を活用した教育を推進します。

特別支援学校の誘致

特別な教育的支援の必要な児童生徒が、より身近な場所で、一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導や支援が受けられるよう、県立特別支援学校の誘致に向けて千葉県と協議を進めます。

学校施設の適正配置

教育機会の均等を図るため、各学校区における今後10～20年先の児童生徒数の動向を適切に見極めながら、学区の変更や学校の統合などに取り組みます。

②地域での福祉・医療・介護施策の充実

すべての市民が住み慣れた地域で自分らしく生き生きとした生活を送るためには、地域の中で気軽に相談できる場や在宅医療^{*}の提供体制の整備を図るとともに、継続的に良質な福祉サ

サービスを提供できるよう、福祉・介護を支える資源の確保に努めることが重要です。また、自らが望む生活を送ることができるよう、住まいの場の充実を図ることも必要です。

地域包括支援センターの自治会レベルでのサテライト設置

地域の中で気軽に相談できるよう、自治会レベルで地域包括支援センター※のサテライトを設置し、きめ細やかな相談支援体制の充実を図ります。

在宅医療、福祉・介護の資源づくり

医療機関や訪問看護、福祉・介護サービス事業所などと連携を図りながら、効果的・効率的な在宅医療の提供体制を整備するとともに、「支え手」と「受け手」という関係を越えた福祉・介護の人材の確保に努めます。

多様な住まいの場の充実

今後の高齢社会を見据え、特別養護老人ホームやグループホームなど住まいの場の確保に努めます。

また、障がいのある方が自らの意思により住み慣れた地域の中で、グループホームをはじめとする多様な住まい方が選択できるような環境づくりに取り組みます。

2 その先の未来へつなぐ挑戦

(1) 都市構造の変化に対応する施策

公有水面埋立事業に伴う住宅地開発から 40 年が経過し、急激な高齢化の進展による人口構造の変化や住宅の老朽化などの課題が顕在化してきています。

このような中、本市が活力を維持し更なる飛躍をしていくためには、構造的な課題に対して取り組んでいく必要があります。

① ニーズに合った土地利用のあり方

これまで、計画的に整備された住宅地では、良質な住環境の維持保全に努めてきましたが、少子高齢化が進む中、土地利用のニーズが変化していくことが予測されます。

また、日の出・明海・高洲地区においては、住宅のほか商業施設や業務施設などの誘致を進めてきましたが、今後、商業・業務施設の撤退に伴う二次開発など土地利用の転換が進むことも予測されます。

そのため、市民ニーズを的確に捉えながら、適切な土地利用のあり方について検討していくことが必要です。

将来を見据えた計画住宅地区の規制誘導の検討

計画的に開発された戸建住宅地区については、引き続き良好な住環境の維持保全を図るとともに、地区の利便性や人口構造などの観点から、様々な世代や世帯が住みやすいまちの形成に向けて地域住民が主体的に検討できるよう支援します。

大規模開発の適正な誘導

地域住民が将来にわたり安全で安心して住み続けられる良好な市街地環境の維持保全を推進するため、大規模な土地利用の転換などを伴う開発に際し、適正な土地利用を誘導します。

特に、日の出・明海・高洲地区については、二次開発により当初の土地利用計画とは異なる土地利用が生じるようになり、地区の利便性や活力の維持のほか周辺地域への影響などを考慮しながら開発を誘導します。

② 良質な住宅ストックの保全・活用

これまで、大規模住宅開発により、多くの集合住宅や戸建住宅が供給されてきましたが、今後は、これらの住宅を良質な住宅ストック*として維持保全していくとともに、様々な世代や世帯のライフスタイルに応じた住まい方ができるよう検討していくことが必要です。

住宅ストックの活用による住み替えなどの促進

様々な世代や世帯のライフスタイルとニーズに応じた住まい方に対応するため、住宅ストックの活用による住み替えなどを促進します。

③ 集合住宅の維持管理・建て替え支援

集合住宅については、建物が高経年化しているものもあり、分譲集合住宅については、適正

な維持管理のための支援や将来想定される建て替えなどに向けた取り組みを検討していくことが必要です。

民間事業者によるコーディネートなど相談支援体制の充実

分譲集合住宅の長寿命化や建て替えが円滑に進むよう、管理組合に対してデベロッパーや専門家などを派遣し、具体的な手法などを協議・調整しながら事業を進めていく仕組みを検討します。

④駅周辺の機能強化

都市の魅力や活力を今後も発揮していくためには、東京メトロ東西線とJR京葉線の鉄道3駅周辺の交通結節点^{*}としての機能強化が必要です。

浦安駅前バスロータリーの整備

浦安駅周辺地区については、密集市街地の改善や交通結節点としての機能強化を図るため、バスロータリーの整備を視野に入れながら、市有地を活用したバス停留所の一時集約化や道路整備など段階的な整備を進めます。

新浦安駅前広場の機能強化

新浦安駅周辺地区については、交通結節点としての利便性の向上を図るため、駅前広場の二層化を検討するとともに、駅北口のバスベイ^{*}の設置と歩行空間の拡幅など交通機能の拡充を図ります。

舞浜駅前広場の拡張

舞浜駅周辺地区については、住民と来訪者、双方に配慮した交通結節機能の分担に取り組みます。

⑤地域コミュニティの再構築

今後、少子高齢化の進展による人口構造の変化を背景に、地域が抱える課題が多様化・複雑化する中で、住民自ら地域の課題解決に取り組むことのできる地域コミュニティの再構築が必要です。

地縁団体の活性化

地域には自治会や老人クラブなどの団体があるものの、団体や地域によっては会員数や加入率が減少傾向にあり、すべての地域住民が参加していない状況です。災害時には団体への所属の有無に関わらず互いに支え合うことが必要なことから、自主防災組織^{*}を中心にすべての地縁団体^{*}や住民が参加できる新たな仕組みづくりを検討します。

自主防災組織の強化

今後も引き続き自主防災組織の活動を支援するとともに、避難所ごとの運営マニュアルの見直しを促進するなど、避難者が主体的に避難所の運営に取り組むことができるよう支援します。

また、水害から自らの地域を自らの手で守り、自衛の減災活動を行う「地域水防団」を設

置します。

地域における居場所づくり

持続可能な地域コミュニティを構築するため、自治会の法人格の取得など、自主的・自立的な地域コミュニティづくりへの取り組みを支援するとともに、自治会集会所や老人クラブ会館などを地域課題の解決や、地域コミュニティを活性化する活動の場として活用できるよう検討します。

(2) 浦安の魅力を高めるための施策

本市は、三方を海と河川に囲まれ、住宅やアーバンリゾート、鉄鋼流通など多様な機能が集積しており、地域資源を活用したまちづくりを進めていく環境が整っています。

民間資金の活用など公民連携により、本市の持つ高いポテンシャルを引き出し、市民がまちに誇りを持てる地域の活力と魅力を高めるための施策を進めます。

①国際会議などMICEの誘致や新たな浦安の魅力の発信

本市はアーバンリゾートゾーンを中心としてテーマパークやホテルなどの機能が集積し、国内外から多くの人々が訪れています。こうした機能を活かして、国際会議などMICE*の誘致や新たな浦安の魅力を発信していくことが必要です。

国際会議の誘致

ちば国際コンベンションビューローや日本政府観光局などの関係機関との連携・協力により、国際会議観光都市として国内外へ広く宣伝活動を実施し、国際会議などMICEの誘致を推進します。

舞浜駅周辺への複合観光施設の整備

本市の観光資源や魅力を国内外に向けて効果的・効率的にアピールするため、的確な情報提供の充実を図るとともに、舞浜駅北口の開発にあわせて来訪者に千葉県や本市の魅力を発信する新たな場の整備に取り組みます。

②河川海岸環境の整備・活用

河川海岸の護岸整備については、引き続き市民の憩いの場として可能な限り水辺に近づく空間の整備を進めるとともに、にぎわいの創出や魅力のあるまちづくりに水際線を積極的に活用していくことが必要です。

境川河口の水上演習の整備

境川河口部については、その形状を活かしながら、水上演習などのイベント空間や市民が水辺に親しめる環境の整備を進めるとともに、高洲海浜公園、総合公園と連続性を持たせた整備に取り組みます。

水と緑のネットワーク

更なる魅力向上を図るため、水辺空間と公園や緑道などを有機的に連携し、水際線を繋ぐネットワークの強化に取り組みます。

港海岸の釣り護岸化

港地区の海岸について、開放に向けて千葉県と協議を進めるとともに、釣り護岸としての環境整備に取り組みます。

堀江ドックの再整備と渡船事業

堀江ドックの耐震化を図るため、千葉県による護岸改修の早期整備を促進します。また、耐震化にあわせた防災栈橋*の整備など防災機能の強化や、防災栈橋を活用した江戸川区側との渡船事業など堀江ドックの魅力づくりに取り組みます。

猫実川の二層河川化

猫実川については、河川環境の改善を図るため、二層河川*などの改修方法について千葉県と協議を進めます。

③まちを舞台としたイベントなどの開催

本市は、境川を中心とした歴史的な市街地や計画的に開発した市街地、テーマパークやホテルなどが集積するアーバンリゾートゾーン、鉄鋼や流通、加工などが集積する工業ゾーンといった、多様な機能が集積し特色ある都市空間を形成しています。こうした都市空間を舞台とした様々なイベントを開催し、市民が気軽にイベントに参加することでまちへの愛着や誇りを持てるような環境づくりが必要です。

浦安ビエンナーレ公募展の開催

浦安を舞台にアーティストが自己表現や創作発表を行い、市民が気軽に文化芸術に触れる機会となる「浦安ビエンナーレ*公募展」などの開催に向け取り組みます。

浦安クリテリウムの開催

浦安の水際線やシンボルロード、アーバンリゾートゾーンなどの公共空間を活用して、自転車ロードレースの「浦安クリテリウム*」などの開催に向け取り組みます。

e スポーツ大会の開催

e スポーツ*を通して、子どもたちがICTへの興味・関心を持つきっかけとなることや新たな文化づくりの一翼となるよう「e スポーツ大会」の開催を支援します。

④スポーツ施設の再配置

スポーツ施設に対するニーズの変化に対応するため、スポーツ施設の充実や身近な場所で気軽にスポーツができる環境の整備が求められています。また、トップスポーツチームとの連携などを通してスポーツへの関心を喚起し普及していくことや、市民の競技力の向上に取り組むことが必要です。

運動公園を核としたスポーツ施設の再配置

多様なスポーツニーズに対応したスポーツの機会の充実を図るため、運動公園に集積する様々なスポーツ施設を含めた市内のスポーツ施設について再配置を検討します。

また、トップレベルのスポーツに触れられる機会を提供するため、スタジアムなど運動公園におけるスポーツ施設のあり方について民間事業者やスポーツ関係団体を含めて検討します。

総合型地域スポーツクラブの充実

身近な地域で様々な世代の人が、それぞれの志向やレベルにあわせてスポーツに親しめるよう、スポーツ関係団体と連携しながら、総合型地域スポーツクラブ^{*}の充実に取り組みます。

第4章 施策の体系

「基本目標1 育み学び誰もが成長するまちへ」から「基本目標4 多様な機能と交流が生み出す魅力あふれるまちへ」まで、基本構想に掲げた4つの基本目標に即し、その配下に位置付けた基本方針を具現化するための施策の展開内容などを体系化して示します。

基本構想			
将来都市像	基本姿勢	基本目標	施策の大綱
人が輝き躍動するまち・ 浦安 ～すべての市民の 幸せのために～	安全・安心	1 育み学び誰もが成長する まちへ	1-1 子どもの育ちと子育てを応援する
			1-2 子どもの可能性と未来を拓く教育を推進する
			1-3 生涯にわたる学びと人のつながりを大切にする
		2 誰もが健やかに自分らしく 生きられるまちへ	2-1 生涯にわたり健康で安心できる暮らしを実現する
	2-2 いつまでも生き生きと笑顔あふれる暮らしを創出する		
	2-3 多様性を認め合い心豊かになる暮らしを構築する		
	共生・尊重	3 安全・安心で快適なまちへ	3-1 災害に強く犯罪が起こりにくいまちづくりを推進する
			3-2 水と緑を活かした快適な環境を整備する
			3-3 暮らしを支える都市基盤を整備する
	自主・連携	4 多様な機能と交流が生み出す 魅力あふれるまちへ	4-1 魅力あふれる観光・リゾートを振興する
			4-2 新しい時代に対応した地域産業を振興する
			4-3 まちのにぎわいと活力を創出する拠点を整備する

基本計画

施策分野	展開内容
1 子育て	(1)安心して子育てできる環境づくり (2)保育サービスの充実 (3)多様な子育て支援サービスの充実 (4)児童虐待の防止
2 健全育成	(1)子どもの健やかな成長と豊かな心を育む環境づくり
1 学校教育	(1)特色ある教育の推進 (2)一人ひとりの個に応じた指導の充実 (3)教育環境の向上 (4)地域とともに子どもを育む体制の推進
1 生涯学習	(1)市民一人ひとりが学ぶ機会の充実 (2)市民がつながり交流する機会の充実 (3)学びによる豊かな地域づくりの推進
2 文化	(1)歴史・伝統文化の保存・継承 (2)市民が文化芸術に触れる機会の充実 (3)多様な主体による文化を活かした取り組みの推進
3 スポーツ	(1)多様なニーズに対応したスポーツ機会の充実 (2)誰もがスポーツを楽しめる施設の充実 (3)スポーツへの関心を喚起する取り組みの推進
1 健康	(1)自主的な健康づくりの促進 (2)疾病の予防及び早期発見・早期治療の促進 (3)こころの健康づくりの推進
2 医療	(1)地域医療体制の充実
1 高齢者福祉	(1)地域包括ケアシステムの充実 (2)介護予防や日常生活支援の充実 (3)要介護者・介護者支援の充実 (4)生きがいづくりや社会参加の促進
2 障がい者福祉	(1)障がいのある方を支える環境づくり (2)自立と社会参加の促進 (3)権利擁護の促進
3 地域福祉	(1)地域全体で支え合う活動の推進
4 社会保障・生活支援	(1)社会保障制度の適正な運用、国民年金制度の啓発 (2)生活・自立支援の充実
1 平和・人権・男女共同参画	(1)平和事業の推進 (2)人権尊重の推進 (3)男女共同参画・多様性社会の推進
2 コミュニティ	(1)自治会活動の活性化に向けた支援の充実 (2)多様な主体による地域づくりの推進 (3)多文化共生社会の推進
1 防災・消防	(1)地域主体の防災対策の充実 (2)震災に強い都市基盤の整備 (3)密集市街地の改善 (4)治水・排水体制の充実 (5)消防・救急体制の充実 (6)災害時医療体制の充実
2 防犯・消費生活・交通安全	(1)防犯体制の強化 (2)消費生活の向上 (3)交通安全対策の推進
1 水辺環境	(1)水辺のネットワークの形成 (2)河川環境の整備・活用 (3)海岸環境の整備・活用
2 公園・緑地	(1)みどりのネットワークの形成 (2)公園の再生・活用 (3)身近なみどりの保全 (4)多様な主体との連携によるみどりの育成
3 ごみ処理	(1)ごみの減量・再資源化の推進 (2)ごみの適正処理の推進
4 環境保全	(1)地球温暖化対策の推進 (2)多様化・複雑化する生活環境問題への対応
1 市街地・住宅	(1)良好な市街地環境の保全・整備 (2)良質な住宅ストックの形成
2 道路・交通	(1)安全で快適な道路の整備 (2)誰にもやさしい公共交通網の充実
3 生活支援基盤	(1)水道・ガス・電気の安定的な供給 (2)市民ニーズに対応した墓地・斎場の運営
4 下水道	(1)下水道の機能の維持・向上 (2)下水道の普及・促進
1 観光・リゾート	(1)アーバンリゾートゾーンの振興とMICEなどの誘致 (2)地域資源を活用した観光振興の推進
1 地域産業	(1)時代に対応した地域産業の振興 (2)産業を支える人材の育成・確保 (3)経営基盤の安定・強化
1 拠点整備	(1)都市拠点の整備・充実 (2)シビックセンター地区の整備・充実 (3)海辺の交歓エリアの整備・充実
計画実現のために	
1 行政運営	(1)公正で透明性の高い行政運営の推進 (2)行政資源を最適に活用した行政運営の推進 (3)政策課題に即応した組織体制の構築及び人材の確保
2 財政運営	(1)財政の健全化 (2)安定した財源の確保
3 公共施設マネジメント	(1)総合的かつ計画的な運営・維持管理及び更新の推進 (2)需要の変化に応じた機能及び配置の最適化の推進 (3)市有財産の有効活用
4 自主・連携のまちづくり	(1)市政やまちづくりへの市民参加の推進 (2)広域的な連携の推進

第5章 分野別計画

1-1 子どもの育ちと子育てを応援する

1 子育て

■現状と課題

すべての子どもが健やかに生まれ育つためには、安心して妊娠・出産でき、子育てができる環境を整備することが大切です。

また、本市は子育て家庭における核家族が多く、核家族化の進行は、親族からの育児支援を得る機会の減少につながり、地域社会が子どもの育ちを見守る慣習の希薄化などと相まって、出産や子育てに関する親の不安感や負担感が増大する要因にもなっています。

そのため、母子の健康保持と子どもの健やかな発達と育ちを見守り続けるため、医療・保健・教育・福祉など複数の分野が連携・協力を図りながら、支援を充実することが重要です。また、誰もが安心して出産し子育てができるよう、身近な地域での相談に加え、関係機関の連携による専門的な支援や相談体制を充実する必要があります。

女性の就労率の上昇などに伴い、保育需要は一貫して増加しており、これまで市では認可保育所の新設や公立幼稚園の認定こども園^{*}への移行など、保育所定員の拡大を積極的に推進してきましたが、待機児童の解消には至っていません。

今後も保育需要の増加が見込まれることから、待機児童の解消に向けた更なる取り組みが不可欠であり、保育の質の向上を図るため、保育士の確保や定着の支援に取り組むことも重要です。

さらに、身近な地域での相談や、親子の交流の場の整備、緊急時における保育の充実など、多様なニーズに応じたサービスの充実を図る必要があります。

ひとり親家庭などは、子育てと生計の確保という二重の役割を一人で担い、保護者の負担が大きく、所得や就業、家事などに困難を抱えるケースも多いことから、生活を支える取り組みが必要となります。

一方、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件は後を絶たず、大きな社会問題となっています。全国の児童相談所への虐待相談対応件数は、一貫して増加を続け、近年では、関係機関が関わりながら児童虐待による死亡事件が発生するなど、深刻な状態が続いており、本市のこども家庭支援センターによる虐待相談件数も増加し続けています。

児童虐待防止のため、警察や児童相談所、市の関係機関が連携し、適切に役割を分担しながら、切れ目のない支援をしていかなければなりません。

■施策分野の展開内容**(1) 安心して子育てできる環境づくり**

妊産婦の健康を確保するため、妊婦健康診査の実施や産後ケア、訪問・保健指導などにより、疾病及び異常の早期発見、健全な母性の育成に取り組みます。

また、子どもの健康の保持・増進を図るため、乳幼児健康診査や予防接種を適切に実施するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費の助成などに取り組みます。

母子の健康や妊娠・出産・子育てに対する悩みや不安に適切に対応するため、子育てケアプラン^{*}の作成をはじめ、子育て相談や学校教育相談など、子どもの誕生から成長段階、家族のライフステージに対応した情報提供や各種相談体制の充実を図ります。

心身の発達に遅れや心配のある子どもが地域において自分らしく健やかに育ち、保護者が安心して子育てできるよう、その発達段階に応じた専門的な相談・療育体制の充実を図ります。

(2) 保育サービスの充実

増加する保育需要に対応し、待機児童を解消するため、認可保育所や小規模保育所の整備など、保育定員の拡充を図ります。

子どもの発達に応じた質の高い保育を提供できるよう、引き続き、保育士などの処遇改善や資質向上の取り組みを推進します。

すべての児童が放課後などに安全な環境の中、多様な活動ができるよう、児童育成クラブについては、対象年齢の拡充や受け入れ定員の増加を図るとともに、運営や施設のあり方について検討します。また、児童育成クラブと放課後子ども教室を一体的に運営する「放課後うらっこクラブ」については、学校や地域と連携し、更なる充実を図ります。

(3) 多様な子育て支援サービスの充実

地域の子育て力を高めていくため、子育て支援の担い手を育成するとともに、子育て中の親子が気軽に集い、相談・交流する場など、身近な地域における子育ての支援の充実を図ります。

在宅で子育てをしている家庭などを支援するため、一時的に保育できなくなった場合、保育園などで一時預かりを実施します。

保護者が病気や介護、出産などで緊急一時的に子どもを預けることができるショートステイやトワイライトステイといった子育て短期支援事業を東野地区の複合福祉施設内で実施します。また、病気や病気回復期の子どもを預かる病児・病後児保育の充実を図ります。

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を促進し、子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援や就労支援、家事支援などの自立に必要な支援に取り組みます。

(4) 児童虐待の防止

子どもを虐待から守るため、あらゆる機会を捉え、虐待が疑われる子どもの環境を的確に把握し、児童相談所をはじめとした関係機関との連携強化を図り、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応に取り組みます。また、児童福祉に携わる職員などに向けた研修会や市民向けの広報・啓発活動、相談先の周知徹底、保護者に対する指導・支援を推進します。

DV^{*}被害を受けた母子や虐待を受けた児童の一時保護を迅速に行うため、関係機関との連携強化に一層取り組みます。

2 健全育成

■現状と課題

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などを背景に、様々な世代の大人と子どもとの交流や体験活動の機会が減少するなど、子どもが基本的な生活習慣やコミュニケーション能力を身に付けにくい社会環境になってきています。

このような中、子どもが豊かな心を育むためには、家庭におけるしつけや教育力の向上を図るとともに、地域社会全体で子どもの育成に取り組んでいく必要があります。

そのため、子どもが主体的に学び成長できるよう、子どもが安心して過ごせる場や素直に自分を出せる場、好奇心と創造力を刺激される場など、自らの意思で選択し過ごすことができる多様な居場所や環境づくりを行う必要があります。

また、地域社会での様々な活動や体験、世代間交流、異年齢児交流などを促進するとともに、青少年の社会全般の規範意識を高めるため、地域全体の協力により、青少年及び保護者の相談・支援体制を充実する必要があります。

一方、ニート*やひきこもり*などの問題が深刻化しつつあり、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年への支援のあり方が大きな課題となっています。

■施策分野の展開内容

(1) 子どもの健やかな成長と豊かな心を育む環境づくり

年齢の異なる子どもたちが遊びを通じた交流を通じて、自主性や創造性を育むため、安心してのびのびと遊ぶことができる場や過ごせる場の充実を図ります。

また、すべての児童が放課後などに多様な活動ができるよう、児童育成クラブと放課後子ども教室を一体的に運営する「放課後うらっこクラブ」の更なる充実を図ります。

様々な人々との交流や多様な経験を通して、心の豊かさやたくましさを育むことができる環境づくりを、地域と連携しながら進めます。

家庭教育が果たす役割とその重要性に対する保護者の認識をさらに深めるため、保護者の役割や子どもの成長段階に応じた子育てなどについての情報の提供と学習機会の充実を図り、家庭教育力の向上を支援します。

青少年補導員連絡協議会や学校・警察などと更なる連携・協力を図り、地域全体で非行防止と健全育成を支える活動を推進するとともに、相談体制の充実を図ります。

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや青少年に対して、状況に応じた支援を行うとともに、家庭・学校・地域がそれぞれの立場から責任を自覚し相互に協力しながら、社会全体で子どもや青少年の成長を支える環境づくりに取り組みます。

1-2 子どもの可能性と未来を拓く教育を推進する

1 学校教育

■現状と課題

近年の技術革新やグローバル化など、教育を取り巻く環境が年々変化し、求められるものも一層多様化しています。

令和2年度（2020年度）から順次実施される、小・中学校の新学習指導要領[※]では、変化の激しい時代の中で、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、自ら未来を切り拓いていけるよう、主体的・対話的で深い学びの実現やICTの活用、論理的思考能力を育むプログラミング教育[※]の必修化、外国語教育の更なる充実などが掲げられています。

こうした教育を取り巻く環境の変化に対応しつつ、教育の根幹となる知・徳・体を育むことはもとより、人との豊かな関わりや郷土愛を育むなど、特色ある教育を推進する必要があります。

児童生徒一人ひとりの学習の理解を深めるため、少人数教育[※]、習熟度に応じた指導などを今後も推進していくことや、近年増加している日本語を母国語としない児童生徒に対する支援などが求められています。また、教職員の資質の向上や、指導方法の工夫・改善を行う必要があります。

特別な教育的支援の必要な児童生徒に対しては、教育的ニーズなどに応じたより適切な指導や支援が受けられるよう、特別支援学級[※]や通級指導教室[※]の整備による多様な学びの場の充実を図るとともに、県立特別支援学校の誘致を促進していく必要があります。

家庭の経済事情による教育の格差が問題となっていることから、経済的な理由により就学が困難な児童生徒や、学業成績が優秀で学習意欲が高い学生に対しても引き続き支援することが求められています。

いじめの問題は、児童生徒の生命や身体に係る重大な事案につながることを懸念されることから、今後も引き続き、いじめの未然防止や早期発見・早期対応を図る必要があります。また、不登校の児童生徒に対しても、スクールライフカウンセラーやいちょう学級などによる相談や学習の支援を行うことが求められています。

すべての児童生徒が、等しくかつ質の高い教育を受けるためには、学校施設などの教育環境の向上が重要であることから、今後10～20年先の児童生徒数の動向を見極めながら、学校規模の適正化や通学区域のあり方について検討していく必要があります。また、老朽化の度合いに応じた施設の改修や、ICT環境の整備などの取り組みを進めることが求められています。

保育需要の増加が見込まれる反面、公立幼稚園・認定こども園の園児数は、減少が見込まれます。そこで、限られた土地や施設を最大限活用するとともに、幼児教育の水準の向上を図るために、公立幼稚園・認定こども園に求められる役割や機能、規模など、公立幼稚園・認定こども園のあり方を見直す必要があります。

学校の安全対策については、警備員や防犯カメラによる犯罪抑止や、通学路安全点検などの交通安全対策を推進するとともに、子ども自身が身を守り、危険に近づく行動をしないための指導が求められています。

社会全体で子どもの成長を支えていくことは、子どもの社会性や健全な育成のために不可欠であることから、学校・家庭・地域・行政が連携し、地域全体で子どもを育む体制づくりが重要で

す。

■施策分野の展開内容

(1) 特色ある教育の推進

児童生徒がこれからの時代に求められる資質・能力を着実に身に付け、自ら未来を切り拓いていけるよう、教育の根幹となる知・徳・体を育む教育の充実を図ります。また、情報活用能力を育成するICTを活用した教育をはじめ、時代の変化や新たなニーズに対応した教育を推進します。特に国語教育は、情緒力や論理的思考力といったすべての教科や学問の基盤となるものであるため、子ども図書館との連携も含め、一層の充実を図ります。

児童生徒にふるさと浦安の歴史や文化を伝えるため、郷土博物館の活用や歴史・地域学習を推進し、郷土愛を育みます。また、自国以外の文化を理解し、相手を尊重する心を育むため、国際理解教育や平和教育を推進します。

児童生徒が社会へ参画・交流し、社会の一員としての資質を育成するため、学年・世代を超えた交流の場を提供します。

就学前から義務教育9年間を見通した学びの連続性を確保するため、幼稚園・認定こども園・保育園・小学校・中学校の連携教育を推進します。また、市内の保育・教育施設に通う就学前の子どもたちが、等しくかつ質の高い保育・教育を受けられるよう、「浦安市就学前保育・教育指針」に基づき、一人ひとりの特性に応じた指導を推進します。

(2) 一人ひとりの個に応じた指導の充実

児童生徒一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、能力や状況に応じたきめ細やかな教育を推進するため、少人数教育や習熟度に応じた指導、日本語の指導を必要とする児童生徒に対する支援などに取り組みます。

教職員の資質や指導力の向上を図るため、専門的・実践的な研修会や講座の実施、指導に必要な教育情報を円滑に入手できる環境を整備するとともに、学力・生活実態調査の結果を踏まえた指導方法を工夫・改善します。

特別な教育的支援の必要な児童生徒一人ひとりが持てる力を十分発揮できるよう、特別支援学級の全校への整備や通級指導教室の適正な配置を進めるとともに、より身近な場所で、教育的ニーズに対応した指導や支援が受けられるよう、県立特別支援学校の誘致に向けて千葉県と協議を進めます。

経済的理由により就学が困難な児童生徒への必要経費の援助の充実や、学業成績が優秀で学習意欲が高い学生を対象とした奨学支援を行います。また、保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の無償化に向け取り組みます。

いじめや不登校など、児童生徒への指導上の諸問題の未然防止及び早期発見・早期対応に向け、スクールライフカウンセラーやいちょう学級などによる関係機関とも連携した相談支援体制の充実を図ります。また、重大事案発生時における危機管理体制を強化します。

(3) 教育環境の向上

教育機会の均等を図るため、各学校区における今後10～20年先の児童生徒数の動向を適切に見極めながら、学区の変更や学校の統合などに取り組みます。また、各幼稚園・認定こども園についても園児数の動向を適切に見極めながら、規模適正化に取り組むとともに、あり方を検討します。

基本目標 1 育み学び誰もが成長するまちへ

学校施設の老朽化の度合いに応じた改修・修繕や設備機器の更新、ICT環境の整備など、学校施設の機能の維持・更新を図ります。

小学校への警備員の配置、防犯カメラの設置による犯罪抑止力の強化と通学路安全点検の実施など、実践的・効果的な防犯対策や交通安全対策を推進します。また、警察と連携した防犯教室や交通安全教室、地域安全マップづくりなどの安全教育に取り組みます。

教職員のこころの健康及び悩みに関する相談支援体制の充実を図ります。

(4) 地域とともに子どもを育む体制の推進

より市民に信頼され開かれた学校となるよう、保護者や地域の方々の意見を幅広く聞きながら、学校、家庭及び地域との連携による学校づくりを推進するとともに、教育方針や具体的取り組みなどの教育情報を提供します。

様々な世代の大人や子どもたちとの交流を通して、将来における多様な進路の存在に触れる機会を創出するとともに、社会性やコミュニケーション能力を身に付けられるよう、家庭・学校・地域との連携・交流の促進や異学年交流活動の充実を図ります。

地域全体で部活動の充実や児童生徒の学力向上を促進するとともに、地域住民と児童生徒の交流を促進するため、地域人材の活用を図ります。

1-3 生涯にわたる学びと人のつながりを大切にする

1 生涯学習

■現状と課題

生涯学習は、人々の知的欲求を満たし、生活の改善や自己実現、さらには人間としての成長につながるものです。

高齢化が進展する中で人生を豊かに生きるためには、生涯にわたって学習し、学んだ知識を地域や社会の課題解決のために活かすことが期待されます。

これまで市では、公民館や図書館、郷土博物館などの施設整備をはじめ、多様な学習ニーズやライフステージに応じた学習機会の提供を行うとともに、学習成果を地域で活かせる取り組みを行ってきました。

今後も市民一人ひとりが、必要なときに必要な知識が得られるよう学習機会の拡充を図るとともに、市民の学習活動につながる情報提供や学習相談体制の充実を図る必要があります。

また、高齢化の進展や地域における人間関係の希薄化が進む中、学び合いや交流を通して市民が地域の中でつながりを持つ重要性はさらに高まるものと考えられることから、学びを通して人と人がつながる環境や団体相互が交流・連携できる環境を充実することが求められています。

さらに、市民一人ひとりが学んだことを地域の中で実践していくことで、地域の課題解決や持続的な発展につながることから、生涯学習を行う多様な主体と連携・協力しながら、学びの成果を活かせる場の充実や、学びと実践をつなぐ人材を育成する必要があります。

■施策分野の展開内容**(1) 市民一人ひとりが学ぶ機会の充実**

多様な学習ニーズに対応するため、ライフステージやライフスタイルに応じた学習機会の提供や誰もが学習しやすい環境の充実、さらには、現代的・地域課題に対応した学習内容などの充実を図ります。

誰もが学習情報を入手できるよう、ICTや広報紙など、適切な手段による情報発信を行うとともに、情報の質の向上など、効果的な情報提供に取り組みます。

子育て世代が親子で読書に親しみ、子どもたちが主体的に学ぶ場として、子ども図書館を整備します。

(2) 市民がつながり交流する機会の充実

市民が学びを通して交流し、地域の中で市民同士がつながりを持てる環境の充実を図ります。

図書館では、個人の調査研究や学習を目的とした施設利用とともに、市民が交流し学び合うことを通して新たな知識を創造できる場としての充実を図ります。

公民館では、市民の主体的な講座などの企画・運営を促進するとともに、主催事業におけるワークショップなどのグループ学習を通して、交流機会の充実を図ります。

団体が継続的に活動できるよう、情報発信の支援や研修機会の提供に取り組みます。また、団体の活動が内部活動に留まることなく、活動を通して地域と関わりを持てるきっかけとなるよう、団体間が交流できる場や機会を提供します。

(3) 学びによる豊かな地域づくりの推進

市民の学びが豊かな地域づくりにつながるよう、介護サービス事業所や子育て支援施設などの関係機関や、自治会などの地域活動団体と連携しながら、市民が身に付けた知識や技能、経験を活かせる場の充実を図ります。

学びの成果が実践に活かせるよう、学びと実践をつなぐ人材の計画的・継続的な育成に取り組むとともに、人材が活躍できる仕組みの充実を図ります。

さらに、保護者、地域住民との協力により、子どもを育み、学びを支援する体制づくりを進めるとともに、大学や民間事業者などとの協力により、地域を支える学習機会の充実を図ります。

2 文化

■現状と課題

文化は、市民一人ひとりの心の豊かさや創造性を育み、人々や地域のつながりを強めるとともに、教育や観光、国際交流など社会のあらゆる分野と関わり、まちや人々の暮らしにうるおいと活力を与えるものです。

本市では日々の暮らしや様々な活動の中で、多くの文化芸術、市民文化、都市文化が形づくられており、こうした中、市では地域に根差した文化の更なる振興・活用を目指し、平成 30 年度（2018 年度）に「浦安市文化政策基本方針」を策定しました。

今後も、地域の文化を後世に伝えるとともに、市民一人ひとりが文化の創造や文化を通じた交流を促進することにより、市民のまちへの愛着とまちの魅力を高めることが重要です。

歴史と伝統文化は、まちの魅力と市民の郷土愛を育む重要な要素の一つであり、今後のまちづくりに向けた源泉となるものです。引き続き、郷土の歴史や伝統文化に触れる機会の提供や文化財の調査・保護、伝統芸能や技能の継承を図る必要があります。また、公有水面埋立事業以降に培われてきた情報や資源についても収集・整理・保存するとともに、市民が触れる機会を提供する必要があります。

文化会館や市民プラザ、音楽ホールなどにおいては、文化芸術を鑑賞・体験・創造・発表できる機会の充実に取り組んでおり、サークルなどの団体をはじめとする、市民の文化芸術活動も活発に行われています。これからも、誰もが生涯を通して、より身近に文化芸術に触れられるよう、様々な文化芸術の公演、展示などへの支援を行うとともに、文化芸術活動への参加機会の充実や地域における文化芸術活動の振興を図る必要があります。

それら文化芸術は、人々のつながりや相互理解をもたらし、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成や、質の高い経済活動の実現に重要な役割を持つものです。

このような役割を持つ本市が培ってきた様々な文化を、今後、地域コミュニティをはじめ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの分野に活用しながら、市民文化と都市文化の更なる醸成を図る必要があります。

■施策分野の展開内容**(1) 歴史・伝統文化の保存・継承**

市民がまちの歴史と伝統文化への理解を深め、郷土愛を高められるよう、郷土博物館において、公有水面埋立事業以降、本市が発展してきた経緯を含め、まちの歴史や伝統文化に触れる機会を充実するとともに、郷土資料の収集・調査研究や、文化財の調査・保護に取り組みます。

また、伝統芸能・技能を学び、体験する機会の提供を通して、伝統芸能・技能を伝えられる人材の育成や活用などを進め、歴史と伝統文化を保存・継承します。

(2) 市民が文化芸術に触れる機会の充実

幼児から高齢者まで幅広い世代の方や障がいのある方、在住外国人など、誰もが文化芸術に触れ、実践できる環境の整備に取り組みます。

市民が文化芸術により高い関心を持つことができるよう、市内で実施されている文化芸術に関する情報提供の充実を図るとともに、本市を舞台にアーティストが自己表現や創作発表を行い、市民が気軽に文化芸術に触れる機会となる「浦安ビエンナーレ公募展」などの開催に取り組みます。

市民の自主的・自発的な文化芸術活動を支援するため、文化芸術を鑑賞・体験・創造・発表できる機会の提供に取り組むとともに、青少年が文化芸術活動を体験・参加しやすい環境づくりを進めます。

文化会館や市民プラザ、音楽ホールにおいて、文化芸術に触れられる事業に取り組むとともに、公共の場で市民が気軽に文化芸術に触れる機会と自己表現の場を引き続き提供します。

(3) 多様な主体による文化を活かした取り組みの推進

人と人とのつながりや地域コミュニティを醸成するため、市・市民・団体・事業者・関係機関など多様な主体による文化活動を通して、豊かな文化を育んでいきます。

これまで受け継がれてきた歴史や伝統芸能・技能、三方を水に囲まれた環境や地域資源を活かしながら、観光、経済、福祉、地域振興などの様々な分野において、文化を幅広く活用します。

3 スポーツ

■現状と課題

近年、健康への関心の高まりやライフスタイルの多様化、急速な高齢化の進展などにより、生涯スポーツの重要性が高まっています。

市では平成 22 年度（2010 年度）に、日頃からスポーツを楽しみ、豊かなスポーツを通して、市民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに明るく健康であることを願い「生涯スポーツ健康都市」を宣言し、市民が身近なところで自分に合ったスポーツを生涯にわたり楽しめるよう、継続的な活動の普及と意識の向上に努めてきました。

また、各種スポーツ団体やトップスポーツの競技団体と連携・協力し、より多くの市民にスポーツへの関心を喚起する場を創出してきました。さらに競技スポーツの普及や競技力の向上を図るため、地域のスポーツを支える人材の育成や、選手強化の支援などに取り組んできました。

今後も、すべての市民が自らの目的に向けてスポーツに取り組むことができるよう、多様なニーズに応じたスポーツの機会や情報を提供するとともに、トップスポーツチームとの連携などを通してスポーツへの関心を喚起し普及していくことや、市民の競技力の向上に取り組んでいく必要があります。

また、多様な競技種目の増加によるスポーツ施設の利用需要の増加に対応するとともに、誰もがスポーツに取り組むことができるよう、スポーツ施設の環境改善に取り組むとともに、市民が身近にスポーツに取り組めるよう学校や地域と連携し、学校施設や公園を効果的に活用する必要があります。

■施策分野の展開内容

(1) 多様なニーズに対応したスポーツ機会の充実

東京ベイ浦安シティマラソン、浦安スポーツフェアなどのスポーツイベントの開催を通して、ライフスタイルやライフステージごとの市民ニーズに応じたスポーツに取り組む機会の充実を図るとともに、健康づくりや介護予防にもつながるよう、様々なスポーツの普及に取り組みます。また、これまでにない新たなニーズに対応したスポーツに対する支援に取り組みます。

誰もがスポーツに親しみ、楽しむことができるインクルーシブスポーツ^{*}の視点を持った取り組みを推進します。

スポーツ関係団体の育成と活動を支援し、健康増進や競技スポーツに取り組む市民を増やします。

市民のスポーツに取り組む機運醸成を図るため、国際大会や全国大会などで活躍する選手に対して競技活動の支援に取り組みます。

(2) 誰もがスポーツを楽しめる施設の充実

多様なスポーツニーズに対応したスポーツの機会の充実を図るため、運動公園に集積する様々なスポーツ施設を含めた市内のスポーツ施設について再配置の検討をします。

市民の誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ施設のバリアフリー化などの環境整備を推進します。

スポーツ施設の機能の維持・向上を図るため、老朽化の度合いに応じた改修・修繕や設備機器の更新を計画的に推進するとともに、より効果的で効率的な維持管理・運営に取り組みます。

より多くの市民が身近な場所で、気軽にスポーツを楽しむことができるよう、既存のスポーツ施設の利用時間の拡大や、市内の小・中学校や大学などと連携し、体育施設の有効活用を図ります。

市民が生活に身近な場所でスポーツを楽しむことができるよう、公園や海岸・河川などの水辺空間を活用するとともに、多様化に対応していくため、今後必要となるスポーツ施設について調査・検討に取り組みます。

(3) スポーツへの関心を喚起する取り組みの推進

市民のスポーツに対する関心を喚起するため、本市を拠点として活動するトップスポーツチームと連携し、市民がトップレベルのスポーツに触れられる機会を提供するとともに、スタジアムなど運動公園におけるスポーツ施設のあり方について民間事業者やスポーツ関係団体を含めて検討します。

市内のスポーツ施設で実施される様々なイベントや教室などの情報について、速やかで効果的な提供を図ります。

スポーツ指導者やボランティアの育成とともに、地域ニーズに合った活躍の場の提供に取り組みます。

身近な地域で様々な世代の人が、それぞれの志向やレベルにあわせてスポーツに親しめるよう、スポーツ関係団体と連携しながら、総合型地域スポーツクラブの充実に取り組みます。

2-1 生涯にわたり健康で安心できる暮らしを実現する

1 健康

■現状と課題

すべての市民が生涯を通して生き生きと安心して暮らすためには、市民一人ひとりが健康への意識を高め、主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。

平成27年(2015年)時点での市民の平均寿命は、男性が81.7歳、女性が87.3歳で、10年前と比較して男性2.4歳、女性2.0歳長くなっていますが、一人ひとりが健康で日常生活を支障なく送ることのできる期間を長く保つ健康寿命の延伸を図ることがますます重要となっています。

そのため、「自分の健康は自分で守る」を基本に、市民が主体的に健康づくりに取り組むことのできる環境を整備する必要があります。また、食生活や飲酒・喫煙習慣の見直し、運動習慣の定着など、生活習慣の改善を促すほか、多様な事業主体と連携して、地域全体で健康づくりに取り組むことが重要です。一方、健康に関心の低い市民も、日常生活の中で自然と健康的な行動がとれるような地域環境の整備を進める必要があります。疾病の予防、早期発見・早期治療には、予防接種や各種健康診査、検診の受診が有効であり、これらを効果的に提供するとともに、周知・啓発を行う必要があります。

特に悪性新生物(がん)については、市では平成30年度(2018年度)に「浦安市がん対策の推進に関する条例」を制定し、これに基づき、検診の充実や正しい知識の啓発に努めるとともに、がん罹患した方の生活の質の向上や雇用環境を守る取り組みを推進する必要があります。

また、心疾患や脳血管疾患などの生活習慣病に起因する死亡も多いことから、生活習慣改善の重要性を啓発するとともに、特定健康診査*や特定保健指導*などにより、病気の予防、早期発見・早期治療及び重症化予防について、引き続き推進していく必要があります。

さらに、こころの健康づくりのためには本人の問題だけでなく、人と人とのつながりなど本人を取り巻く周辺環境の整備が重要です。

市では「浦安市いのちとこころの支援計画(浦安市自殺対策計画)」に基づき、自殺対策を地域や関係機関の連携のもと、総合的に推進しています。自殺の多くは、過労や育児、介護疲れ、いじめ、孤立など誰もが経験する悩みや不安が複雑化・複合化し、追い込まれた末に起きるものです。そのため、自殺に追い込まれてしまう人の思いに気づき、支援につなげていく必要があります。

■施策分野の展開内容**(1) 自主的な健康づくりの促進**

より多くの市民の健康寿命の延伸を図るため、自らの健康に対して関心を持ち、主体的に生活習慣病の予防や介護予防などの健康増進に取り組めるよう、ライフステージごとの目標を設定し、栄養・食生活や喫煙、歯・口腔などの健康に関わる情報提供や周知・啓発を図るとともに、健康づくり事業を実施します。

特に、喫煙については自らの健康被害や受動喫煙に関する意識の周知・啓発を図ります。

様々な世代の健康増進を図るため、日常的に体を動かす習慣づくりや身近な場所で気軽にスポーツを楽しめる環境を整備します。また、健康につながる日常の生活行動について情報提供や啓発活動に取り組みます。

高洲地区に集積する健康や医療、福祉など様々な機能を有機的に連携し、「市民の健康」「都市の健康」に寄与する地域活動を推進します。

(2) 疾病の予防及び早期発見・早期治療の促進

疾病の予防、早期発見・早期治療につなげるため、各種健康診査・検診の充実を図り、周知・啓発を図ります。

がん予防の正しい知識を周知・啓発し、がん検診の受診率の向上に向け、検診内容の充実や、受診しやすい環境整備、効果的な受診勧奨に取り組むほか、児童生徒を含めた市民へ、がんに関する理解を深めるための教育を推進します。また、がんに罹患した方の生活の質の向上を図るとともに、事業主に対して就労に関する啓発及び支援に取り組みます。

また、生活習慣病の予防のため、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率の向上に向け取り組みます。

定期予防接種の啓発を通して、感染症のまん延を防止するための対策を推進します。

(3) こころの健康づくりの推進

地域や関係機関が連携し、悩みや不安を自分一人で抱え込まず、他者に打ち明けることができる「人と人とのつながり」が生まれるネットワークを構築します。

悩みや不安を持つ人に気づき、適切な支援へとつなげるゲートキーパーを養成するなど、相談しやすい環境を整えるとともに、相談することが重要であるということが、地域全体の共通認識となるよう、積極的に周知・啓発を図ります。

2 医療

■現状と課題

高齢化の進展などに伴い、慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者が増え、医療サービスに対するニーズが多様化・高度化しています。

これまで、市では予防から急性期、回復期、慢性期、終末期の各ステージにおいて適切な医療が受けられるよう、地域医療・救急医療体制を整備してきました。

今後も、市民が疾病の状況に応じ適切な医療が受けられるよう、市内の医療機関との連携のもと安定した地域医療体制の充実を図るとともに、適正な受診を促していくため、かかりつけの医師や歯科医、薬局を持つことの理解を促進していくことが重要です。

また、要介護^{*}と認定される高齢者の増加に伴い、在宅医療の需要が高くなると予想されることから、これまで以上に市内の医療機関はもとより訪問看護や介護事業所などと連携して、効果的・効率的な在宅医療の提供体制を整備する必要があります。

さらに、多くの滞在人口が見込まれる本市では、その人口規模を考慮し、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携して、救急医療体制の充実に取り組む必要があります。

■施策分野の展開内容

(1) 地域医療体制の充実

誰もがいつまでも健康で生き生きとした生活を送るため、予防から急性期、回復期、慢性期、終末期の各ステージにおいて、切れ目なく、幅広い医療が受けられるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会や、診療所、病院と連携した地域医療体制の充実を促進します。

市民一人ひとりが各自の疾病や怪我の状況に応じ、よりの確な医療サービスを利用できるよう、情報提供の充実に努めます。

医療機関の適正な受診と日々の健康管理の意識向上のため、かかりつけの医師や歯科医、薬局を持つことを促進します。

安心して在宅療養ができるよう、在宅医療をはじめ、訪問看護や機能回復の各種サービスの提供を図るとともに、関係機関の連携を促進します。

医師会、歯科医師会、薬剤師会や各病院との連携・協力のもと、必要な医療を迅速に提供するための救急医療体制の充実を図ります。

2-2 いつまでも生き生きと笑顔あふれる暮らしを創出する

1 高齢者福祉

■現状と課題

すべての高齢者が自分らしく、生きがいを持ちいつまでも住み慣れた地域で健やかに生き生きと暮らせることが重要です。

本市の5年間（平成26年（2014年）～平成30年（2018年））の高齢者人口増加率は18.6%と、全国・千葉県の増加率（8.9%、11.8%）を大幅に上回り、急速に高齢化が進行し、団塊の世代（昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年）までの生まれ）の方々が後期高齢者となる時期を迎えようとしています。

また、令和7年（2025年）には高齢者の5人に1人が認知症になるともいわれています。認知症のある方が住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す「共生」と、発症と進行を遅らせる「予防」の実現に向けて、若年性も含め認知症のある方やその家族の視点に立って、意思を尊重しながら、必要な対策を実施していく必要があります。

こうした中、市では住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて、取り組みを進めています。

今後も、高齢者の増加に伴い介護サービスや施設需要の増加が見込まれており、これまで以上に、地域社会全体で高齢者を支え合うための環境の整備を進める必要があります。

そのため、要支援*・要介護状態を防ぐための取り組みや日常生活の支援の充実を図るとともに、介護予防の取り組みが広く実施されるよう、団体や人材の育成・支援に努めます。また、老人クラブ会館など地域の身近な社会資源を活用して、高齢者が気軽に健康づくりや介護予防に取り組める環境の整備を図る必要があります。

さらに、高齢化に伴い誰もが介護する・される時代となり、在宅介護が重視されつつあります。介護者の多様化やケアの複合化・多重化が課題となり介護者の生活と介護が両立できるよう、介護者の地域での孤立防止や介護ストレスの緩和、生活支援など、介護者本人への支援が求められています。

一方、認知症に対する理解やどのような行為が虐待にあたるかなど介護に対する正しい知識の周知・啓発や、権利擁護の取り組みを進める必要があります。

また、社会的に孤立した高齢者が適切な医療や介護サービスにつながらず、その結果、孤立死に至ることが見られます。高齢者が社会的に孤立しないよう、セルフ・ネグレクト*対策に取り組む必要があります。

さらに、高齢者が生きがいを感じながら積極的に社会参加できるよう、その人に合った活動や学び、就労などが行える居場所を整備するとともに、そうした活動を支援する必要があります。人と人とのつながりを通して、さらに参加者や参加の機会・居場所が拡大することが期待されます。

■施策分野の展開内容**(1) 地域包括ケアシステムの充実**

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図ります。

高齢者やその家族などが、地域の中で気軽に相談できるよう、地域包括支援センターを計画的に設置し、きめ細やかな相談支援体制の整備を図るとともに、地域包括支援センターが中心となり、住民や関係者を交えた地域ケア会議を行うなど、関係機関との連携を強化します。

また、自治会レベルで地域包括支援センターのサテライトを設置し、高齢者やその家族などが地域の中で気軽に相談できる支援体制の充実を図るとともに、高齢者の健康づくりや介護予防の取り組みなどを促進します。

高齢者の生命・身体の安全及び自分らしく生活する権利が侵害されないよう、虐待に関する正しい知識の普及を図るとともに、差別や虐待を受けている高齢者の早期発見と迅速な対応に努め、高齢者の権利擁護を推進します。

適切な医療や介護サービスに自らつながろうとしないセルフ・ネグレクトについては、関係機関との連携のもと、適切な支援体制を構築します。

(2) 介護予防や日常生活支援の充実

地域の中で介護予防に関する活動が広く実施されるよう、団体や人材の育成・支援に取り組むとともに、介護予防の重要性に対する情報提供や啓発に取り組めます。

自治会・老人クラブ・NPO・ボランティア・地域住民などの多様な主体による地域の実情に応じて、集いの場、家事援助や配食などの見守りサービスなどの日常生活支援や介護予防サービスの提供に向けて、仕組みやネットワークづくりに取り組めます。

(3) 要介護者・介護者支援の充実

誰もが住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができるよう、介護サービスの充実に努めるとともに、特別養護老人ホームやグループホームなど多様な住まいの場の確保に努めます。

介護者の多様化やケアの複合化・多重化の中で、無理なく介護が続けられることができる環境づくりや介護者の学業や就業、地域での活動などが続けられる支援を進めていきます。介護保険サービス利用者の利便性の向上や介護者の負担軽減を図るため、介護保険サービスとあわせて保険外のサービスを提供する仕組みを整備します。

良質な介護サービスを提供できるよう、従事者が働きやすい環境を整備するなど、介護を支える人材の確保を図るとともに、従事者の研修費用を助成するなど、人材育成を図ります。

(4) 生きがいづくりや社会参加の促進

高齢者が生涯にわたって心身の健康を維持しながら、地域社会の一員として生き生きと活躍できるよう、世代間交流活動の促進や老人クラブの自主的な活動の支援、就労やボランティア活動の機会の充実を図ります。また、高齢者がそれぞれのライフスタイルに合った生きがいを持ち、意欲的な生活が送れるよう、文化芸術やスポーツ活動、学びなどの機会の充実を図ります。

2 障がい者福祉

■現状と課題

障がいのある方が住み慣れた地域の中でいつまでも自分らしく自立した生活を送るためには、日常生活や社会生活を総合的に支援する必要があります。

本市の障がいのある方の人数は、平成22年（2010年）と平成31年（2019年）を比べると身体・知的・精神に障がいのある方のいずれも増加傾向にあります。また、加齢に伴う身体機能の低下や疾病などが原因で、身体に障がいのある方が増加することが見込まれます。

市では、これまでグループホームなどの住まいの場を確保するとともに、障がいのある方の就労支援の場である、ワークステーションを整備するなど、生活と就労の場の充実を図ってきました。

また、平成28年（2016年）4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。平成30年（2018年）10月には、手話が言語という認識のもと、手話などの理解と普及を図るため、「浦安市手話言語等の理解及び普及の促進に関する条例」を制定しました。

このような中、国では、精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の構築を目指しており、市でも地域全体で障がいのある方を支える体制づくりに取り組む必要があります。

そのため、障がいのある方やその家族に対する相談支援体制、居宅介護をはじめとする在宅福祉サービスや生活介護などの日中活動の場の充実に努めるとともに、緊急時の受け入れや多様な住まいの場の確保、障がいのある方の歯科診療の充実など、多様なニーズを踏まえた環境を整備する必要があります。

また、良質な福祉サービスが継続的に提供されるよう、福祉人材の確保や従事者の働きやすい環境の整備などに引き続き取り組む必要があります。

さらには、障がいのある方の自立と社会参加が図られるよう、雇用の促進や就労支援体制の充実、身近な地域での行事や活動などの余暇活動の推進、さらには公共施設のバリアフリー対策などに取り組むとともに、障がいや障がいのある方への理解と関心を高めるため、その周知・啓発や障がいのある方の権利擁護を促進する必要があります。

■施策分野の展開内容**(1) 障がいのある方を支える環境づくり**

障がいのある方が住み慣れた地域の中で、自ら望む自立した生活を営めるよう、障がいのある方の抱える問題や福祉サービスの利用に関する相談支援を行うとともに、居宅介護をはじめとする在宅福祉サービスと生活介護や就労継続支援などの日中活動の場の充実を図ります。

東野地区の複合福祉施設と基幹相談支援センターを中心に、相談や緊急時の受け入れなどの必要な機能を備えた地域生活支援拠点を整備し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を整備します。

精神に障がいのある方が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

障がいのある方の高齢化や疾病などによる重度化・親亡き後を見据え、自らが望む生活を送ることができるよう、グループホームをはじめとする多様な住まい方が選択できるような環境づくりに取り組みます。

一般歯科診療所では治療が困難な方が安心して治療を受けることができるよう、歯科診療体制の充実を図ります。

障がいのある方の状況に応じた支援が継続的に行われるよう、事業者の福祉人材の確保を支援するとともに、各種制度の理解を促進します。

(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある方が自分らしく生き生きと働き、社会的・経済的自立が図られるよう、雇用の促進や就労支援体制の充実に努めます。

障がいのある方が、社会の一員として、生きがいをもちながら地域とともに豊かに暮らすことができるよう、身近な地域での行事や活動などの余暇活動を含め、社会参加を促進します。

障がいのある方が安全かつ快適に生活できるよう、公共施設などのバリアフリー化を推進します。

(3) 権利擁護の促進

「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき策定する「浦安市障がい者差別解消推進計画」により、障がいを理由とする差別を解消するための施策を推進します。

障がい者権利擁護センターにおいて、障がい者差別と虐待の一体的な対応を図るとともに、高齢者などに対する虐待を防止する取り組みと連携を図り、効果的な解決が図られるよう、横断的なネットワークを構築します。

障がいや障がいのある方への理解と関心を高めるための周知・啓発を推進します。

3 地域福祉

■現状と課題

少子高齢化の進展や人口減少、地域社会における人と人とのつながりが弱まる中で、人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる地域共生社会の実現に向けて、様々な取り組みが進められています。

本市では、人口構造の変化に伴い、高齢化率が40%を超える地域があり、今後も急速な高齢化が見込まれており、「老々介護」や「老障介護*」など福祉のニーズが増加し、複雑・多様化していくことが予想されています。また、ひきこもりの高年齢化や孤立している人の増加など、地域における課題も多様化しています。

このような中、市では市内11地区で活動する社会福祉協議会に加え、民生委員・児童委員、自治会や老人クラブ、市民活動団体、市民後見人などの多様な支え手が、地域の福祉活動に取り組んでいますが、これまで以上に、福祉活動の支え手の充実を図るとともに、地域の実情を把握している各主体が連携しながら、地域の課題を発見し解決していくよう、支え手と受け手という関係を超えて、地域全体で支え合う活動を推進する必要があります。

さらに、障がいのある方や認知症のある方だけでなく、妊婦や子育て世帯など、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市民一人ひとりがお互いを尊重し大切に作る機運を醸成するとともに、道路や公共施設などを使いやすく整備する必要があります。

■施策分野の展開内容

(1) 地域全体で支え合う活動の推進

子どもから高齢者まで、市民が自分に合った地域の福祉活動を選択し、気軽に参加できるよう、情報提供や機会の充実を図ります。

社会福祉協議会やボランティア活動団体など、地域の福祉活動に取り組んでいる関係機関と連携しながら、活動の核となるリーダーの育成に努めます。

高齢化の進展による認知症のある方の増加に伴う成年後見制度へのニーズの高まりに対し、市民後見人の養成や後見受任を促進するなど、地域における支援体制の充実を図ります。

市民一人ひとりがお互いに理解と関心を深めるため、周知・啓発に取り組むとともに、道路や公共施設などのバリアフリー化に取り組みます。誰もが地域で支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、支え手と受け手という関係を超えて、福祉の領域に留まらない包括的な支援体制の整備に向けて取り組みます。

4 社会保障・生活支援

■現状と課題

社会保障制度は、私たちの生活を守るセーフティネットの機能を有しており、私たちの生活を生涯にわたって支え、基本的な安心を与えるものです。

国民健康保険制度については、加入者の年齢層が高いため医療費の高額化が進み、更なる高齢化の進展に伴い医療費の増加が見込まれることから、今後も安定的な運営が求められています。

また、後期高齢者医療制度については、被保険者の増加に伴い医療給付費も増加すると見込まれます。そのため、世代間・世代内負担の公平化を図るとともに、引き続き運営主体である千葉県後期高齢者医療広域連合と役割分担のうえ、適正な制度運営が求められています。

介護保険制度については、高齢化の進展などに伴い、要支援・要介護認定者が増え、介護サービス利用者の更なる増加が見込まれ、今後においても適正かつ効果的な制度運営が求められています。

国民年金制度については、老後の安定した生活を支える柱として重要な役割を果たしており、市民一人ひとりの年金受給権を確保するため、制度を周知・啓発する必要があります。

一方、近年、本市の生活保護の受給者数は増加傾向にあり、平成28年度（2016年度）の保護率（人口1,000対被保護人員）は、平成23年度（2011年度）以降で最多の水準になっています。保護の種類別では、医療扶助が最も多く、次いで生活扶助、住宅扶助の順となっています。

市では、生活困窮者自立支援法^{*}（平成27年（2015年）4月）の施行に先駆けて、平成26年度（2014年度）から生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な相談支援を行う自立相談支援事業を実施しており、今後も、生活保護制度の適正な運用を図るとともに、生活困窮者の社会的・経済的な自立を促進する取り組みが求められています。

■施策分野の展開内容

（1）社会保障制度の適正な運用、国民年金制度の啓発

将来にわたる国民健康保険制度の持続可能で安定的な運営を図るため、医療費適正化に取り組むとともに、適正な保険税の設定、収納体制の整備などにより、千葉県とともに財政の健全化に努めます。

千葉県後期高齢者医療広域連合との役割分担のうえ、後期高齢者医療制度の適正な事業運営に努めます。

介護保険制度については、介護サービスを必要とされる方が、必要な介護サービスを利用できるよう、適正な運営を図ります。

国民年金制度については、市ホームページや広報紙などで情報提供を行い、国民年金制度に対する理解と協力の促進に努めるとともに、相談業務の充実に努めます。

（2）生活・自立支援の充実

生活保護制度を適正に運用し、最低限度の生活を保障するとともに、自立支援プランをはじめとする支援の実施により、日常生活の支援、社会的・経済的な自立を促進します。

生活保護の受給には至らないものの、様々な要因から生活に困窮している方の社会的・経済的自立を支援するため、関係機関と連携を図りながら、相談から自立まで継続的な支援を実施するとともに、包括的支援体制の構築に取り組みます。

また、子どもが将来、自ら望む豊かな生活を実現できるよう、学習支援などを推進します。

2-3 多様性を認め合い心豊かになる暮らしを構築する

1 平和・人権・男女共同参画

■現状と課題

世界の恒久平和は人類共通の願いです。しかし、国際社会においては民族や宗教に起因した地域紛争・国際テロなどが絶えず、依然として核兵器が存在するなど、未だ恒久平和の実現には至っていません。また、恒久平和の基礎は人権の保障であり、平和の実現には一人ひとりが人権意識を高めることも重要です。

市では、すべての核兵器保有国及び将来核兵器を所有しようとする国に対し核兵器の完全禁止と廃絶を希求し、世界の恒久平和確立のため、昭和60年(1985年)3月に「非核平和都市」を宣言し、市民に対して核兵器の恐ろしさや平和の尊さの啓発活動に取り組んでいます。戦後70数年が経過し、戦争体験者の減少が進んでいる中、戦争の悲惨さや平和の尊さを風化させず、若い世代に着実に継承していくための活動を継続的に推進する必要があります。

また、令和2年(2020年)3月に「浦安市人権施策指針(改訂)」を策定し、児童生徒などを対象とした人権教育をはじめ、様々な人権施策を推進しています。近年では、DVや各種ハラスメント、インターネットによるいじめや児童虐待、高齢者虐待、障がいのある方や性的少数者[※]への偏見・差別などが顕在化・深刻化しており、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、今後も取り組む必要があります。

市では、男女が性別に関わりなく、ひとりの人間として能力を発揮するために、互いの人権を尊重し合い、あらゆる分野における性別による差別を解消することを推進してきました。しかしながら、市民意識調査からは、女性が働くことに一定の理解を示しながらも、家事・育児・介護は女性主体という従来の価値観が、特に男性に根強く残っていることが伺えます。固定的な性別役割分担の意識や行動を変えていくための情報発信と周知・啓発、次世代へ向けた教育の推進に引き続き取り組み、男女共同参画社会への理解をさらに深めていくことが求められています。

また、性的少数者に対する社会的な偏見および差別をなくし、性的少数者が個人として尊重される社会を実現することが望まれます。そのためには、性の多様性への理解促進に向けて市民、事業者などに対する周知・啓発に取り組む必要があります。

■施策分野の展開内容**(1) 平和事業の推進**

戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを若い世代に着実に引き継いでいくため、被爆地への平和使節団の派遣や被爆体験講話などを通して、児童生徒が学ぶことができる機会を提供します。

幅広い世代の市民が平和の尊さを理解し、非核平和への関心を高められるよう、様々な機会を捉えた啓発活動を推進します。

(2) 人権尊重の推進

すべての市民がお互いの生き方を尊重し、誰もが誇りと安らかな心をもって暮らすことができるよう、学校、家庭、地域など、あらゆる場と機会を捉え、人権問題への関心を高め、市民の人権意識の高揚を図るとともに、人権の擁護・救済に取り組みます。

性的指向^{*}・性自認^{*}を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を推進します。

(3) 男女共同参画・多様性社会の推進

男女共同参画はもとより、すべての人が男女の枠組みにとらわれない人権を尊重する意識の醸成を図り、男女共同参画・多様性社会の実現に向け市民、事業者、職員に対する啓発活動を推進するとともに、情報提供や相談支援の充実を図ります。

一人ひとりの生き方や働き方を尊重し、仕事と家庭と地域生活との調和を目指すワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や事業者などへの啓発に取り組みます。

関係機関や民間団体などとの連携・協力により、DV被害者の早期発見・通報体制の充実を図り、一時保護を実施します。

2 コミュニティ

■現状と課題

住民自らが地域の課題解決に取り組むことのできる地域コミュニティづくりは、自立した自治体経営を進めるための基盤です。今後、少子高齢化が進展し人口構造が変化していく中で、地域が抱える課題が多様化・複雑化し、行政のみの力で解決することは、これまで以上に困難になります。

地域コミュニティの中核をなす自治会は、一定の区域内に住んでいることが縁で形成される団体であり、様々な地域活動を通して、住民相互の親睦を深め、防災・防犯など地域の課題解決、地域住民の福祉の向上や地域コミュニティの醸成に大きく寄与しており、地域住民と市とを結ぶ基礎的な組織として必要不可欠な存在となっています。

近年、ライフスタイルや価値観の多様化など、様々な要因により本市の自治会への加入世帯数及び加入率は、減少傾向で推移しています。また、加入者の高齢化も進んでおり、今後、ますます地域活動の担い手が不足していきます。そのため、高齢者の見守りや災害時の支援、地域での子育て、市との連絡調整など地域コミュニティの機能が弱まることが懸念されます。

そのため、自治会が引き続き地域課題の解決に向けた取り組みを行い、自立した組織となるよう支援していくとともに、時代に合った組織のあり方について検討していく必要があります。

加えて、自治会集会所がより一層、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化の拠点となるよう、老人クラブ会館など既存の施設との連携を図るなど、有効活用を促進していくことが求められています。

また、市ではこれまで市民参加を推進するための条例の制定や市民活動の支援制度の創設、市民大学の開校などにより、市民が主体的に活動に取り組める環境の整備に努め、防災、防犯、環境、介護予防など、様々な分野で活動する団体、市民が増えてきています。

今後も、市民の主体的な活動を一層促進するとともに、自治会や老人クラブ、市民活動団体などの多様な主体が連携・協力し、それらの団体と市が両輪で地域づくりを推進していく必要があります。

一方、グローバル化の急速な進展や、国の外国人材の受け入れに係る制度の改正を背景として、今後も在住外国人の増加が見込まれます。

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、地域コミュニティの中で共に生きていく、多文化共生*社会の実現に向けた環境整備を推進していく必要があります。

市では、平成元年（1989年）に米国フロリダ州のオーランド市と姉妹都市の協定を締結し、これまで青少年・スポーツの分野での交流などを行い、多くの市民が異なる文化や習慣に対する理解を深めてきました。平成18年（2006年）には、市の国際理解・交流活動の拠点として国際センターを設置し、在住外国人への国際理解・交流に関する情報提供並びに市民の相互交流を図っています。

今後も、姉妹都市との交流を継続するとともに、国際センターについては、ニーズに沿った有効活用をしていく必要があります。

■施策分野の展開内容**(1) 自治会活動の活性化に向けた支援の充実**

若い世代をはじめ、より多くの市民が自主的・自発的に地域活動に参加するよう、自治会や老人クラブ、市民活動団体などが取り組んでいる様々な地域活動に関する情報提供を充実するなど、地域コミュニティへの理解と関心を高める周知・啓発に取り組みます。

自治会集会所が、地域課題の解決や、地域コミュニティを活性化する活動を行うための拠点となるよう、老人クラブ会館などの既存の施設との連携を図りながら有効活用を促進します。

人口動向や地域ごとの特性などを踏まえ、自治会集会所の適切な配置や運用について計画的に検討を進めます。

持続可能な地域コミュニティを構築するため、自治会の法人格の取得など、自主的・自立的な地域コミュニティづくりへの取り組みを支援するとともに、今後の自治会をはじめ地縁団体のあり方について検討を進めます。

(2) 多様な主体による地域づくりの推進

自治会や老人クラブ、市民活動団体などが連携・協力して事業や活動を行える環境づくりに取り組みます。

大学などと連携し、地域課題の解決につながる事業の実施を検討するとともに、既存の支援制度の実効性の向上を図ります。

様々な地域活動に取り組む団体が継続的に活動できるよう、地域で活躍する人材の発掘と育成に努めます。また、自治会や老人クラブ、市民活動団体などとの連携・協力によるまちづくりを積極的に推進します。

市民活動・ボランティア活動を行っている、あるいは行おうと考えている団体や市民への情報提供や活動・交流の拠点として、市民活動センターの効果的・効率的な運用を図ります。

コミュニティ意識の醸成を図るため、市民相互の交流事業などを支援します。

(3) 多文化共生社会の推進

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築きながら、共に生きていく多文化共生社会を推進するため、交流機会の創出や周知・啓発を行い、地域に根ざした市民主体の国際理解・交流を促進します。

在住外国人が暮らしやすいよう、多言語による行政情報や生活情報の提供、外国人相談アドバイザーによる生活上の問題などへの相談支援体制の充実など、環境整備に取り組みます。

海外の姉妹都市と青少年・スポーツの分野での交流などを通して、市民の国際的な視野を広める取り組みを推進します。

国際センターを拠点とし、在住外国人を含む市民への国際理解・交流に関する情報提供並びに市民の相互交流を図ります。

3-1 災害に強く犯罪が起こりにくいまちづくりを推進する

1 防災・消防

■現状と課題

近年、地球温暖化に伴う気候変動による台風の大型化や集中豪雨の頻発化、近い将来に発生の切迫性が指摘されている大規模地震など自然災害のリスクが高まっています。

このような中、災害による被害を減らすためには、市民の防災意識や地域の防災力など災害対応力の向上を図るとともに、治水や耐震化など都市基盤の強化が不可欠です。

特に、高齢化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、地域の防災力の低下が懸念されることから、市民一人ひとりが自らを災害から守る「自助」、互いに協力して地域を災害から守る「共助」の強化を図り、地域の防災力をより一層高めていく必要があります。

また、道路、下水道などの都市基盤施設や建物については、首都直下地震[※]などによる複合災害[※]の被害を最小化する「減災」と、被害からの迅速な回復を図る「応災」を基調とした機能の強化・充実を図る必要があります。

堀江・猫実・当代島地区の一部では、老朽化した木造家屋や狭あいな道路が多く火災の延焼拡大や地震時の建物の倒壊、避難の困難さが懸念されるなど、住環境や防災面での課題を抱えています。特に、堀江・猫実元町中央地区は、国が公表した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を含んでいるなど、防災面からの緊急的かつ重点的な改善が求められています。

また、近年の気候変動に伴う集中豪雨や台風による被害が頻発・激甚化の傾向にあることや、一部の地域では、地盤沈下などにより雨水の排水能力が低下していることなどから、計画降雨量をはじめ、雨水排水対策の抜本的な見直しが求められています。

消防・救急体制については、これまで社会状況や都市環境の変化に対応しながら、体制の整備に努めてきましたが、今後も、テーマパーク、ホテルの開発に伴う来訪者の増加などにより、さらに消防・救急需要の増加が見込まれます。

そのため、消防・救急体制の強化を図る必要があります。

特に、大規模災害時には、一度に多くの負傷者の発生が予想されることから、応急医療体制[※]の強化を図る必要があります。また、ライフラインの寸断により、医療機能の一時的な停止が懸念されることから、災害時にも必要とされる医療機能の確保に取り組む必要があります。

東日本大震災の液状化現象により境界が不明確となっている宅地が残っていることから、移動した土地の境界を確定するため、引き続き地籍調査を行う必要があります。

■施策の展開内容**(1) 地域主体の防災対策の充実**

災害の被害を最小限に抑えるため、市民一人ひとりが主体的に適切な行動を取り、多様な主体が協力して助け合えるよう、防災意識の向上と知識の普及・啓発を図ります。

自主防災組織については、その活動を支援するとともに、組織間の連携強化を促進します。また、避難所ごとの運営マニュアルの見直しを促進するなど、避難者が主体的に避難所の運営に取り組むことができるよう支援します。

水害から自らの地域を自らの手で守り、自衛の減災活動を行う「地域水防団」を設置します。

自治会や老人クラブなどの地縁団体への所属の有無に関わらず、災害時に互いに支え合うことができるよう、自主防災組織を中心にすべての団体や住民が参加できる新しい仕組みづくりを検討します。

高齢者や障がいのある方、乳幼児などの災害時に特に配慮を要する方々（要配慮者）が、地域の中で一人ひとりに寄り添った支援を受けられるよう、自主防災組織や民生委員・児童委員などの避難支援等関係者との協力体制づくりを推進します。

多くの滞在人口が見込まれる本市では、災害時に多くの帰宅困難者が発生することが懸念されることから、事業者の帰宅困難者対策を促進します。また、通勤や通学などにより市外に外出した市民が帰宅困難者となることも懸念されることから、千葉県をはじめとする関係機関と協議しながら帰宅支援対策に取り組みます。

市民を水害から守るため、建物の所有者や管理者などの協力を得ながら、垂直方向の避難ができるよう、避難環境の確保に取り組みます。

迅速かつ機動的な応急復旧や中・長期的視点に立った復興への取り組みを円滑に展開できるよう、実践型の防災訓練の実施や地域防災計画の継続的な見直しに取り組みます。また、発災時に迅速かつ確実に情報を収集・伝達するための情報連絡体制の強化を図ります。さらに、災害時の緊急物資などの計画的な備蓄を推進します。

(2) 震災に強い都市基盤の整備

今後、発生が予測される首都直下地震などによる被害の防止・軽減を図るため、災害時の緊急輸送路*となる主要な幹線道路の液状化対策に取り組むとともに、無電柱化や橋りょうの耐震化に取り組みます。また、災害時にも安定した市民生活を確保できるよう、下水道の耐震化を計画的に推進するとともに、関係機関と協議しながら、ライフラインの災害対応力の強化を促進します。

東日本大震災によって不明確となった土地の境界については、今後想定される災害に対する復旧の迅速化が図られることから地籍調査の手法を導入し、境界の明確化を推進します。

旧耐震基準*により建てられた木造住宅や分譲集合住宅、緊急輸送路沿道の建物の耐震化を支援します。

既成市街地における液状化対策については、官民連携による具体的工法の研究開発を促進するとともに、十分な情報提供や説明がなされるよう、国や千葉県に要請します。

(3) 密集市街地の改善

堀江・猫実・当代島地区の密集市街地については、地区の特性に応じた改善の考え方や整備手法などについて、関係住民と協議しながら、地区の防災性能の向上に取り組めます。

堀江・猫実元町中央地区においては、火災による延焼拡大の防止と避難路を確保するため、新

中通りをはじめとする道路の拡幅整備に取り組むとともに、建物の不燃化を促進します。また、個々の建物からの安全な避難経路を確保するため、狭あい道路の拡幅や未接道宅地の解消に取り組みます。さらに、防災活動の円滑化を図るため、新橋周辺の市有地などを活用して、身近な防災活動の場や避難経路として整備します。

(4) 治水・排水体制の充実

近年、局地化・激甚化する集中豪雨や台風などによる都市型水害に備え、関係機関と協議しながら、1時間あたり60mmの降雨に対応する雨水排水施設の整備に取り組みます。

老朽化する排水機場・ポンプ場の改修や建て替えも視野に入れ、雨水排水施設の適正な維持管理に努めるとともに、千葉県が管理する水門・排水機場の耐震化や適正な維持管理を促進します。

高潮や地震などによる水害を防ぐため、千葉県が管理する河川や海岸の老朽化した護岸の改修を促進するとともに、境川河口部の水門と排水機場の新設について、財政負担を含め千葉県と協議を進めます。

(5) 消防・救急体制の充実

来訪者の増加などに伴う消防・救急需要に的確に対応できるよう、舞浜地区における消防出張所の整備に取り組みます。また、消防・救急車両や消防水利施設*の計画的な更新など消防力の充実を図るとともに、広域的な連携の強化を図ります。

自主防災組織と連携しながら市民一人ひとりの防火意識の向上を図るとともに、災害時の初動対応で重要な役割を担う消防団については、安定して活動できるよう、新たな団員の確保に努めます。また、団員の知識や技術の向上を図るとともに、市全域への出動体制の強化に取り組みます。

(6) 災害時医療体制の充実

災害発生後の応急医療体制の強化を図るため、早期に救護所を開設し、円滑な応急医療活動が実施できるよう、関係機関との連携強化に努めるとともに応急用医療資機材の整備に取り組みます。

災害時にも必要な医療を提供できるよう、災害時医療拠点施設*などにおける医療機能の確保に向け、施設管理者と協議・調整を行いながら対策を進めます。

2 防犯・消費生活・交通安全

■現状と課題

近年、全国的に刑法犯認知件数は一貫して減り続けており、本市においても、平成30年（2018年）では過去10年で最も多かった平成24年（2012年）に比べて45%減少しています。

一方、全国における全被害認知件数（人が被害を受けたもの）のうち、65歳以上の高齢者が占める割合は平成22年（2010年）以降、7年連続対前年比増加で推移しており、今後、本市でも高齢化の進展を背景に、高齢者の被害件数が増加することが予測されます。また、全国で子どもが被害者となる凶悪犯罪が発生しています。

市では、安全で安心なまちづくりを推進するための条例を制定し、地域住民の身近な場で発生する犯罪の未然防止と、市民一人ひとりの防犯意識や地域防犯力を向上させるとともに、市民、事業者、市がそれぞれの適切な役割のもと、相互の連携の強化を図り、犯罪が発生しにくい環境づくりを推進してきました。

多様化する犯罪に対応するため、「自分の安全は自分で守る、地域の安全は地域で守る」という防犯意識のもと、警察などの関係機関との連携・協力による、更なる防犯力の強化が必要であり、子どもの安全確保や高齢者を悪質な詐欺被害から守る対策などが重要となっています。

消費生活については、商品やサービス形態、販売方法の多様化・複雑化に加え、高齢化や情報化など、社会経済情勢やその時代の世相を反映して、様々な消費者トラブルが発生しています。

消費者トラブルを未然に防止し、安全で安心できる消費生活を実現するためには、子どもから高齢者まで各年代の特性に応じた消費者教育を推進するほか、消費者トラブルに巻き込まれた市民への相談支援体制の充実に努める必要があります。

交通安全については、近年、本市の交通事故の発生件数、死傷者数は10年前と比較し減少傾向で推移しております。一方、高齢者の交通事故件数は、ほぼ横ばい状態で推移しておりますが、交通事故件数のうち、高齢者が占める割合は、10年前と比較し増加傾向にあります。また、平坦な土地柄の本市では、多くの市民が自転車を利用しており、人身事故全体に占める自転車関係する事故の割合が高くなっています。

このような中、高齢者の交通事故や自転車関係する交通事故などの抑止に向け、警察などの関係機関との連携・協力のもと、子どもや高齢者、自転車利用者などを中心に、交通安全意識の向上に努めるとともに、信号機の設置や交差点の改良、自転車通行空間の整備など、道路交通環境の改善を図る必要があります。

一方、近年は、高齢運転者が加害者となる交通事故も増加しており、高齢運転者の交通安全対策が重要な課題となっています。

■施策の展開内容**(1) 防犯体制の強化**

地域全体による防犯力の強化を図るため、各種啓発事業により市民一人ひとりの防犯意識の向上を図るとともに、自治会やPTAなどの自主防犯活動を支援します。

防犯意識の啓発や犯罪の抑止を図るため、犯罪発生情報や防犯関連情報の市民への迅速な提供に努めるとともに、巡回パトロールや防犯カメラの設置など、市民・警察などと連携した防犯活動を展開します。また、インターネット犯罪などの日々巧妙化する詐欺や、振り込め詐欺などの主に高齢者を標的とした犯罪対策について、警察と連携しながら知識の普及や情報の発信を図ります。

子どもたちを犯罪から守るため、防犯キャンペーンや防犯講演会の開催など、地域の自主防犯活動団体への活動支援や活動団体のネットワークの充実を図ります。

市全体の治安維持や防犯体制を強化するため、大規模住宅開発により人口増加が見込まれる高洲地区に新たな交番の設置を促進します。

犯罪被害者については、犯罪被害者等支援団体などの関係機関と連携を図りながら、相談機関の紹介や情報提供など適切な支援に取り組みます。

(2) 消費生活の向上

多様化・複雑化している消費者被害に対応するため、引き続き警察や弁護士、自治会・老人クラブなどと連携しながら、被害の防止と救済を図るとともに、消費生活の相談場所である消費生活センターの更なる周知に取り組みます。

また、消費者トラブルを未然に防止し、安全で安心できる消費生活を実現するため、消費者教育講座や出前講座の充実を図るなど、子どもや若者、高齢者など各年代の特性に応じた消費者教育を推進します。

(3) 交通安全対策の推進

安全な交通環境を創出するため、警察との連携・協力のもと交通事故の発生が多い地区などを対象に、信号機の設置や交差点の改良、道路反射鏡や路面標示などの交通安全施設の充実など、道路交通環境の改善に取り組みます。また、交通安全の普及・啓発や交通安全教育、地域全体の交通安全運動などによる交通安全意識の向上を図ります。

歩行者・自転車双方の安全性の向上を図るため、通行区分の視覚的な分離や誘導などによる自転車通行環境の整備を推進します。

交通事故の防止や交通秩序の維持に重点を置いた取り締まりの強化を促進します。また、高齢者が運転免許を返納しやすい環境づくりを促進します。

3-2 水と緑を活かした快適な環境を整備する

1 水辺環境

■現状と課題

豊かな水辺は、都市に残された貴重なオープンスペースとして、都市生活にうるおいを与えるだけでなく、レクリエーションの場や防災機能、地域産業の振興資源として活用することが期待されています。

三方を海と河川に囲まれた本市では、これまで治水を優先した整備が進められてきましたが、近年、一部の海岸の開放が進むなど、市民の憩いの場として水辺を身近に感じることができるようになりました。

今後も、後背地のまちづくりと連携を図りながら、河川や海岸沿いの緑道などの整備を推進し、水際線のコミュニティ空間としてネットワークの形成を図る必要があります。

境川については、新橋から東水門の区間において、千葉県護岸改修とあわせて、テラス護岸などの親水施設を整備してきましたが、西水門から新橋、東水門から河口部の区間についても、沿川の公園や緑地などと一体となった親水施設の整備に取り組んでいく必要があります。

見明川については、右岸（舞浜地区側）では遊歩道や親水施設が整備されており、左岸（富士見・弁天地区側）についても同様の整備を進める必要があります。また、堀江川、猫実川については、親水空間の整備と水質の改善など環境に配慮した整備に取り組んでいく必要があります。

旧江戸川については、これまで千葉県による護岸改修が進められており、残る区間についても早期改修を促進するとともに、護岸の適正な管理と親水化に取り組む必要があります。

高洲地区の海岸については、千葉県による転落防止柵や修景整備が行われ、市民の憩いの場として開放されている一方、日の出・明海地区の海岸については、市民が立ち入れない状況となっていました。現在、千葉県と連携・協力を図りながら、順次開放してきています。

舞浜地区の海岸については、老朽化や地盤沈下による護岸機能の低下が生じていることから、千葉県の護岸改修とあわせて、緑地や修景整備を進めており、今後も引き続き、千葉県と協議しながら、整備していく必要があります。

千鳥・港地区の海岸については、新たな水辺のネットワークの形成に向けて、千葉県と協議しながら取り組む必要があります。

三番瀬は、市民にとって水辺に触れ合うことができる貴重な干潟・浅海域であり、この自然環境を保全しつつ、市民が憩い、自然を学ぶ場として活用が求められています。

■施策の展開内容**(1) 水辺のネットワークの形成**

市民が楽しみながら水辺を散策し周遊できるよう、これまでに引き続き、可能な限り水辺に近づける空間の整備に取り組むとともに、これらを結ぶ水辺のネットワークの形成に向け、河川、海岸沿いの緑道や管理用通路、公園などの公共空間を活用した整備に取り組めます。

(2) 河川環境の整備・活用

境川については、管理者である千葉県と連携・協力し、周辺の土地利用を踏まえながら、修景整備に取り組み親水空間を創出します。西水門の耐震改修を促進するとともに、周辺の修景整備に取り組めます。東水門周辺で、沿川の公園や管理用通路などを活用した修景整備に取り組めます。河口部では、その形状を活かしながら、水上シアターなどのイベント空間や市民が水辺に親しめる環境の整備を進めるとともに、高洲海浜公園、総合公園と連続性を持たせた整備に取り組めます。

見明川、堀江川については、千葉県と協議しながら護岸改修や修景整備に取り組めます。また、猫実川については、河川環境の改善を図るため、二層河川などの改修方法について千葉県と協議を進めます。

旧江戸川については、堀江ドックの耐震化を図るため千葉県による護岸改修の早期整備を促進します。また、耐震化にあわせた防災栈橋の整備など防災機能の強化や、防災栈橋を活用した江戸川区側との渡船事業など堀江ドックの魅力づくりに取り組めます。

(3) 海岸環境の整備・活用

日の出・明海地区の海岸については、市民が水辺をより身近に感じられるよう、千葉県と協議を進めながら安全対策を講じ全面開放に向けて取り組めます。

舞浜地区の海岸については、引き続き千葉県と協議しながら護岸改修を計画的に推進するとともに、ジョギングやサイクリングも楽しめる緑道の整備を推進します。

港地区の海岸については、千葉県と協議しながら海釣りなどで海を感じることができる空間の整備に取り組めます。

三番瀬については、市民団体などと連携のもと自然観察や環境学習の場として活用を促進するとともに、水辺に直接触れられるよう海岸開放に向けて取り組めます。

2 公園・緑地

■現状と課題

まちのみどりは、市民の心を癒し、やすらぎを与えるとともに、うるおいとにぎわいの調和のとれた成熟した都市の形成に欠かせない要素であり、次世代へと継承していかなければならない資産です。

市では、環境保全、防災、レクリエーション、景観形成といった様々な視点から、計画的に公園や緑地の整備に取り組んできました。

今後も、地域の特性を踏まえながら公園や緑地を整備するとともに、道路や河川、海岸、公共施設だけでなく、民有地を含め、みどりの創出や保全、育成に取り組んでいく必要があります。

特に公園の少ない地域では、地域住民が身近にみどりに親しめる場や防災面に配慮したオープンスペースを確保するため、今後も引き続き、再整備などにあわせた公園や緑地の創出に取り組む必要があります。

また、これまでの公園や緑地の整備は、箇所や量を増やすことに重点をおいてきましたが、今後は、利用者の視点から公園や緑地の活性化や魅力づくりなどを図っていく必要があります。

みどり豊かなまちづくりをより積極的に推進していくためには、市民や事業者の協力が不可欠であり、公園の里親*など緑化活動を行う市民活動団体の活動の支援や、団体同士のネットワーク化を促進してきました。

しかし、市民団体の高齢化や会員数の減少など、活動基盤が脆弱になる傾向も見られてきていることから、人材の育成や市民団体の活動の充実を図る必要があります。

■施策の展開内容**(1) みどりのネットワークの形成**

海岸護岸としての役割を終えた旧護岸（第1期護岸）については、みどりのネットワークを形成するうえで重要な空間であることから、沿道の住民や千葉県との調整を踏まえ、緑道などの活用について検討します。

公園や緑地が不足している地域では、市街地の整備状況にあわせ、防災機能の確保に配慮しながら公園や緑地の拡充に取り組みます。

点在している公園や緑地などのみどりの拠点を、水際線や街路樹・緑道でつなぐことにより、まち全体を包み込むようなみどりのネットワークを形成します。

(2) 公園の再生・活用

公園の利用状況や施設の老朽化などを踏まえ、市民ニーズなどを捉えながら地域の特性を活かした再生・活用を図ります。また、民間活力を活用しながら、公園の新たな魅力づくりや効率的な管理・運営に取り組みます。

(3) 身近なみどりの保全

公共性のある場所や住宅地などの民有地にある一定の要件を満たす樹木の保存を支援するとともに、一定面積以上の工場、事務所、住宅地などを対象に緑化協定を締結することで、良好なみどり環境の保全を図ります。

予防保全型の管理として、街路樹などの定期的な点検や遊具などの劣化の程度が軽微な段階で適切な対策を行うことで、既存の公園施設の長寿命化を図ります。

(4) 多様な主体との連携によるみどりの育成

市全体でみどりの充実と質の向上を図るため、緑化活動を行っている市民や団体、事業者それぞれの立場で主体的に行動するよう促すとともに、ネットワーク化を図ります。

また、より多くの市民が気軽に参加できる緑化イベントの開催などを通して、みどりや自然に対する理解と意識の向上を図ります。

3 ごみ処理

■現状と課題

持続可能な循環型社会の形成に向けて、限りある資源をできる限り有効に利用し、廃棄物の発生抑制、再利用などを推進していくことが市民、事業者、市の責務です。

また、近年、海洋に流出するプラスチックごみが世界的な問題になっており、平成30年（2018年）6月の海岸漂着物処理推進法*の改正やレジ袋の有料化に向けた法整備など、プラスチックごみの発生抑制に向けた取り組みが進められています。

これまで市では、ごみの減量・再資源化を目的とした「ビーナス計画」に基づき、市民や事業者などの意識の向上と行動の促進に努めるとともに、ごみの減量・再資源化に向けた様々な取り組みを推進してきました。

本市のごみの排出量は緩やかな減少傾向が続いているものの、最終処分を県外の民間施設に依存しており、最終処分量を削減することが大きな課題となっています。

引き続き、市民、事業者、市がそれぞれの役割を明確に認識し、ごみの減量・再資源化に取り組んでいく必要があります。

また、廃棄物処理施設（ごみ焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設、再資源化施設、し尿処理施設）は、竣工から20年以上経過しており、将来にわたり廃棄物の適正な処理や処分を行うため、延命化について検討するとともに、計画的に維持管理していく必要があります。

■施策の展開内容

（1）ごみの減量・再資源化の推進

循環型社会を構築するため、ビーナス計画のもと4R（Refuse（断る）、Reduce（少なくする）、Reuse（再使用する）、Recycle（再生利用する））を推進し、ごみの発生・排出を抑制するため、ごみの減量に向けた取り組みの周知徹底を図ります。

一般家庭から排出される資源物のリサイクルを促進するため、分別収集の徹底や、使用済みの小型家電などの拠点回収や有効活用、自治会などの団体が実施している資源回収事業への支援に引き続き取り組みます。

事業者の自己処理責任に基づく事業系ごみの減量や適正処理に向け、事業者への監視・指導体制や普及・啓発活動の強化を図ります。

市民の積極的なリサイクル活動を支援するため、市民が利用しやすい地域へのビーナスプラザの移転を検討します。

（2）ごみの適正処理の推進

クリーンセンター（ごみ焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設、再資源化施設、し尿処理施設）について、将来にわたり安全なごみ処理を安定的に推進できるよう民間事業者のノウハウや新技術を活かし、より効果的かつ効率的に施設機能の維持・向上を図ります。

ごみ焼却施設については、将来の建て替えに要する財源確保を視野に入れながら、平成7年（1995年）の竣工から50年間の運用を目指し延命化工事に取り組みます。また、あわせて不燃・粗大ごみ処理施設や再資源化施設についても、延命化工事に取り組みます。

最終処分については、県外の民間施設に依存しているため、更なる処分量の削減に努めるとともに、引き続き最終処分場の確保に取り組みます。

4 環境保全

■現状と課題

環境問題は、温室効果ガス^{*}による地球温暖化の問題から、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染といった公害問題、さらには地域の生活環境に係る問題など、多様化・複雑化しています。

市では、平成26年度（2014年度）に策定した「浦安市第2次環境基本計画」に基づき、市民、事業者、市が役割に応じた環境の保全に取り組んできました。また、平成29年（2017年）3月には、「第4次浦安市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、公共施設における省エネルギー化や再生可能エネルギー^{*}の利用を進めてきましたが、今後もより一層、市民、事業者、市が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

また、平成30年（2018年）6月に公布された「気候変動適応法^{*}」により、地方自治体は、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」を引き続き進めると同時に、気候変動の被害の軽減に向けた対処療法的な取り組みである「適応策」を進めていくことなどが努力義務として課せられました。

そのため、これまで推進してきた温室効果ガスの排出を抑制する緩和策に加え、気候変動の影響による被害を回避・軽減できるよう、健康被害などへの適応策を具体的かつ着実に推進する必要があります。

一方、交通量の多い広域幹線道路が市内を通っているため、自動車排出ガスによる大気汚染とともに、自動車騒音や道路交通振動の影響を受けやすい状況にあります。また、生活環境における問題は、ごみのポイ捨て・不法投棄やペットの飼育マナーの低下に留まらず、有害鳥獣の生息域の拡大など様々になっています。

こうした環境問題に適切に対応するため、今後も引き続き、安心して暮らせる生活環境を確保するための対策を講じるとともに、市民や事業者对生活環境に配慮した行動を促していく必要があります。

■施策の展開内容**(1) 地球温暖化対策の推進**

温室効果ガスの削減に向けて、気候変動緩和策として再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、省エネルギーに配慮したライフスタイルや事業活動の促進に向けた普及・啓発に努めます。市でも一事業所として、省エネルギーに取り組むとともに、再生可能エネルギーの利用や設備の導入などに取り組みます。

また、市民や事業者などと連携して温暖化対策を推進するため、各種イベントの開催や情報の発信により、意識の向上を図ります。

気候変動適応策について、熱中症の予防や打ち水、緑のカーテンをはじめとする暑熱対策など、市民や事業者による主体的な取り組みを促進するとともに、周知・啓発による意識の向上を図ります。

また、関係機関との連携・協力のもと、気象観測データや、PM2.5*などの大気監視データの経年変化を継続的に観測するとともに、市民や事業者へ情報提供を図ります。

(2) 多様化・複雑化する生活環境問題への対応

大気汚染や騒音、振動、水質汚濁、悪臭などについては、国や千葉県と連携しながら監視体制の継続や的確な情報発信を行うとともに、規制や指導により未然防止に努めます。

空き缶や吸い殻などのポイ捨てを防止するため、注意喚起などの啓発を行うとともに、自治会や事業者などが行う環境美化活動を支援します。また、喫煙に伴う煙や臭いを軽減するため、分煙対策を推進します。

飼い主のいない猫（野良猫）や都市部に生息域を拡大しつつある野生動物による、生活被害の防止に努めます。また、犬や猫などの愛護動物を適正に飼育管理するための正しい知識の普及・啓発を図るとともに、人と動物が共生できるまちづくりに取り組みます。

生活騒音など日常生活に起因する環境問題に対応するため、啓発などに取り組みます。

3-3 暮らしを支える都市基盤を整備する

1 市街地・住宅

■現状と課題

これまで堅調な人口増加を支えていた埋立地における大規模住宅地開発が終盤を迎える中、今後、市外からの転入者が減少し、これまでのような人口増加は徐々に縮小していくことが見込まれます。

このような中、地域の魅力や個性、活力が今後も発揮できるよう、良好な景観や住環境の維持・向上など地域の特性を活かした市街地環境の形成に、より一層積極的に取り組む必要があります。また、多様な世代・世帯がライフスタイルやニーズに応じた住まい方ができる環境を整備するとともに、いつまでも快適に住み続けられる良質な住宅ストックの維持・向上を促進する必要があります。

本市の発展の基礎となった堀江・猫実・当代島地区は、古くからの本市の歴史と文化を今に伝える地区です。境川周辺の独特の風情や文化財住宅、神社・仏閣などは、ほかの地区にはない大きな魅力となっています。しかし、地区の一部では、老朽化した木造家屋が多く、都市基盤が脆弱な区域があり、火災の延焼拡大や地震時の建物の倒壊、避難の困難さが懸念されるだけでなく、公園などのオープンスペースの不足や下水道の未整備箇所が残るなど防災面や住環境面に課題を抱えています。そのため、地区住民の理解と協力を得ながら、引き続き密集市街地の再整備に取り組み、防災性の向上や住環境の改善を計画的に推進する必要があります。

埋立造成に伴って開発された住宅地においては、一部の地区で地区計画や景観協定が導入されるなど良好な街並みが維持保全されてきました。大規模な住宅開発から40年以上が経過した地区もあるため、これまでと同様な一定の質と量を保ちながら、引き続き住環境と個々の住宅を維持・向上する必要があります。

計画的に開発された戸建住宅地では、建物の更新時期を迎える住宅が増える中、宅地の細分化や震災による住宅の建て替えが進み、住宅の形態や街並みに変化が見られており、今後は、社会情勢の変化や地域の実情に柔軟に対応しながら、良質な住宅ストックと良好な住環境の維持・向上に取り組む必要があります。

集合住宅については、建物が高経年化しつつある中、分譲集合住宅については、適正な維持管理のための支援に取り組むとともに、将来想定される建て替えなどに向けた取り組みを検討していく必要があります。

日の出・明海・高洲地区では、これまで千葉県が策定した土地利用計画に基づき、住環境と調和する商業・業務・文化・レクリエーションなどが融合した複合機能のまちづくりが進められてきました。開発から40年以上が経過し、二次開発も見られることから、適正な土地利用に誘導する必要があります。

商業・業務施設、工場・事業所など様々な用途が混在する地区では、低未利用地を中心に住宅系への土地利用の進展により人口が増加してきています。また、賃貸住宅が多く立地している地区においては、20代前半から30代後半を中心とする世代の人口流入の受け皿として機能しており、今後も同様の傾向が続くものと想定されます。そのため、人口構造の変化に対応し、まちの活力の維持につながるよう、適正な開発を誘導する必要があります。

住民の高齢化に伴い、高齢者世帯の増加や世帯人員の減少が顕著となっていることから、居住環境のバリアフリー化の推進や住まいに関する情報提供などに取り組んでいく必要があります。

また、高齢者や障がいのある方、子育て世帯などが安心して暮らせるよう、既存ストックの活用を基本に、福祉施策と連携を図りながら住宅を確保する必要があります。

■施策の展開内容

(1) 良好な市街地環境の保全・整備

堀江・猫実・当代島地区の密集市街地については、地区特性に応じた密集市街地の改善の考え方、事業の手法や進め方などについて、住民と協議しながら、地域の魅力や特色を活かした防災機能の向上と住環境の改善に取り組みます。

計画的に開発された戸建住宅地区については、引き続き良好な住環境の維持保全を図るとともに、地区の利便性や人口構造などの観点から、多様な世代・世帯が住みやすいまちの形成に向けて地域住民が主体的に検討できるよう支援します。

日の出・明海・高洲地区については、二次開発により当初の土地利用計画とは異なる土地利用が生じるようになり、今後も同様の転換が想定されることから、地区の利便性や活力の維持などの観点、周辺地域への影響を考慮しながら開発を誘導します。

地域住民が将来にわたり安全で安心して住み続けられる良好な市街地環境の維持保全を推進するため、大規模な土地利用の転換などを伴う開発に際し、適正な土地利用を誘導します。

賃貸住宅が多く立地している地区や住宅化の進展が見込まれる地区については、人口の増加や土地利用の変化にあわせて、歩道や公園などの充実に取り組むとともに、適切な開発を誘導します。

良好な市街地環境を形成するため、「浦安市宅地開発事業等に関する条例」や「浦安市景観条例」などを適正に運用します。

(2) 良質な住宅ストックの形成

様々な世代や世帯のライフスタイルとニーズに応じた住まい方に対応するため、住宅ストックの活用による住み替えなどを促進します。

また、いつまでも快適に住み続けられる良質な住宅ストックの形成を促進するため、長期優良住宅*や住宅性能表示*などの情報提供や普及・啓発に取り組めます。

戸建住宅については、良質な住宅ストックとなるよう適正な維持管理と多様なニーズにあわせた建物の更新などを促進します。

分譲集合住宅については、適切な維持管理方法の情報提供などを通して、自主的かつ適正な維持管理や長寿命化対策などへの取り組みを支援します。また、分譲集合住宅の長寿命化や建て替えなどが円滑に進むよう、管理組合に対してデベロッパーや専門家などを派遣し、具体的な手法などを協議・調整しながら事業を進めていく仕組みを検討します。

防災や衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れのある空き家などの発生を抑止するため、住宅の適正管理を啓発するとともに、利活用を促進できるよう検討します。

高齢者や障がいのある方、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する方々の居住の安定を確保するため、住宅セーフティネット*の構築に取り組めます。

2 道路・交通

■現状と課題

本市では、公有水面埋立事業にあわせ、都市の骨格となる道路網の整備が進められ、都市計画道路*を中心とした現在の道路ネットワークが形成されました。また、公有水面埋立事業に続く市街地整備や住宅開発の中で、地区内の幹線道路や生活道路の整備が進められてきました。

広域幹線道路については、国道357号東京湾岸道路の慢性的な渋滞が課題となっています。舞浜交差点の立体化により渋滞緩和が期待される一方で、東京外かく環状道路の開通に伴い旅行速度*の低下が見られることから、更なる対策が必要となっています。また、東京都の放射16号線との連絡が計画されている堀江架橋や都市計画道路3・1・2号堀江東野線の整備が課題となっています。さらに、新たな規格の高い道路ネットワーク、いわゆる第二東京湾岸道路については、国や千葉県において検討が始まったことから、その動向を注視していく必要があります。

幹線道路については、今後、首都直下地震などの大地震が発生した場合であっても、市民生活に混乱が生じないように緊急輸送路としての機能の確保が求められています。

市民の日常生活に身近な生活道路については、引き続き、各地区の特性に応じて整備を推進するとともに、新中通りの整備や密集市街地の再整備にあわせて狭い道路の拡幅などを進める必要があります。

歩行空間や自転車利用環境については、歩行者や自転車が共に安全で快適に通行できるよう、歩道や交差点の改良、自転車走行環境の向上などを進めるとともに、利用者に配慮した自転車駐車場の整備や運営などに取り組む必要があります。

今後、既存道路の老朽化の進展に伴い、橋りょうや道路附属物*などを含めて、補修や改修などが必要となる道路が増大していくことが見込まれることから、将来にわたって既存の道路・交通環境を良好な状態で維持することが求められています。

本市には、鉄道2社2路線と民間バス3社38路線、おさんぽバス3路線があるほか、アーバンリゾートゾーン内には、モノレール1社1路線があり、鉄道とバスは市民生活を支える重要な交通機関となっています。

鉄道については、通勤・通学時やテーマパーク開閉園の時間帯に混雑が激しいことから、混雑の緩和や利便性の向上、利用者の安全確保が求められています。

一方、バス交通については、鉄道駅を中心に路線バスとおさんぽバスが市内各所を結んでいます。今後は高齢化の進展に伴い、既存の住宅地では自らの移動手段を持たない交通弱者が増えていくと見込まれることから、誰もが快適・円滑に移動できるよう地域と公共施設や病院などをつなぐ交通ネットワークを充実していく必要があります。

■施策の展開内容**(1) 安全で快適な道路の整備**

国道357号東京湾岸道路については、市内の交通渋滞の緩和を図るため、引き続き国が進めている車線の増幅や交差点の立体化などの整備を促進します。

堀江架橋や都市計画道路3・1・2号堀江東野線については、流入してくる自動車交通の対応、市内道路や周辺の市街地環境への影響などに配慮しながら、整備に向けて事業主体や計画内容などについて千葉県と協議を進めます。新たな規格の高い道路ネットワーク、いわゆる第二東京湾岸道路については、市民生活や環境への影響に十分配慮した計画となるよう、国や千葉県の検討を注視していきます。

主要な幹線道路については、災害時の緊急輸送路を確保するため、液状化対策や無電柱化に取り組みます。

生活道路については、地区の特性に応じた道路空間の整備を進めます。また、引き続き猫実A地区土地区画整理事業にあわせて新中通りの整備を進めるとともに、狭あい道路については、密集市街地の再整備や沿道の建物の更新にあわせた建築基準法に基づく拡幅を促進します。

安全で円滑な交通を確保するため、道路や橋りょうについて、定期的に点検を実施し、予防保全の観点も踏まえ、計画的で効率的な維持・修繕などに取り組みます。

高齢者や障がいのある方などすべての市民にとって、段差の解消や拡幅などより安全で快適なやさしい歩行空間となるようバリアフリー化を推進します。

安全で快適な歩行空間や自転車利用環境を確保するため、自転車通行帯や自転車走行指導帯など道路環境の改善や交差点の改良に取り組むとともに、市民ニーズにあわせた自転車駐車場の整備や運営などに取り組みます。

(2) 誰にもやさしい公共交通網の充実

鉄道2路線の混雑緩和のため、沿線自治体などとの連携・協力のもと、列車の増発・増結などによる輸送力強化を促進します。また、利用者の利便性向上のため、JR京葉線の複々線化と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の実現を要請します。

駅利用者の安全性の向上を図るため、鉄道事業者や関係機関との連携・協力により、舞浜駅のホーム延伸などの混雑緩和対策や市内3駅におけるホームドアの設置などを促進します。

高齢化が進展する中でおさんぽバスがさらに活用され、魅力ある市民の足となるよう地域の実情に合った運行ルートの見直しなどに取り組むとともに、路線バスの利用者の利便性の向上を図るため、既存路線のルート変更や路線の新設などについて、バス事業者と協議します。

3 生活支援基盤

■現状と課題

水道やガス、電気は、日々の生活を維持するだけでなく、健康で文化的な市民生活を支え、産業活動を営む上で欠くことのできない重要な資源・エネルギーとなっていることから、災害時も含め安定的な供給体制を確保することが不可欠です。

一方、墓地については、人口構造の変化や埋葬に対する価値観の多様化などを背景に、公営墓地の需要がますます高まることが予想されます。市では安定した墓地の供給はもとより、多様化するニーズに対応するため、樹林墓地*や複合霊堂*などを整備してきましたが、今後は墓地の承継や無縁化などの課題について対応していく必要があります。

また、斎場については、葬儀の多様化など市民ニーズの変化を捉え、市民が利用しやすい施設の整備、運営などに取り組む必要があります。

■施策の展開内容

(1) 水道・ガス・電気の安定的な供給

市民生活に不可欠である水道やガス、電気については、災害時においても安定的な供給を確保するため、引き続き関係機関と連携を図ります。

水道については、県営水道の運営のあり方が大きく変わろうとしている中、近隣自治体と連携を図りながら、水道事業のあり方について千葉県と協議を進めます。

(2) 市民ニーズに対応した墓地・斎場の運営

墓地公園については、長期にわたり安定して墓所を供給できるよう、段階的な整備に取り組むとともに、墓地の承継や無縁化などの問題について検討を行い、墓地の適正な管理運営に取り組めます。

斎場については、多様化する市民ニーズに対応するため、施設の改修や運営に取り組めます。

4 下水道

■現状と課題

公共下水道は、都市の健全な発展や公衆衛生の向上に寄与するとともに、河川の水質改善など、快適な生活環境を確保する上で必要不可欠な基盤施設です。

本市の公共下水道は、千葉県が管理する江戸川左岸流域下水道に接続し、関連公共下水道として昭和50年度（1975年度）に当初認可を得て事業を進めており、平成30年度（2018年度）末で人口普及率^{*}、面積普及率^{*}及び下水道接続による水洗化率^{*}は、いずれも96%前後の高い水準にあります。

引き続き未供用区域の解消を目指し、下水道事業の推進に取り組んでいく必要があります。

一方、昭和50年（1975年）以降に集中的に整備された下水道は老朽化が進み、今後その改修・更新に係る費用が増大すると見込まれます。そのため、将来的な人口動向など各地区の状況を十分に踏まえながら、下水道の計画的かつ効率的な更新を推進していく必要があります。

また、東日本大震災により、本市の下水道は大きな被害を受けたことから、復旧工事とあわせて、耐震・液状化対策を行いました。今後想定される地震災害に備えた計画的な耐震工事や、災害時医療拠点施設などにおける下水道機能の確保に向けた対策を進める必要があります。

■施策の展開内容

（1）下水道の機能の維持・向上

下水道を将来にわたり適切に維持していくため、管路やポンプ場などの計画的・効率的な維持・修繕に取り組みます。

地震時においても下水道の機能を確保できるよう、引き続き主要幹線の耐震・液状化対策を計画的に推進するとともに、災害時医療拠点施設などにおける下水道機能の確保に向け、施設管理者と協議・調整を行いながら対策を進めます。

舞浜ポンプ場については、老朽化対策や耐震性能の改善を図るため、千葉県と協議しながら新たなポンプ場を整備します。また、整備にあたっては地域のニーズを踏まえた公共施設の整備が図られるよう敷地の有効利用に取り組みます。

（2）下水道の普及・促進

下水道接続による水洗化の普及・促進を図るため、未整備地区における公共下水道の整備を計画的に推進するとともに、未接続世帯に対し、公共下水道への接続を促す啓発活動に取り組みます。

4-1 魅力あふれる観光・リゾートを振興する

1 観光・リゾート

■現状と課題

アーバンリゾートゾーンは、テーマパークやホテル、大型商業施設などが集積しており、国内だけでなく、海外からも多くの来訪者を集める本市の観光・リゾートにとって重要なゾーンとなっています。

このような中、本市が今後もより魅力あるまちとして発展していくためには、市民が誇れるリゾートゾーンとして、周辺住宅地の環境と調和を図りながら、このエリアの持つ魅力をさらに高めていく必要があります。

さらに、アーバンリゾートゾーンを中心に新浦安駅周辺を含めてホテルやホールなど集積する機能を活かし、引き続き国内外からの来訪者を呼び込めるM I C Eの誘致などに取り組んでいく必要があります。

本市は三方を河川と海に囲まれ、釣り船や屋形船などの遊漁船や、海苔や貝類をはじめとする名産品などについては、特色ある地域資源でありながら観光資源として着目されることが少なく、本市の地域資源を活用した観光の振興が課題となっています。

一方、体験型観光の需要が高まる中、既存の観光資源をさらに磨き上げ、観光客の誘客と消費の拡大に向け、関係機関や民間事業者、市内大学や市民活動団体などとの連携・協力のもと、地域資源を活かした観光を推進する必要があります。

これまで、新浦安駅前への観光案内所の設置や市内3駅での公衆無線LANによる無料インターネットアクセス環境の構築、日本語と英語を併記したガイドブックの作成など国内外からの観光客が適切な観光情報を得ることができるよう来訪者の受け入れ体制の充実を図ってきました。

今後も本市の魅力を国内外に効果的に発信できるよう情報発信を充実させるとともに、ICTの進展やグローバル化などに伴う多様化する来訪者のニーズに柔軟に対応しながら利便性を高める取り組みを進めることが求められています。

■施策の展開内容

(1) アーバンリゾートゾーンの振興とMICEなどの誘致

世界に誇れるアーバンリゾートゾーンの更なる振興を図るため、地域住民の生活空間と調和を図りながら、観光レジャー施設などを中心に魅力あるゾーンの形成を関係機関と連携を図りながら促進します。

ちば国際コンベンションビューローや日本政府観光局などの関係機関との連携・協力により、国際会議観光都市として国内外へ広く宣伝活動を実施し、国際会議などMICEの誘致を推進します。また、東京湾岸地域で開催されるMICEなどのアフターコンベンションとしての魅力を発信していきます。

本市の水際線やシンボルロード、アーバンリゾートゾーンなどの公共空間を活用して、自転車ロードレースの「浦安クリテリウム」などの開催に向け取り組みます。

eスポーツを通して、子どもたちがICTへの興味・関心を持つきっかけとなることや新たな文化づくりの一翼となるよう「eスポーツ」大会の開催を支援します。

(2) 地域資源を活用した観光振興の推進

釣り船や屋形船などの地域資源を活かした観光振興に取り組むとともに、海や川との関わりの中で発展してきたまちの歴史を活かし、水と親しむことのできる魅力的な空間づくりや観光スタイルの発掘を推進します。

本市の観光資源や魅力を国内外に向けて効果的・効率的にアピールするため、的確な情報提供の充実を図るとともに、舞浜駅北口の開発にあわせて来訪者に千葉県や本市の魅力を発信する新たな場の整備に取り組みます。

訪日外国人観光客を含めたすべての来訪者の利便性の向上を図るため、公共サインの整備や多言語対応の支援をはじめとした環境整備に取り組みます。

関係機関や民間事業者、市内大学、市民活動団体などと連携・協力しながら、来訪者の受け入れ体制の充実や魅力的な観光施策に取り組みます。

4-2 新しい時代に対応した地域産業を振興する

1 地域産業

■現状と課題

商業・サービス業は、市内の総事業所数の大部分を占めていますが、商業については、ネットショッピングの利用の増加や、コンビニエンスストアなど身近に多品種を取り扱う業態が普及する一方、商店会とその会員数は減少傾向にあり、地域密着型の小売業の衰退や活力の低下が見られるため、地域の実情に応じた地域商業を振興することが課題となっています。また、医療や福祉、教育関係など日常生活に密着した公共性の高いサービス業の振興も重要となっています。

工業については、国内最大の機能を誇る鉄鋼の流通・加工基地である浦安鉄鋼団地が工業ゾーンに立地しています。本市の工業の一大拠点である浦安鉄鋼団地は、ピーク時に比べて鋼材の入荷量・出荷量が減少しているものの、地域経済や雇用の主要な受け皿です。

これまで、工業ゾーンでは特別用途地区や地区計画を定めて、流通・加工・業務の操業環境を維持してきました。今後も引き続き集積する機能を充実・振興するため、周辺環境との調和を図りながら、操業環境の維持を図る必要があります。あわせて、今後も時代潮流や社会経済情勢の変化にも対応しながら、長期的な視点に立って機能の更新を促進していく必要があります。

また、本市の地域産業を支える商工業・サービス業者に対して、これまで中小企業資金融資制度や利子補給を通じた資金調達や、商店会などが実施する各種イベントなどへの支援を行うなど地域産業の振興に取り組んできました。

しかしながら、小規模な事業所や個人事業者が多く、資金面だけでなく、人手不足や後継者の育成などの課題が多いことから、引き続き時代潮流を的確に捉えながら市内企業の経営安定を図る総合的な対策を進める必要があります。あわせて、新たな産業の育成や起業の支援に取り組むことも求められています。

一方、生産年齢人口が減少し労働力の低下が見込まれる中、地域経済の活性化を図るためには、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、就労意欲のある多様な人材の活躍が求められています。

個々の事情に応じて多様で柔軟な働き方が選択できるよう就労意欲のある市民が就業のために必要な知識、技術を習得できるように支援するとともに、市民が就労しやすい環境の整備を促進する必要があります。

■施策の展開内容**(1) 時代に対応した地域産業の振興**

地域産業の競争力を強化するため、地域資源の活用や小規模店舗などの魅力と競争力の向上の支援に努めるとともに、商業環境が変化する中、身近な商店会のあり方について検討し、地域の実情に応じた魅力ある商業空間の充実を支援します。

また、高齢者や子育て世帯をはじめとする買い物弱者への支援など地域のまちづくりと連携しながら地域商業の振興を促進します。

工業ゾーンについては、周辺の住環境に配慮しながら、特別用途地区に指定した区域を中心に現在の操業環境の維持を図るとともに、時代潮流や社会経済情勢に対応しながら機能の更新などを促進します。

また、業種・分野を超えた企業間や産官学の連携・交流を促進するとともに、成長分野や新領域への取り組みを支援します。

(2) 産業を支える人材の育成・確保

個々の事情に応じて多様で柔軟な働き方の実現に向けて積極的に取り組む事業者への支援や、高齢者や障がいのある方、がんなど病気を抱える方など誰もが働きやすい職場づくりなどを推進します。

また、就労希望者に就労環境を提供するため関係機関と連携・協力しながら、求職者の状況に応じたきめ細やかな就労支援を推進します。

地域産業の持続的な発展に向け、市内で新たに起業・創業しようとする方への支援の充実を図るとともに、時代潮流を的確に捉えながら産業育成に取り組めます。

人手不足や後継者不在など事業の承継に課題を抱えている事業者に対して、専門家による相談体制などの充実を図るとともに、従業員の資格取得などによる人材の育成と確保を支援します。

(3) 経営基盤の安定・強化

商工会議所と連携のもと、資金調達やワーク・ライフ・バランスの実現など中小事業者が持つ様々な課題に対応するため、経営に不可欠な資金の融資を円滑かつ低利で受けられるよう事業資金の融資や利子補給制度の充実を図ります。

また、中小事業者の生産性向上や負担の軽減を支援するため、国や千葉県の支援制度の利用促進や経営相談などにより経営基盤の安定・強化に努めます。

4-3 まちのにぎわいと活力を創出する拠点を整備する

1 拠点整備

■現状と課題

本市がまちを開発していく「発展期」から、まちを維持・更新していく「成熟期」へと移行してきている中、都市の魅力や活力を今後も発揮していくためには、様々な都市機能が集積する拠点の充実が必要不可欠です。

都市拠点である東京メトロ東西線とJR京葉線の鉄道3駅周辺では、商業・業務・文化・交流・交通・生活支援などの様々な都市機能が集積しています。

浦安駅周辺地区については、狭あいな駅前広場やバス停留所の分散、公共空間の不足など、長年にわたり多くの課題を抱えています。そのため、「交通結節機能の強化」「商業の振興」「多様な都市機能の拡充」を基本に検討を進め、段階的な整備を図る必要があります。

新浦安駅周辺地区については、公共交通と一般車両の増加に伴う交通機能の低下や歩道部での歩行者と自転車の錯綜、自転車駐車場の不足など、様々な課題を抱えています。これらの課題に対応しつつ、都市拠点としてふさわしいにぎわいや魅力の創出を図っていく必要があります。

舞浜駅周辺地区については、ホテルなどの送迎バスや路線バス、一般乗用車が輻輳するなど交通機能の低下、日常生活機能の不足などの課題を抱えています。そのため、住民や来訪者が快適に利用できるよう、アーバンリゾートゾーンの玄関口及び地区住民の生活拠点としての機能の向上を図る必要があります。

都市拠点のほか、シビックセンター地区には、行政・文化・福祉の中心核としての機能が集積しています。市役所周辺のコア地区の整備は完了しつつあり、東野地区の福祉ゾーンでは今後も良質な福祉サービスを安定的かつ継続的に提供するため、地域の点在する関連機能などとの連携を図りながら拠点として必要となる機能の再編を図る必要があります。また、コア地区と福祉ゾーンとの連携を図り、シビックセンター地区全体としての拠点機能の強化を図る必要があります。

一方、日の出・明海・高洲地区の海岸沿いの海辺の交歓エリアでは、日の出・明海地区において、海岸の開放など、憩いの場としての整備が進みつつあります。また、高洲地区においては、健康や医療、福祉などの機能を有する様々な機関が集積していることから、更なるまちの活性化を図るため、機能の連携を図る必要があります。

今後も、水際線に位置する公園や市有地を活かし、魅力ある交流・レクリエーションの拠点として整備・充実を図る必要があります。

■施策の展開内容**(1) 都市拠点の整備・充実**

浦安駅周辺地区については、本市の商業や経済の拠点として引き続き発展するとともに、利用者の快適性や交通の利便性が向上するよう、密集市街地の改善や交通結節点としての機能強化を図るため、バスロータリーの整備を視野に入れながら、市有地を活用したバス停留所の一時集約化や道路整備など段階的な整備を進めます。

新浦安駅周辺地区については、交通結節点としての利便性の向上を図るため、駅前広場の二層化を検討するとともに、駅北口のバスベイの設置と歩行空間の拡張など交通機能の拡充を図ります。また、活気のあるにぎわいを持続させ、より市民が親しめ、交流できる駅前空間となるよう駅周辺の商業事業者などとの連携や公共施設を活用し、にぎわいと魅力の創出を図っていきます。

舞浜駅周辺地区については、住民と来訪者、双方に配慮した交通結節機能の分担に取り組みます。駅北口においては、周辺地権者などと連携を図りながら、生活利便施設^{*}や千葉県と本市の魅力を発信する新たな場の整備に取り組みます。

(2) シビックセンター地区の整備・充実

シビックセンターコア地区については、引き続き、行政・文化の拠点としての機能が持続的に発揮できるよう、既存施設の適正な維持管理及び計画的な補修・改修を推進します。

シビックセンター東野地区については、多様化する福祉ニーズへの対応や地域共生社会の実現に向け、東野地区の複合福祉施設の整備と総合福祉センターの再整備により、機能を再編するなど、子ども、障がいのある方、高齢者それぞれを対象とする福祉関連のセンター機能の高度化や効率化を図ります。

また、境川沿川の管理用通路や公園などの公共施設を活かした水辺空間の創出に取り組みます。

(3) 海辺の交歓エリアの整備・充実

海辺の交歓エリアについては、水際線に位置するこれまで集積してきた多様な機能を活用しながら、人々が海とふれあい、交流を深めることができるエリアとして整備を推進します。

日の出・明海地区の海岸については、引き続き、千葉県と協議しながら開放を進めます。

境川河口部については、その形状を活かしながら、水上シアターなどのイベント空間や市民が水辺に親しめる環境の整備を進めるとともに、高洲海浜公園、総合公園と連続性を持たせた整備に取り組みます。

第6章 計画実現のために

本市を取り巻く社会環境が著しく変化してきている中、次世代に大きな負担を残すことなく、将来を見据え、より質の高い行政サービスを提供していくために、経常的な経費の縮減に取り組むことはもとより、新たな財源の確保や受益者負担の適正化に努め、人・組織（ヒト）、公共施設（モノ）、予算（カネ）、情報、地域資源といった限りある行政資源を最適に活用し、持続可能な市政運営を進めていくことが求められています。

引き続き、本市の良好な環境や財政状況を維持・向上させ、最少の経費で最大の効果を挙げる市政運営を実現するためには、現状の延長ではない将来に向けた新たな視点を持って取り組み、計画の実効性を高めていけるよう施策を推進します。

1 行政運営

■基本的な考え方

今後、本市においても、社会環境の変化や少子高齢化の進展などを背景に、地域社会が抱える課題がますます多様化・複雑化し、行政需要が増大していくことが見込まれます。

そのため、次世代に大きな負担を残さず、また、現状のサービス水準の低下を招くことなく、より質の高い行政サービスを安定的・継続的に提供していけるよう、「浦安市行政改革大綱」に基づき、不断の行政改革に取り組みます。

また、必要な施策・事業を迅速かつ重点的に展開していくため、取り組みの優先度を常に見極めながら、効果的・効率的な行政運営を推進します。

■施策の展開内容

（1）公正で透明性の高い行政運営の推進

コンプライアンスの徹底を図り、適正な事務の執行を確保していくとともに、市政に関する情報を積極的に公開し、市民に信頼され公正で透明性の高い行政運営に取り組みます。

様々な機会を通じて市民の多様なニーズや意見などを把握し、市政運営への反映に努めるとともに、市民が必要とする情報が適時かつ適切な方法で確実に行き渡るよう、市ホームページやSNS※、広報紙など様々な広報媒体を活用した市政情報の公表や提供の充実を図ります。

自然災害やサイバー攻撃など、様々なリスクの早期発見と発生防止のため、リスク管理能力や危機対応力の強化に取り組みます。

（2）行政資源を最適に活用した行政運営の推進

より質の高い行政サービスを提供していくため、限りある行政資源を最適に活用しながら、ICTなどを利活用し更なる事務事業の効率化を進めるとともに、民間活力も含め、地域力を効果的に活かした行政運営に取り組みます。

PDC A※サイクルの実効性を高め、施策・事業の進捗状況や課題を的確に把握・分析し、その結果を踏まえ事業の必要性や妥当性を見極めながら、事業の廃止を含め改善・改革に取り組みます。

(3) 政策課題に即応した組織体制の構築及び人材の確保

今後ますます高度化し、増大が見込まれる行政需要に的確に対応できるよう、各部署の業務量や業務内容を踏まえ、より効果的・効率的に事業を実施するための組織づくりに取り組み、適正な定員管理及び適材適所の人員配置を推進します。

高度化・複雑化する課題へ適切に対応していくため、職員の専門性及び資質の向上を図るとともに、人間性や創造性に優れた有能な人材を確保するため、採用方法の工夫や多様な働き方が選択できる環境づくりに取り組みます。

2 財政運営

■基本的な考え方

今後、生産年齢人口の減少により税収の伸びが期待しにくい一方で、高齢化の進展による社会保障関係経費の増加が見込まれます。

そのため、将来にわたって安定的な財政運営を可能とするため、財政収支の見通しを明確にし、経常的な経費の抑制に努めるとともに、自主財源をはじめとする歳入の確保や、市が保有する資産の有効活用を図ります。

■施策の展開内容

(1) 財政の健全化

中・長期的な視点から、健全な財政構造の目標とそれを維持していくための財政収支の見通しを明確にします。また、行政改革の取り組みを毎年度の予算編成に反映させ、特に人件費など行政の内部管理的経費を中心とする経常的な経費の抑制を図り、財政構造の弾力性の維持・向上に努めるとともに、施策・事業の優先度を見極め、予算配分をします。

予算・決算や市有資産・負債などの財政状況をわかりやすく公表します。

下水道事業においては、令和2年(2020年)4月から地方公営企業法の適用に伴い、計画的な経営基盤の強化、経営の透明性を図ります。

(2) 安定した財源の確保

将来にわたって安定した財政基盤を堅持するため、市税収入などの徴収率の向上に努めるとともに、国・県支出金の確保や基金・地方債の適正な活用のほか、公金の効果的な管理・運用や市有財産の有効活用を図るなど新たな財源の確保に取り組みます。

行政サービスの継続性と市民負担の公平性を確保するため、定期的に使用料や手数料などの見直しを行います。

本市では、国内外からの来訪者が概ね10万人を上回ることが見込まれるため、来訪者から生じる行政需要に対応するための財源の確保について検討します。

3 公共施設マネジメント

■基本的な考え方

建築資産や土木インフラ資産など、公共施設の機能を適切に保全するため、建て替えや大規模改修などにかかる費用が増大し、財政の健全性を損なうことが懸念されます。

そのため、市民満足度の高い行政サービスを安定的に提供し続けられるよう、民間活力を活用するとともに、ファシリティマネジメントによる施設の長期的な保全や利活用などを積極的に推進します。

■施策の展開内容

(1) 総合的かつ計画的な運営・維持管理及び更新の推進

施設の長寿命化や省エネルギー化、維持管理の効率化などを計画的に推進し、コストの縮減や平準化に努めます。

点検の充実により、各施設の損傷を早期に発見し、適切な対策を実施することで、安全性の確保と将来的な更新費用の低減、平準化を図ります。

民間事業者のノウハウや技術力を最大限に活用した、より効果的・効率的な運営や維持管理手法の導入を推進します。

(2) 需要の変化に応じた機能及び配置の最適化の推進

地区の特性や人口構造の変化に伴い、公共施設に必要な機能を再検討する時期にきていることから、既存施設の機能の見直しに取り組みます。

既存施設の用途変更をはじめ、機能の再編や再配置など、公共施設の適正配置に取り組みます。

(3) 市有財産の有効活用

市民サービスの向上を図るため、市有財産を有効的に活用し、民間事業者による公共的サービスの提供を推進します。

また、未利用地など市有財産の貸付などによる財源の確保を図るとともに、民間事業者のノウハウを活用した管理コストの削減に努めます。

4 自主・連携のまちづくり

■基本的な考え方

全国的にも地域コミュニティの機能低下とこれに伴う行政需要の増大などによって、様々な地域課題の解決を行政が一手に引き受け、単独で解決することが困難な時代が到来しています。

そのため、より良い地域社会の実現に向け、広範な分野において、国や千葉県、周辺市区と連携するとともに、市民、地域コミュニティ、市民活動団体などの多様な主体が共に考え、相互に補完し合う、自主・連携のまちづくりを推進します。

■施策の展開内容

(1) 市政やまちづくりへの市民参加の推進

より多くの市民が市政やまちづくりに参加できるよう、市民参加の機会の充実や参加の促進に取り組むとともに、まちづくり活動を行っている様々な主体への支援に取り組みます。

市民と市が共にまちづくりの当事者であり、パートナーであるという意識を持ち、課題や情報を共有し、共通の目的達成に向け、相互に協力・補完し、まちづくりを行っていくことができるような地域づくりに取り組みます。

「自分たちのまちは、自分たちで良くする」という基本原則のもと、市内で働き・学ぶ人たちを含めた市民、議会及び市がお互いの信頼関係を築き、協力し合いながら、市民主体のまちづくりを着実に推進していけるよう、諸制度の整備・充実及びその活用促進を図ります。

多様化・複雑化する地域社会が抱える課題の解決に向け、より広範な分野において、大学や企業などのまちづくりに関わる多様な主体の能力の積極的な活用を図ります。

(2) 広域的な連携の推進

市単独では解決が困難な行政課題や市民の生活圏域の広域化などに対応するため、国や千葉県、周辺市区との連携や協力によるまちづくりを推進します。

国や千葉県が行う事業の誘致や導入を図るとともに、国や千葉県の責任において行うべき事業については、迅速かつ適切な対応を要望し、役割分担に見合う財源措置を求めていきます。

参考資料

- 1 用語解説
- 2 参考指標

あ行

いちよう学級

不登校児童生徒の学校生活への復帰や社会的自立に向けた指導・支援を行う場。

インクルーシブスポーツ

障がいの有無にかかわらず、だれもが参加することができるスポーツ。

応急医療体制

大規模な風水害や事件、事故により、疾病者や避難者が発生した場合の健康管理などに対応する医療救護活動を行う体制。

温室効果ガス

二酸化炭素やメタンなど地球温暖化に影響を及ぼす気体。

か行

海岸漂着物処理推進法

海岸における良好な景観や環境、海洋環境を守るため、海岸漂着物の円滑な処理と発生の抑制を図ることを目的とする法律。平成 21 年（2009 年）7 月 15 日に施行。

学習指導要領

学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法などに基づいて定める要領。

気候変動適応法

地球温暖化など気候の変動に起因した異常気象により、将来的に渇水の深刻化や水害・土砂災害を起こす大雨の増加などの気候変動に適応するために制定された法律。平成 30 年（2018 年）12 月 1 日に施行。

旧耐震基準

建築基準法に基づく現行の耐震基準が昭和 56 年（1981 年）6 月 1 日に導入されたことに伴い、それ以前に建築された建物に対する耐震基準。

緊急輸送路

災害時に、避難・救助をはじめ物資の供給などの応急対策活動実施のため、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路で、浦安市地域防災計画で指定する道路。

クリテリウム

サイクルロードレースの一つ。舗装された道路などを周回する自転車競技。

交通結節点

鉄道駅やバスターミナルなど複数の交通機関が集中する地点。

公有水面埋立事業

公共の用に供する水流または水面であって、国の所有に属する水面を埋め立てる事業。

子育てケアプラン

妊婦から2歳未満の子どもと保護者を対象に、子育ての目標や受けられる市のサポートなどをプランとして作成するもの。

さ行

災害時医療拠点施設

災害時において主に重傷者の収容・治療を行う拠点となる施設。

最終処分場

ごみ焼却施設から排出される焼却残渣を安全に埋め立てるための場所。

再生可能エネルギー

太陽光・太陽熱、水力、風力、地熱、バイオマスなど、自然現象の中で半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。

在宅医療

通院困難者に対して、医師・看護師などの医療職が生活の場へ訪問して提供する医療。疾病治療だけでなく、保健、福祉も視野に入れ望まれば看取りまで支える医療。

里親

地域住民が公園や道路の管理者から許可を得て緑化や清掃活動などを行う制度。

自主防災組織

地域住民が自主的に結成する防災組織。

住宅ストック

存在する既存住宅の数。

住宅セーフティネット

高齢者、障がい者、子育て世帯など、様々な世帯が民間住宅市場の中で住宅を確保しようとする際に、自力では対応困難な事態に直面することがあり、これに対応するために用意されている福祉施策と連携を図りながら行う様々な仕組み。

住宅性能表示

平成12年（2000年）4月1日に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」により導入された制度に基づき、消費者による住宅性能の相互比較が可能になるよう性能の表示基準を定め、

表示している。

首都直下地震

首都及びその周辺地域の直下で発生するマグニチュード7クラスの地震及び相模トラフ（相模湾から房総半島南東沖までの海底の溝）沿いなどで発生するマグニチュード8クラスの海溝型地震。

樹林墓地

樹林を墓標として、その下に焼骨を埋蔵する共同埋蔵方式の個人墓。

循環型社会

ごみを出さない、出たごみはできるだけ資源として再利用する、再利用されないごみは適正に処分するという環境への負荷が低減される社会。

小規模保育所

主に乳幼児を対象に定数6～19人の少人数で行われる保育所。

少人数教育

少人数での学習により、子どもたち一人ひとりが学校で楽しく学ぶ可能性を高めることをねらいとした教育。

消防水利施設

消火活動に必要な防火水槽や消火栓などをいう。

人口普及率

下水道の普及率を示す指標の一つ。下水道利用人口を総人口で除した値。

水際線

陸と接する水域から海岸保全施設や堤防とその後背地。

水洗化率

下水道処理区域内の人口の中で下水道へ接続している人口の占める割合。

スクールライフカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関する高度な専門的知識・経験を持ち、学校で児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者への助言・援助などを行う人。

生活困窮者自立支援法

生活困窮者を目的として、自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る法律。平成27年（2015年）4月1日に施行。

生活利便施設

銀行や郵便局、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなど日常生活に必要な施設をいう。

性自認

自分の性をどのように認識しているかを示す概念。「心の性」ともいう。

性的指向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。

性的少数者

LGBT（レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない人））などを指す。

セルフ・ネグレクト

健康、生命及び社会生活の維持に必要な個人衛生、住環境の衛生もしくは整備、または健康行動を放任・放棄している状態。

総合型地域スポーツクラブ

身近に地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

た行

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め対等な関係を築こうとしながらともに生きていく社会。

地域包括支援センター

高齢者の総合相談業務を中心に、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などがチームアプローチにより、高齢者を含めた地域住民が安心して暮らし続けることができるよう、必要な支援を行い、地域包括ケアを推進する拠点。

地縁団体

自治会や老人クラブ、子ども会など一定の地域内の住民により形成された団体。

長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が一定基準を満たして講じられた住宅。

通級指導教室

一部の特別な指導が必要とされる児童生徒に対して、個別または小集団での指導を行い、子どもの成長を促していく教室。

道路付属物

道路上に設置される防護柵や道路標識、路面表示など。

特定健康診査

医療保険者が40～74歳の加入者を対象として、毎年度計画的に実施するメタボリックシンドロームに着目した検査項目による健康診査。

特定保健指導

医療保険者が「特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者」に対し、毎年度計画的に実施する保健指導。

特別支援学級

小・中学校に設置している特別な教育的支援の必要な子どものための学習の場。

特別用途地区

現在の用途地域による用途制限を強化または緩和し、地区の特性に応じた望ましい環境の保全や土地利用へ誘導していくことを目的とした都市計画制度の一つ。

都市型水害

都市部では地面が道路舗装やコンクリートで覆われており、雨が地面に染み込まずに大部分が河川に流れ込むため、河川や水路の水位が急激に上昇し氾濫や排水機能が追い付かず浸水する水害。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、安全・安心な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づき都市計画決定された道路。

な行

ニート

職業に就かず、教育・職業訓練も受けていない若者。

二層河川

水路を上部と下部に分けた河川。猫実川では、駅前に広場空間を創出し、上部は旧江戸川から直接水を引き込んだ「せせらぎ」をつくっている。地下は浄化施設を設置し生活などの排水の浄化を行っている。

認可保育所

国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士の職員数など）に基づいて千葉県知事に認可された保育所。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設。

は行

バスベイ

バス停留所のある場所に、歩道に切れ込みを入れたような形で設けられる、バスが停車するためのスペース。

ビエンナーレ

2年ごとに行われる美術展。

ひきこもり

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態。

複合災害

同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象。

複合霊堂

長期納骨堂や短期納骨堂、合葬式墓地（一つの墓に多数の骨を一緒に埋蔵するもの）といった新たな墓地施設を複合した施設。

プログラミング教育

児童生徒がコンピュータに指示することで意図した処理ができる体験教育。

防災棧橋

大規模地震をはじめとする災害発生時に災害救助や復興支援物資の搬入などの拠点となる防災船着場。

ポリシーミックス

経済政策として、財政、金融、為替などの政策目標を達成するために、いくつかの政策を組み合わせ、同時に実施すること。本計画においては、今後の10年間に取り組むべき施策と、その先に向けて進めていかなければならない施策を「うらやすポリシーミックス」として位置付けた。

ま行

未接道宅地

建築基準法では、建物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接していなければならないが、この接道条件を満たさない宅地。未接道宅地では建物の新築や建て替えができない。

密集市街地

老朽化した木造の建物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていない市街地。

面積普及率

下水道の普及率を示す指標の一つ。整備済み面積を計画処理区域面積で除した値。

や行

要介護

日常生活における必要な基本動作において、自分で行うことが難しく何らかの介護が必要な状態。

要支援

日常生活に必要な基本動作については、ほぼ自力で行うことができるものの、近い将来加齢とともに要介護になる可能性を含んでおり、支援を受けることで現状維持や改善が見込める状態。

ら行

ライフライン

都市活動の機能維持のための、上下水道などの水の供給処理網、電力・ガスなどのエネルギー供給網、及び通信・電話などの情報網を含んだネットワーク。

旅行速度

調査区間の信号や渋滞などによる停止時間を含め走行距離を要した時間で除した値。単位はキロメートル毎時で表記する。

老障介護

高齢の親が障がいのある子どもの面倒を見続けること。

D

DV

Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。

E

eスポーツ

Electronic Sports の略。特にコンピュータゲーム、ビデオゲームを使った対戦など電子機器を利用して行う娯楽、競技、スポーツ。

I

ICT

Information & Communication Technology の略。情報処理のほかネットワーク通信を活用した情報の共有といった情報通信技術。

M

MICE

企業などの会議 (Meeting)、企業などの行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会などが行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

P

PDCA

施策立案、計画・予算編成 (Plan)、事業の実施 (Do)、施策や事業の成果の点検・評価 (Check)、施策や事業の改革・改善 (Act) の頭文字のことであり、「計画－実施－点検・評価－改革・改善を一連の流れとして、計画の進行管理と必要な改革・改善を継続的に実践するための仕組み。

PM2.5

浮遊粒子状物質 (SPM) のうち、粒径 2.5 マイクロメートル (μm =1000 分の 1mm) 以下の小さなもの。健康への影響が懸念されている。

S

SNS

Social Networking Service の略。インターネットを使って、人と人のコミュニケーションを行うためのサービス。

2 参考指標

総合計画では、PDCAサイクルに基づいて施策の評価・検証を行い、計画を進行管理するための目安として「参考指標」を設定しました。計画期間中は、これらの達成度を点検・評価するとともに、社会経済情勢などに対応して、「参考指標」および「参考指標値」の見直しを行い、計画の進行管理をしていきます。

(1) 参考指標設定の考え方

参考指標は数値により客観的に示すことができるものとし、分野ごとに可能な限り複数の項目を設定しました。

参考指標設定の考え方として、施策の実施背景となる地域の社会経済状況などを示す指標や、施策の成果を示す指標、市が実施する施策の実施規模を示す指標を設定しました。

(2) 参考指標値設定の考え方

平成30年度(2018年度)の実績を示し、令和6年度(2024年度)と令和11年度(2029年度)に参考指標値を設定しました。当該年度に数値を設定することが難しい場合は、当該年度の直近の数値を設定しました。

令和6年度(2024年度)、令和11年度(2029年度)の参考指標値については、過去の実績や施策推進の効果を見込むとともに、国・千葉県の指針や市の個別計画に定められた数値がある場合は、それをもとに設定しています。

外的要因が大きく、市の施策のみでは増減しない参考指標もありますが、課題の傾向を把握し、施策・事業の内容や量を検討するために設定しました。

また、増加することが最終的な目標とはいえない参考指標についても、施策の成果を計るために参考指標値を設定しました。例えば、相談件数は相談の原因となる問題の解決が本来の目的であり、相談件数の増加が目的ではありませんが、現に困難を抱えている方が相談しやすい状況をつくる必要があるという考え方で設定しています。

(3) 参考指標一覧

基本目標1

育み学び誰もが成長するまちへ

1-1 子どもの育ちと子育てを応援する

【子育て】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成30年度	令和6年度	令和11年度	
1歳6か月児検診受診率	98.3%	100%	100%	
保育園の待機児童数	168人	0人	0人	
病児・病後児保育の実施箇所数	4箇所	5箇所	5箇所	
3歳児のかかりつけ医を持つ保護者の割合	90.1%	95%	98%	出典：健やか親子アンケート3歳児健診

【健全育成】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
放課後うらっこクラブの利用者数	2,213 人	2,300 人	2,400 人	児童育成クラブの入会者数
	141,254 人	149,000 人	158,000 人	放課後子ども教室の年間延べ
青少年健全育成事業の参加者数	138 人	145 人	150 人	対象事業：青少年リーダー養成講習会・ジュニアリーダー研修会・洋上研修
家庭教育学級の開設数	19 学級 (29 年度)	20 学級	21 学級	各公民館の学級開設数

1-2 子どもの可能性と未来を拓く教育を推進する

【学校教育】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
「学校に行くのが楽しい」と答えた小学生の割合	89.6%	100%	100%	出典：浦安市小・中学校生活実態調査
「学校に行くのが楽しい」と答えた中学生の割合	91.3%	100%	100%	出典：浦安市小・中学校生活実態調査
特別支援学級を設置している学校数	20 校	26 校	26 校	対象学校数：全市立小・中学校 26 校

1-3 生涯にわたる学びと人のつながりを大切にする

【生涯学習】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
公民館事業の参加者数	135,687 人 (28 年度)	142,000 人	149,000 人	全7館合計の年間参加者数
公民館の稼働率	39.5% (28 年度)	41%	43%	各施設の使用コマ数÷可能コマ数×100 ※コマ数とは時間区分の数
図書館の貸出冊数	1,733,663 冊	2,000,000 冊	2,100,000 冊	年間の貸出冊数

【文化】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
文化施設の利用者数	421,589 人	442,000 人	463,000 人	浦安市文化会館・市民プラザ・音楽ホールの年間の延利用者数
文化施設の稼働率	52.8%	53%	54%	各施設の使用コマ数÷可能コマ数×100 ※コマ数とは時間区分の数
郷土博物館の来館者数	100,999 人	106,000 人	111,000 人	年間の来館者数

【スポーツ】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
スポーツイベントの参加者数	37,598 人	39,500 人	41,400 人	対象事業：東京ベイ浦安シティマラソン、浦安スポーツフェア、春夏季市民大会、秋季市民大会、軽スポーツ大会
スポーツ施設の稼働率	62.6%	65%	68%	各施設の使用コマ数÷可能コマ数×100 ※コマ数とは時間区分の数

2-1 生涯にわたり健康で安心できる暮らしを実現する

【健康】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
65 歳健康寿命 (65 歳 + 65 歳時点の平均自立期間)	男性:84.44 歳 女性:86.69 歳 (29 年度)	男性:85 歳 女性:87 歳	男性:86 歳 女性:88 歳	平均自立期間とは日常生活動作が自立しており、介護を必要としない期間 厚生労働科学研究班「健康寿命の算定プログラム」による算定
健康関連事業の参加者数	7,200 人	7,500 人	7,900 人	対象事業:健康教室、骨の健康チェック、健康フェア、歯周病予防教室、食と健康を考える事業、個別健康教育事業、健康相談、健康推進員育成事業
がん検診の受診率	10.4%	13.1%	15.4%	胃がん検診(内視鏡) 対象者:50~69 歳・2年に1回
	11.3%	14.0%	16.3%	肺がん検診 対象者:40~69 歳・年1回
	11.0%	13.7%	16.0%	大腸がん検診 対象者:40~69 歳・年1回
	26.0%	28.7%	31.0%	子宮がん検診 対象者:20~69 歳・2年に1回
	19.5%	22.2%	24.5%	乳がん検診(マンモグラフィ) 対象者:40~69 歳・2年に1回
国民健康保険特定健康診査の受診率	43.2% (29 年度)	60%	60%	
ゲートキーパー養成講座受講者数	961 人	2,000 人	3,000 人	延受講者数

2-2 いつまでも生き生きと笑顔あふれる暮らしを創出する

【高齢者福祉】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
地域包括支援センターの設置箇所数	5箇所	6箇所	7箇所	
認知症サポーター養成講座の修了者数	8,956 人	20,000 人	30,000 人	累計修了者数
65 歳以上で要介護・要支援認定を受けている人の割合	12.97%	14.00%	14.60%	
65 歳以上で「介護予防・高齢者支援などの地域ボランティアや担い手として活動している」と答えた人の割合	16.3% (27 年度)	21%	26%	出典：介護予防健診（65 歳以上の要支援・要介護認定を受けていない人を対象としたアンケート調査）
老人クラブの加入者数	3,331 人	3,931 人	4,431 人	

【障がい者福祉】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
日中活動系サービスの利用者数	451 人	470 人	500 人	実利用人数
グループホームの定員	64 人	130 人	170 人	市内グループホーム定員数
障がい者就労支援センター登録者のうち一般就労した人数	22 人	24 人	26 人	

【地域福祉】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
ボランティアセンターへの登録団体数	22 団体	23 団体	24 団体	
市民後見人養成講座の修了者数	5人	30 人	55 人	累計修了者数

【社会保障・生活支援】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
一般会計から国民健康保険特別会計への決算補填目的等法定外繰入金	58,394 万円 (28 年度)	30,000 万円	10,000 万円	県への納付金のうち保険税収入での不足分に充てるための経費
介護保険第1号被保険者の保険料の収入割合	99.0%	100%	100%	

2-3 多様性を認め合い心豊かになる暮らしを構築する

【平和・人権・男女共同】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
平和関連事業の参加者数	1,088 人	1,150 人	1,200 人	対象事業：広島長崎原爆展・長崎の語り部による被爆体験講話
男女共同参画関連事業の参加者数	99 人	110 人	120 人	対象事業：ルピナスセミナー・男女共同参画センター推進講座

【コミュニティ】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
自治会の加入率	45.5%	50%	55%	
市民活動センターの来館者数	13,770 人	14,500 人	15,100 人	年間来館者数

3-1 災害に強く犯罪が起こりにくいまちづくりを推進する

【防災・消防】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
民間事業者、管理組合などと締結した災害に関する協定の数	78 件	82 件	86 件	累計締結数 協定の内容：物資供給、燃料供給、情報収集・伝達、応急復旧活動、救援救護、輸送、施設提供、帰宅困難者支援、包括的連携など
液状化対策を実施した主要な幹線道路の延長	9.3km	11.1km	12.7km	事業開始からの累計整備延長対象延長：15.8km
耐震化対策を実施した橋りょう数	0橋	6橋	7橋	事業開始からの累計橋りょう数対象橋りょう数：21 橋
下水道管きよの耐震化率	56.0%	70.1%	81.2%	重要な幹線等の下水道管きよの延長 57.5km のうち、耐震化済みの管きよの割合
地籍調査(予備調査)の着手筆数	6,233 筆	12,926 筆	12,926 筆	事業開始からの累計筆数対象筆数：12,926 筆
地震時等に著しく危険な密集市街地の面積	8.2ha (27 年度)	7.3ha	7.3ha	参考指標は国が公表した最新の年度である 27 年度の面積を採用
密集市街地防災まちづくり方針における避難路等(土地区画整理事業含む)の整備延長	0m	924m	1,104m	事業開始からの累計整備延長総延長：2,107m
応急手当講習会の受講者数	3,593 人	5,000 人	5,000 人	年間の受講者数
消防団員の定員充足率	40%	60%	80%	「浦安市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例」に定める団員の定員 230 名に占める団員数の割合

【防犯・消費生活・交通安全】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
刑法犯認知件数	1,473 件	1,400 件	1,330 件	年間の認知件数
自主防犯活動を行っている団体(自治会・PTAなど)の数	126 団体	130 団体	140 団体	浦安市防犯協会支部数
消費者生活相談の受付件数	1,041 件	1,090 件	1,150 件	年間の相談件数
自転車通行帯・自転車走行指導帯の整備延長	21.3km	24.8km	27.1km	事業開始からの累計整備延長対象延長：56.9km

3-2 水と緑を活かした快適な環境を整備する

【水辺環境】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
境川の修景整備の延長	1,224m	1,324m	1,714m	事業開始からの累計整備延長 対象延長:4,942m
日の出・明海地区の海岸の開放延長	215m	1,635m	1,635m	事業開始からの累計整備延長 対象延長:1,635m
舞浜地区の海岸の整備延長	1,520m	2,170m	3,378m	事業開始からの累計整備延長 対象延長:3,378m

【公園・緑地】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
都市公園面積	1,157,000 m ²	1,180,000 m ²	1,181,000 m ²	
公園ボランティア制度に基づく里親団体の数	13 団体	13 団体	13 団体	事業開始からの累計団体数

【ごみ処理】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
家庭系ごみ・事業系ごみの排出量	58,680t	55,783t (令和4年度)	54,021t (令和9年度)	年間の排出量 参考指標は、一般廃棄物処理基本計画の目標年値を採用
再資源化率	17.3%	22.2% (令和4年度)	23.0% (令和9年度)	(直接資源化量+中間処理後再生利用量)÷総処理量 参考指標は、一般廃棄物処理基本計画の目標値を採用
ごみの最終処分量	3,543t	3,509t (令和4年度)	3,384t (令和9年度)	年間の最終処分量 参考指標は、一般廃棄物処理基本計画の目標値を採用

【環境保全】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
公共施設からの温室効果ガス排出量	20,574t-CO ₂ (25 年度)	16,699t-CO ₂ (令和8年度)	15,705t-CO ₂ (令和 12 年度)	年間の排出量 参考指標は、第5次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)及び第6次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の目標値を採用
大気汚染の環境基準項目達成率	92% (29 年度)	92%	92%	環境基準項目 13 項目のうち、基準を達成している項目の割合

3-3 暮らしを支える都市基盤を整備する

【市街地・住宅】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
浦安マンションライフセミナー開催回数	3回	4回	4回	年間の開催回数

【道路・交通】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
道路ストック総点検に基づく道路の改修延長	1.0km	7.0km	22.0km	事業開始からの累計改修延長幹線道路のうち補修の緊急度が高いと診断され、改修した道路の延長
おさんぽバスの利用者数	2,088,203 人	2,136,000 人	2,161,000 人	年間の利用者数

【下水道】

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
ストックマネジメント計画に基づく下水道管きよの調査・対策率	25.4%	91.5%	96.8%	調査対象の下水道管きよ 145.5km のうち、調査の結果、異常がなかった管きよ及び改修済みの管きよの割合
水洗化率	97.6%	98.6%	99.6%	処理区域内人口のうち、下水道水洗化人口の割合

基本目標4**多様な機能と交流が生まれ出す魅力あふれるまちへ****4-1 魅力あふれる観光・リゾートを振興する****【観光・リゾート】**

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
MICE 開催件数	20 件	30 件	40 件	年間の開催件数

4-2 新しい時代に対応した地域産業を振興する**【地域産業】**

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
年間商品販売額	538,544 百万円 (28 年度)	565,471 百万円	592,398 百万円	出典：総務省「経済センサス-活動調査」
製造品出荷額	92,994 百万円 (29 年度)	97,643 百万円	102,293 百万円	出典：経済産業省「工業統計調査」
創業支援等事業の利用者数	221 名	230 名	245 名	浦安市創業支援事業計画に掲げた創業支援等事業を利用した人の数

計画実現のために

参考指標名	参考指標値			備考
	平成 30 年度	令和6年度	令和 11 年度	
市 HP へのアクセス件数	9,550,000 件	10,028,000 件	10,505,000 件	
市税の収納率	97.66%	100%	100%	
本市への愛着率	80.3% (30 年度)	83%	86%	出典：市政に関する市民意識調査 「浦安市に愛着・親しみを感じている」と答えた人の割合

